

総務政策委員協議会資料1-1 令和5年11月22日 担当:情報戦略局 企画調整課	教育民生委員協議会資料5-1 令和5年11月21日 担当:情報戦略局 企画調整課	産業建設委員協議会資料4-1 令和5年11月20日 担当:情報戦略局 企画調整課
--	--	--

第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について

1 背景

圏域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を定めた伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンについて、現行の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き圏域の課題に対応するため、次期共生ビジョンを策定するもの。

2 経過

(1) 圏域住民からの意見募集

- ①期 間 令和5年4月20日～ 5月19日
- ②対象者 圏域市町の住民
- ③結 果 意見数7件（医療・福祉分野4件、産業分野1件、公共交通・基盤整備分野2件）

(2) 伊勢志摩定住自立圏推進協議会（部会）における協議

中心市（伊勢市）及び連携市町で構成する各部会において、第2次共生ビジョンにおける取組事項を検証（暫定総括）するとともに、第3次共生ビジョンにおける取組の検討を行った。

取組の検討においては、圏域の機能を向上させるため、国の定める要綱の改正内容や圏域住民からの意見を踏まえ、取組の拡充や現行共生ビジョンにない新たな取組の設定について協議した。

(3) 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会における意見聴取

- 令和5年 7月 5日 第1回 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会
（第3次共生ビジョンの策定方針、策定スケジュール等の確認）
- 令和5年 9月 5日 第2回 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会
（諮問、第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの暫定総括、
第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン案）
- 令和5年10月11日 第3回 伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会
（第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン案）

3 ビジョンの概要

(1) 計画の期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間） ※毎年度所要の変更を行う

(2) 具体的取組事項

- 34取組 継続取組 32取組
- 新規取組 2取組 ・自転車を活用したまちづくり
- ・インクルーシブスポーツの普及啓発

4 今後の予定

令和5年11月 伊勢市議会（パブリックコメント案）

令和5年12月 パブリックコメント実施

期 間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）

縦覧場所：市内19箇所、圏域市町の主要施設

令和6年1月 第4回伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会開催（パブリックコメント結果）

令和6年2月 伊勢市議会（パブリックコメント結果）

令和6年3月 各市町議会 議案提出（協定の新規締結・変更）

策定・公表

総務政策委員協議会資料1－2 令和5年11月22日 担当:情報戦略局 企画調整課	教育民生委員協議会資料5－2 令和5年11月21日 担当:情報戦略局 企画調整課	産業建設委員協議会資料4－2 令和5年11月20日 担当:情報戦略局 企画調整課
---	---	---

第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）

I 定住自立圏共生ビジョンにおける基本的事項

1 定住自立圏構想について

人口減少、少子高齢化が進行する中で、地方圏においては、安心して暮らせる地域を形成し、都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

定住自立圏構想は、中心市と近隣市町村が圏域を形成し、中心市の都市機能と近隣市町村のそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能等を確保することを目的としています。

2 定住自立圏及び市町の名称

(1) 定住自立圏の名称

伊勢志摩定住自立圏

(2) 圏域を形成する市町の名称

伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町

3 これまでの経緯

H25.2.25	定住自立圏構想推進要綱に基づき伊勢市が中心市宣言を行いました。
H25.7.18	伊勢市と鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・明和町が1対1で伊勢志摩定住自立圏形成協定を締結しました。
H26.6.16	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定（計画期間H26年度～H30年度）しました。
H31.3.29	第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定（計画期間R1年度～R5年度）しました。

4 定住自立圏共生ビジョンの策定趣旨

定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年総行応第39号）及び定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、地域の活性化と発展を図るため、伊勢志摩圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするもので、圏域の定住自立圏構想の取組の推進にあたり、総務省をはじめ、国の各府省の支援の根拠となる計画です。

平成31年に策定した第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンについて計画期間が終了することから、引き続き圏域の課題に対応していくため、第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定するものです。

5 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの期間

令和6年度から令和10年度までとし、毎年度所要の変更を行います。

Ⅱ 圏域の将来像

1 目指すべき将来像

伊勢志摩圏域は、それぞれの行政区域を越えて生活圏を共有し、社会・経済・教育などの面で結びつきも深く、これまでも消防・救急、ごみ処理、福祉施設の運営など、連携した取組を進め、効率的な行政運営を行ってきました。

現在、日本は人口減少社会へと突入し、少子高齢化の急速な進行、産業や経済のグローバル化、国や地方の厳しい財政状況など、長年にわたって築かれたこれまでの社会構造の再構築が求められる、大きな転換期にあります。

こうしたなか、今後も自主的自立的に地域の活性化と持続的な発展を継続していくためには、単独自治体での事業展開には限界があると同時に効率的ではないと考えられます。

このような認識のもと、「伊勢志摩定住自立圏」として持続可能な地域社会を確立するため、各市町の自主性を重んじつつ、相互の連携を深めながら、それぞれの自治体が有する都市機能や地域資源を有効に活用し、生活に必要な機能を圏域全体で確立していくことで、住民が安心かつ快適に暮らし、誰もが住み続けたいと実感できる圏域づくりを目指します。

2 圏域人口の将来展望

伊勢志摩定住自立圏を構成する各自治体では、これまでの人口動態を分析し、将来の人口の展望を、人口ビジョン等として示しています。そのため、圏域の将来人口の中長期の人口目標については、連携市町の人口ビジョン等を踏まえて次のとおりとします。

圏域の 将来人口	令和2年度 (2020年)	令和7年度 (2025年)	令和12年度 (2030年)	令和17年度 (2035年)	令和25年度 (2040年)
	250,484人	234,858人	222,251人	211,302人	201,444人

※令和2年度は国勢調査の数値、令和7年以降は各市町策定の「人口ビジョン」等を用いて作成しています。

3 将来像の実現に向けて

圏域内の各市町（行政）、関係団体、大学、企業、県等は、将来像の実現に向け、刻々と変化する圏域の現状及びその現状から捉えられる課題について、継続的に情報交換及び情報共有を行い、課題解決に向けた取組を進めることとします。

取組を進めるに当たっては、各市町における個別の取組を基盤としながら、中心市と連携することにより、効果が高まる取組、効率的に実施できる取組、あるいは1市町では実施することが難しい取組などについて、連携して取り組むこととします。

主な取組内容としては、圏域の課題を整理し、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点に立ち、医療・福祉、産業振興、公共交通などの各分野とし、それぞれの分野における人材の確保及び育成、情報の集約及び発信について積極的に取り組み、持続可能な公共サービスの提供、人口定住の促進につなげていきます。また、国際社会における持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディ・ジーズ））については、伊勢志摩定住自立圏が目指す持続可能な圏域づくりに向けた各取組において推進していきます。

Ⅲ 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンにおける 具体的取組

◆生活機能の強化に係る政策分野

医療・福祉	医療体制の確保	休日・夜間応急診療所の維持運営	5
		病院群輪番制の維持	6
		医療受診適正化の啓発	7
		在宅医療・介護連携の推進	8
	子育て環境の充実	病児・病後児の保育施設の運営	9
		ファミリーサポートセンター提供会員の相互利用	10
		児童発達支援センターの設置、運営	11
産業振興	商工業の振興	伊勢志摩総合地方卸売市場の経営基盤の確立	12
		中小企業勤労者及び事業主への勤労者福祉制度の充実に向けた支援	13
		企業立地の推進	14
		イベント等の誘致・開催	15
		創業に関する支援	16
		農林漁業の振興	鳥獣被害防止対策
	観光の振興	伊勢志摩地域への旅客誘致	18
		伊勢熊野地域への旅客誘致	19
		伊勢志摩国立公園の自然保護、PR、地域振興	20
	その他	自転車の活用推進	自転車を活用したまちづくり

◆結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

公共交通	交通ネットワークの充実	廃止代替路線バスの維持	22	
		コミュニティバス運行の連携	23	
	道路網の整備促進	県道鳥羽松阪線の建設促進	24	
		県道伊勢南島線の建設促進	25	
		宮川架橋の建設促進	26	
		伊勢志摩連絡道路の建設促進	27	
		観光交通の渋滞緩和	伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和	28
	地域の生産者、消費者等の連携による地産地消	地産地消の推進及び地場産品のPR推進	地産地消の推進、地場産品のPR	29
	地域内外の住民との交流	地域情報の共有化及び発信	圏域内外への地域情報等の情報発信	30
		出会い・結婚への支援	出会い・結婚に関する情報提供等	31
その他	図書館サービスの充実	図書館サービスの更なる充実に向けた仕組みの構築	32	
	宮川流域の保全・活用	宮川流域情報の集約及び提供等	33	
	消費生活相談体制の強化	消費生活センターの広域化	34	
	インクルーシブスポーツ環境の充実	インクルーシブスポーツの普及啓発	35	

◆圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成	圏域市町職員・教職員の人材育成	職員研修の合同開催	36
		教職員研修講座の実施	37
	圏域内人材の育成	青少年健全育成の合同研修会の開催	38

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】医療体制の確保

取 組 事 項		休日・夜間応急診療所の維持運営								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○	○	○	○			○	
協定の内容	取組内容	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。								
	中心市の役割	伊勢市休日・夜間応急診療所を維持運営する。								
	連携市町の役割	伊勢市休日・夜間応急診療所（鳥羽市及び志摩市は歯科診療に限る。）の運営に必要な経費を負担する。								
現状と課題		圏域の休日・夜間における一次救急医療は、伊勢市、鳥羽市及び志摩市の休日・夜間応急診療所にて行っている。内科、小児科とともに歯科を開設しているのは伊勢市休日・夜間応急診療所だけである。								
事業の概要		伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会及び伊勢薬剤師会に委託し、休日・夜間の一次救急医療体制(伊勢市休日・夜間応急診療所)を維持運営する。								
期待される効果		休日・夜間の一次救急医療体制を確保することで、住民の休日・夜間における診療の不安を軽減するとともに健康管理に繋がる。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		129,830		129,830		129,830		129,830		129,830
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	伊勢市休日・夜間応急診療所の運営									
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	開所日数（日）	365		365	365	365	366	365	伊勢市休日・夜間応急診療所の年間開所日数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	利用者数（人）	4,664		9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	伊勢市休日・夜間応急診療所の年間利用者数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	時点									
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】医療体制の確保

取組事項		病院群輪番制の維持							
連携市町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
協定の内容	取組内容	救急医療体制を確保するため、休日夜間の二次救急医療体制（病院群輪番制）を維持する。							
	中心市の役割	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担する。							
	連携市町の役割	病院群輪番制の運営に必要な経費を負担する。							
現状と課題		地域の休日・夜間における二次救急医療は、伊勢赤十字病院と市立伊勢総合病院の2総合病院で行っている。							
事業の概要		地域内の総合病院の輪番制による二次救急医療体制の維持に必要な支援を行う。							
期待される効果		二次救急医療体制を維持確保し、住民が24時間いつでも診療が受けられる体制の確保に繋がる。							
		R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
事業費（千円）		34,750	34,750	34,750	34,750	34,750			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
	病院群輪番制病院への支援						→		
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	開所日数（日）	365		365	365	365	366	365	輪番制により開所した日数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	受入人数（人）	18,272		18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	輪番制による年間受入人数（各病院の合計）
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
備考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】医療体制の確保

取 組 事 項		医療受診適正化の啓発							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
協定の 内容	取組内容	救急医療体制を確保するため、適正な医療受診に係る啓発を行う。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、住民等への啓発等を行う。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、住民等への啓発等を行う。							
現状と課題		圏域においては、地域の医療機関が連携し、医療機能に応じた医療機関の役割分担が進められている。しかし、軽症患者が二次救急を不適切に受診する例などにより、本来の医療機能を十分発揮できない場合が生じている。							
事業の概要		住民を対象として、救急時等における病状に応じた医療機関の適切な受診、「かかりつけ医」を持つこと等の啓発を、地域の実状を考慮して広報誌、CATV、救急・災害を考える集いなどで行う。							
期待される効果		「かかりつけ医」を持つことにより、平時の健康管理とともに、救急時においても適切な対応ができる体制整備が進められる。かかりつけ医と最寄の医療機関及び救急病院の役割分担についての理解も住民に広がり、適切な受診が促される。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
事業費（千円）		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800			
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
	広報紙、CATV、イベント等による住民への啓発								
取組の 実 績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	啓発活動回数（回）	0		2	2	2	2	2	啓発に向けてのイベント等の開催回数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	参加人数（人）	0		700	700	700	700	700	イベントへの参加者数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
備 考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】医療体制の確保

取 組 事 項		在宅医療・介護連携の推進								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○			○	○		○		
協定の内容	取組内容	高齢者の在宅生活の支援に必要な体制を整備するため、在宅医療と介護の連携を支援する取組を行う。								
	中心市の役割	連携市町と連携し、在宅医療と介護の連携推進のために必要な取組を行う。								
	連携市町の役割	中心市と連携し、事業を実施するとともに、必要な経費を負担する。								
現状と課題		在宅医療・介護連携については、その保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていない。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められる。								
事業の概要		地域の在宅医療・介護連携を支援する拠点として、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、地域の医療・介護資源を把握するとともに、相談窓口の設置や情報共有支援等を行う。								
期待される効果		在宅医療・介護に関わる専門職の連携が円滑に行われることにより、高齢者の在宅生活支援に必要な体制が整備され、地域包括ケアシステムの強化となる。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		17,340		17,340		17,340		17,340		17,340
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	事業の実施									
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	在宅医療・介護連携支援相談窓口設置（箇所）	1		1	1	1	1	1	在宅医療・介護連携支援センター設置数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	連携推進会議の開催回数（回）	2		2	2	2	2	2	在宅医療・介護等の多職種、市町による連携推進会議の開催回数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
在宅医療・介護等多職種研修回数（回）	7		7	7	7	7	7	在宅医療・介護等の多職種による研修の開催回数		
時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考		在宅医療・介護連携支援センター・・・伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町が伊勢地区医師会への業務委託により共同設置。								

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】子育て環境の充実

取 組 事 項		病児・病後児の保育施設の運営									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○			○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	安心して子育てができる環境を提供するため、病児・病後児を保育する専用施設を運営する。									
	中心市の役割	事業の実施に必要な事務を行うとともに、連携市町と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する									
	連携市町の役割	中心市と連携し、住民等への周知及び運営に必要な経費を負担する。									
現状と課題		核家族化や共働き家庭の増加により、病気あるいは病気回復期で集団保育の困難である児童（小学6年生まで）の保育施設の需要が高まっている。									
事業の概要		圏域内の住民の仕事と子育ての両立を支援するため、専用施設を有する小児医療機関に運営を委託し、病児・病後児の保育環境を確保する。また、住民への周知を行う。									
期待される効果		安心して子育てができる環境を提供することができる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		16,400		16,400		16,400		16,400		16,400	
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	病児・病後児の保育施設の運営										
	周知活動										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	利用可能者数（人）	864		960	960	960	960	960	年間開所日数（240日）× 1日に受け入れ可能な人数 （4人）		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
時点											
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】子育て環境の充実

取組事項		ファミリーサポートセンター提供会員の相互利用							
連携市町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○	○	○	
協定の内容	取組内容	安心して子育てができる環境を提供するため、ファミリーサポートセンターにおける提供会員の相互利用を推進する。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、提供会員の情報を共有し、依頼会員へ提供する。							
現状と課題		伊勢市は単独（委託先：NPO法人三重みなみ子どもネットワーク）で、玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町（及び大台町）は広域連携（委託先：NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター、運営者：NPO法人三重みなみ子どもネットワーク）で事業を実施している。利用にあたっての利便性向上に向けた提供会員の確保が課題となっている。							
事業の概要		子育ての手助けができる人（提供会員）を手助けが必要な人（依頼会員）の依頼に応じて紹介する事業について、各市町で実施する事業の充実に努めつつ、依頼会員の利便性向上を図るために、提供会員の相互利用の推進を図る。また、提供会員の援助内容についてHP・SNS等で紹介するなど周知を行うとともに、提供会員養成講座の開催により会員確保を図る。							
期待される効果		依頼会員への安定的なサービス提供と利便性向上を図ることができる。また、圏域において就労する人に、安心して子育てができる環境を提供することができる。							
		R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
事業費（千円）		14,500	14,500	14,500	14,500	14,500			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
	提供会員の情報共有						→		
	提供会員数の維持						→		
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	提供会員数（人）	151	/	160	160	160	160	160	各ファミリーサポートセンター提供会員数の合計
	時点	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	
	利用者数（人）	1,052	/	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	各ファミリーサポートセンターでの利用者数の合計
	時点	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末	R8年度末	R9年度末	R10年度末	
備考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】医療・福祉

【施策名】子育て環境の充実

取 組 事 項		児童発達支援センターの設置、運営									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○			
協定の 内容	取組内容	発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築するため、児童発達支援センターを設置、運営する。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、設置、運営に必要な経費を負担する。									
現状と課題		令和6年4月施行の改正児童福祉法では、「児童発達支援センター」を地域の障がい児とその家族を支援する機関として、また、障害児通所支援事業所に対する中核的な機関として、機能の強化を図ることとされている。									
事業の概要		連携市町における中核的な支援機関として、伊勢市児童発達支援センターにおいて、専門的な知識に基づく技術的な助言・援助を障害児通所支援事業者等へ行う。また、通所事業や保育所等訪問支援事業、地域支援事業、相談支援事業を実施する。									
期待される効果		児童発達支援センターがその機能を発揮することにより、地域における障がい児支援の質の向上に繋がる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		46,000		46,000		46,000		46,000		46,000	
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	通所事業、保育所等訪問支援事業の実施										
	地域支援事業の実施										
	相談支援事業の実施										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	通所事業、保育所等訪問支援事業の延べ利用者数（人）	4,667		4,680	4,680	4,680	4,680	4,680	通所事業、保育所等訪問支援事業の年間延べ利用者数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	事業者研修会の実施回数（回）	2		3	3	3	4	4	障害児通所支援事業者への研修会の年間実施回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	家族支援事業の実施回数（回）	3		4	4	4	5	5	通所児童の保護者向け学習会等の年間実施回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】 生活機能の強化

【政策分野】 産業振興

【施策名】 商工業の振興

取 組 事 項		伊勢志摩総合地方卸売市場の経営基盤の確立								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○	○	○	○		○		
協定の内容	取組内容	圏域消費者への生鮮食料品の安定供給及び生産者の安定的な販路の確保を図るため、伊勢志摩総合地方卸売市場の安定した経営基盤の確立を推進する。								
	中心市の役割	連携市町と連携し、伊勢志摩総合地方卸売市場の運営に関する調整及び支援を行う。								
	連携市町の役割	中心市と連携し、伊勢志摩総合地方卸売市場の運営に関する協議及び支援を行う。								
現状と課題		伊勢志摩総合地方卸売市場については、自立経営への転換を図り、民間主導の経営化を進めていくことが求められている。また、昭和57年に建設された施設については、老朽化が進んでいることから、修繕及び設備更新を計画的に実施する必要がある。								
事業の概要		持続可能な経営が可能となるよう、経営改善に取り組む。								
期待される効果		生産者には確実な販路を、流通・小売業者には生鮮食料品の安定的・効率的な取引の場を提供できる。消費者には「安心・安全」な生鮮食料品の安定した供給を行うことができる。								
		R 6年度		R 7年度		R 8年度		R 9年度		R 10年度
事業費（千円）		0		0		0		0		0
実施スケジュール	具体的な内容	R 6年度		R 7年度		R 8年度		R 9年度		R 10年度
	経営改善									→
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10		
	繰越利益剰余金(千円)	80,797	／	96,500	101,500	106,500	111,500	116,500	卸売市場における繰越利益剰余金	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	時点									
	時点									
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】産業振興

【施策名】商工業の振興

取 組 事 項		中小企業勤労者及び事業主への福利厚生事業の充実に向けた支援									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○		○						
協定の 内容	取組内容	中小企業の振興を図るため、圏域の中小企業の勤労者及び事業主における勤労者福祉制度の充実に取り組む。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの運営に関する協議及び支援を行うとともに、事業所等へ情報発信を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの運営に関する協議及び支援を行うとともに、事業所等へ情報発信を行う。									
現状と課題		当地域に所在する企業の大半は中小企業であるが、中小企業は独自に福利厚生事業を実施することが難しいことが多い。労働力人口が減少する中、人材確保、雇用定着を図る上でも福利厚生事業の充実が求められている。 福利厚生事業を提供する一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの会員数は、令和元年度から減少しており、安定的な運営を行うため会員の維持確保が課題となっている。									
事業の概要		中小企業等の勤労者及び事業主の福利厚生事業を行う一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターに対し、事業運営に必要な補助金を交付する。また、充実したサービスを提供するため、会員の維持確保に向けて同センターの周知を行う。									
期待される効果		地域企業の人材確保及び勤労者の定着に繋がる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		13,284		13,284		13,284		13,284		13,284	
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	サービスセンターの運営支援										
	広報活動										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	会員事業所数（社）	821		827	834	841	848	855	一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターにおける会員事業所数		
	時点	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1			
	会員数（人）	5,082		5,100	5,150	5,200	5,250	5,300	一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターにおける会員数		
	時点	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1	R11.4.1			
時点											
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化
【政策分野】産業振興
【施策名】商工業の振興

取 組 事 項		企業立地の推進									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○		○			
協定の 内容	取組内容	圏域の経済活性化及び雇用の拡大を確保するため、企業立地を推進する。									
	中心市の役割	三重県と連携を図るとともに、連携市町と連携し、産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るために必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、産業集積の形成及び地域経済の活性化を図るために必要な取組を行う。									
現状と課題		三重県内では、道路交通網・リニア新幹線の整備状況から北勢方面への企業立地が盛んである。 伊勢志摩地域には大規模な工業団地がなく、個別にPRしても効果が薄い。 伊勢志摩地域が共同で企業誘致活動をし、操業環境を周知していくことが課題である。									
事業の概要		伊勢志摩地域へ企業を誘致するため、三重県が主催する企業セミナーで圏域の操業環境等のPRに取り組む。 また、工場等の新設及び増設等の設備投資による事業拡張を推進する。									
期待される効果		広域で連携して企業立地を促進することにより、圏域の経済活性化及び雇用の確保に繋がることが期待される。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		356		356		356		356		356	
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	三重県主催企業セミナーでのPR										
	工場等の設備投資支援										
取組 の 実 績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	雇用が発生する設備投資件数（件）	35		20	20	20	20	20	半島振興法の確認申請を行った事業者のうち雇用が発生する設備導入を行った事業者の数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	雇用創出人数（人）	107		80	80	80	80	80	上記の設備投資に伴う雇用創出人数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化
【政策分野】産業振興
【施策名】商工業の振興

取 組 事 項		イベント等の誘致・開催									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、連携市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。									
	中心市の役割	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、連携市町と連携し、必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、中心市と連携し、必要な取組を行う。									
現状と課題		令和7年に開催が予定されている大阪・関西万博や神宮式年遷宮関連行事の開始に伴う民族伝統行事の開催等を誘客の契機と捉え、継続的に圏域の魅力を発信することが求められている。									
事業の概要		圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、連携市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。									
期待される効果		圏域内の多産業への経済波及が期待されるとともに、伊勢志摩圏域の魅力が国内外に発信されることによる交流人口の拡大等に繋がる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		1,400		1,400		1,400		1,400		1,400	
実施 スケ ジュー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	イベントの誘致・開催										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	誘致活動数（働きかけた団体数）（件）	1		2	2	2	2	2	連携市町による誘致活動件数の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	イベントの開催件数（件）	2		1	1	1	1	1	連携市町における全国規模のイベント開催件数の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化
【政策分野】産業振興
【施策名】商工業の振興

取 組 事 項		創業に関する支援									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	産業の振興、雇用の創出を図るため、創業を支援する。									
	中心市の役割	連携市町及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。									
	連携市町の役割	中心市及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。									
現状と課題		これまで地域経済を支えてきた中小企業・小規模事業者の数が年々減少を続けており、地域の活力が失われつつある。また、進学や就職などの理由で地域を離れ愛知県等３大都市圏へ転出する若者が後を絶たず、人口減少に拍車をかけている。このような状況において、新たな地域経済の担い手を創出するため、創業の促進が求められている。									
事業の概要		産業の振興、雇用の創出を図るため、創業を支援する。									
期待される効果		圏域における創業を促進することで、新たな担い手による地域産業の振興及び雇用の創出に繋がる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		34,200		34,200		34,200		34,200		34,200	
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	創業支援事業計画に定める創業セミナー等の開催									→	
	創業に関する情報の収集・発信、共有									→	
	創業希望者への補助の実施									→	
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	創業セミナー等参加者数（人）	375		380	385	390	395	400	創業支援事業計画に定める創業セミナー等への参加者の年間延べ人数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	創業希望者への補助件数（件）	39		40	42	44	46	48	創業希望者に対する補助金（利子補給及び保証料補給を除く）の交付件数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】産業振興

【施策名】農林漁業の振興

取 組 事 項		鳥獣被害防止対策									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の内容	取組内容	有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、鳥獣被害対策を推進する。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、鳥獣被害防止対策に必要な取組を行う。									
現状と課題		鳥獣被害防止対策は各市町において積極的に取り組んでいるが、有害鳥獣の繁殖率は高く、農作物等への被害に苦慮している状況である。今後も各市町での取組を進めながらも、圏域で連携・協力しながら鳥獣被害防止対策を実施していくことが有効である。									
事業の概要		有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、目撃情報の共有など、市町が連携して対策を実施する。									
期待される効果		市町が連携して対策を実施することにより、効果的な被害防止を図ることができる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		101,000		101,000		101,000		101,000		101,000	
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	連携市町間での情報共有										
	連携して行う事業の検討										
	連携して行う事業の実施										
	連携して行う事業の実施										
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	鳥獣被害額（千円）	39,727		38,153	37,390	36,642	35,909	35,190	連携市町での獣害被害額の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
	時点										
	時点										
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化
【政策分野】産業振興
【施策名】観光の振興

取 組 事 項		伊勢志摩地域への旅客誘致									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○		○	○		
協定の 内容	取組内容	伊勢志摩地域への旅客誘致を図り、伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行の誘致等の取組を行う。									
	中心市の役割	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、連携市町と連携し、必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、中心市と連携し、必要な取組を行う。									
現状と課題		新型コロナの制限緩和に伴い、国内外ともに、旅行者の動きもコロナ禍に比べ大きく活発化しているが、観光産業の完全回復までには至っていない。伊勢志摩地域の観光客を増加させるには、引き続き、地域が一体となって取り組むことが重要である。実施する事業については随時見直すとともに、大阪・関西万博や次期式年遷宮も視野に入れて積極的に進める必要がある。									
事業の概要		伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行等の誘致、伊勢志摩観光振興プランの策定や、次期式年遷宮を見据えた事業等を実施し、伊勢志摩地域への旅客誘致を図る。また、観光型MaaS事業の実施により伊勢志摩地域の観光DXを推進する。 インバウンド事業については、大阪・関西万博を契機と捉え、高付加価値化事業の実施による滞在の長期化や消費促進などを図る。									
期待される効果		伊勢志摩地域の魅力創出・発信を行うことにより、伊勢志摩地域への観光客の増加に繋がる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		71,650		71,650		71,650		71,650		71,650	
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	観光情報の発信									→	
	高付加価値化事業									→	
	観光型MaaS事業									→	
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	旅客数（万人）	2,123		2,267	2,411	2,668	2,958	2,996	連携市町における観光レクリエーション入込客数の合計 （三重県観光レクリエーション入込客数推計書）		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
時点											
備 考		・伊勢志摩観光コンベンション機構：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、明和町、多気町、松阪市、三重県他民間団体 ※成果指標及び目標値については、今年度策定予定の伊勢志摩観光振興プラン（令和6～10年度）の内容の確定により変更する可能性があります。									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】産業振興

【施策名】観光の振興

取 組 事 項		伊勢熊野地域への旅客誘致								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○		○		○			
協定の 内容	取組内容	伊勢・熊野地域への旅客誘致を図り、お伊勢参りと熊野詣でに関する情報発信等の取組を行う。								
	中心市の役割	伊勢熊野観光連絡協議会の事務局運営を行うとともに、連携市町と連携し、必要な取組を行う。								
	連携市町の役割	伊勢熊野観光連絡協議会の構成団体として中心市と連携し、必要な取組を行う。								
現状と課題		コロナ禍の影響により減少した伊勢熊野地域来訪者数の回復のため、外国人観光客への訴求も視野に入れた受入環境整備にも意識を置きつつ、令和6年度の熊野古道世界遺産登録20周年を契機に、伝統・文化を担う次世代の育成及び伊勢熊野地域への来訪意欲向上に資する取組を、協議会構成団体と連携しながら推進していく必要がある。								
事業の概要		熊野古道の世界遺産登録20周年を契機として、国内だけでなく国外も視野に入れた、お伊勢参りと熊野詣でを目的とした旅客の誘致を行い、協議会構成団体間の相互の情報交換及び情報発信に取り組む。								
期待される効果		伊勢熊野地域の魅力創出・発信を行うことにより、伊勢熊野地域への観光客の増大に繋がる。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		300		300		300		300		300
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	観光パンフレットの作成・増刷									→
										→
	ノベルティの作成									→
	P R イベントの開催									→
								→		
取組 の実 績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	熊野古道来訪者数（人）	290,905	／	390,000	410,000	440,000	470,000	500,000	熊野古道伊勢路来訪者数 推計値 （一般社団法人東紀州地域振興公社）	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	時点									
	時点									
備 考		協議会構成団体：伊勢市、鳥羽市、玉城町、多気町、大台町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、紀宝町、新宮市、那智勝浦町、太地町、田辺市								

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】産業振興

【施策名】観光の振興

取 組 事 項		伊勢志摩国立公園の自然保護、 P R、 地域振興							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○				○	
協定の 内容	取組内容	伊勢志摩国立公園の自然保全及び地域振興を図るため、情報発信、自然観察、清掃活動等の取組を行う。							
	中心市の役割	一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、連携市町と連携し、必要な取組を行う。							
	連携市町の役割	一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、中心市と連携し、必要な取組を行う。							
現状と課題		令和3年3月に策定した「ステップアッププログラム2025」に基づき、環境整備を進めると同時に、国立公園指定80周年（令和8年）も見据え、連携市町及び民間事業者が連携し、国立公園地域へ観光客を惹きつける取組を行う必要がある。							
事業の概要		調査研究、保護維持、開発改善、紹介宣伝、目的を同じくする他団体との情報共有のほか、案内ガイド育成を含む自然ふれあい活動の促進、美化清掃、横山ビジターセンターの管理運営等に取り組む。また、国立公園満喫プロジェクトの開始に伴い、地域協議会で作成した「ステップアッププログラム」の達成に必要な活動に取り組む。							
期待される効果		外国人を含む伊勢志摩地域の自然を目的に訪れる観光客が増加することに繋がる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
事業費（千円）		290,000	290,000	290,000	290,000	290,000			
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
	伊勢志摩国立公園ステップアッププログラムに基づく取組								
	横山ビジターセンターの管理運営								
	清掃活動、自然観察会等の実施								
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	
	伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者数（人）	71,000		71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者数推計値 （国立公園訪日外国人利用者数推計値（環境省））
	時点	R1年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	横山ビジターセンターの利用者数（人）	47,363		48,000	48,000	49,000	49,000	50,000	横山ビジターセンターの年間利用者数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	自然観察会の参加者数（人）	281		280	280	290	290	290	伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会による自然観察会の年間参加者数
時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
備 考		成果指標「伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により環境省の調査が中止されたため、令和2年度から4年度の数値なし。（令和5年度から再開予定）							

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】生活機能の強化

【政策分野】その他

【施策名】自転車の活用推進

取 組 事 項		自転車を活用したまちづくり									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進に向けて、自転車を活用した取り組みを行う。									
	中心市の役割	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、連携市町と連携し、必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	自転車を活用したまちづくりに取り組む組織等において、中心市と連携し、必要な取組を行う。									
現状と課題		ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道や各市町の交通の結節点などにおいて、安全で快適な自転車の通行環境の確保が必要である。このことから、令和４年度に伊勢志摩地域における自転車等活用検討会を設立し、生活及び観光の交通手段として自転車活用に向けた取組の検討を進めている。									
事業の概要		伊勢志摩地域自転車等活用推進計画を策定し、広域による推進体制のもと、サイクルツーリズムの推進や自転車通行空間の確保、健康づくりの啓発、安全利用の促進など、地域一体で自転車を活用した取組を行う。									
期待される効果		自転車の活用により、観光振興、健康の増進、安心・安全利用、環境への負荷の低減等の公共の利益増進が期待できる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		17,400		16,400		16,400		16,400		18,400	
実施 スケ ジュー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	自転車等活用推進計画に基づく取組									→	
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	レンタサイクル等の貸出数（台）	6,200		6,800	7,300	7,600	7,800	8,100	連携市町の貸出数の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	市町主導のサイクルルート設定数（ルート）	4		4	5	7	9	10	連携市町のサイクルルート設定数の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	自転車関連交通事故件数（件）	352		345	338	331	324	315	連携市町の自転車関連交通事故件数の合計		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】公共交通

【施策名】交通ネットワークの充実

取 組 事 項		廃止代替路線バスの維持							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○				
協定の内容	取組内容	圏域住民の交通手段を確保するため、廃止代替路線バスの維持を推進する。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。							
現状と課題		新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少し、徐々に回復傾向ではあるが、コロナ禍前の状況には戻っていない。また、運行経費の増加や運転手不足などの課題がある。							
事業の概要		地域住民の交通手段を確保するため、利用促進を行いながら伊勢玉城線の運行を維持する。							
期待される効果		交通手段を有しない交通弱者(高齢者等)が、通学、通院、通勤等の交通手段の確保ができる。また、伊勢神宮等に訪れた観光客等を田丸城跡などの観光資源への誘客により、周辺地域の活性化と回遊性の向上が期待できる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
事業費 (千円)		9,300	9,300	9,300	9,300	9,300			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
	伊勢玉城線の運行維持					→			
取組の実績	成果指標 (単位)	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	
	利用者数 (人)	32,300		33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	伊勢玉城線の年間推計輸送人員 (三交伊勢志摩交通 (株))
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
時点									
備 考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】公共交通

【施策名】交通ネットワークの充実

取 組 事 項		コミュニティバス運行の連携							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○			○
協定の 内容	取組内容	圏域住民の交通手段を確保するため、コミュニティバス等交通ネットワークの充実を推進する。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。							
現状と課題		新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少し、徐々に回復傾向ではあるが、コロナ禍前の状況には戻っていない。また、運行経費の増加や運転手不足等の要因もあり、地域公共交通の維持には、効果的、効率的な運行が必要となっている。 AI配車システムを活用したAIオンデマンド交通などについての調査・研究を行いながら、広域連携の可能性について協議を進めていく必要がある。							
事業の概要		圏域住民の移動手段を確保するため、利便性が高く、効率的なアクセス方法を検討・検証しながら、生活圏に合わせた複数市町の連携による運行を行う。							
期待される効果		圏域全体で多様な交通手段も含め、効果的・効果的なコミュニティバス運行のあり方を検討することで、圏域住民の生活交通の確保と利便性向上及び地域間の交通ネットワーク強化が期待できる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
事業費（千円）		63,900	63,900	63,900	63,900	63,900			
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
	コミュニティバスの連携についての協議						→		
	コミュニティバス相互利用の実施						→		
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	利用者数（人）	36,600		36,600	36,600	36,600	36,600	36,600	年間利用者数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
	時点								
	時点								
備 考		・福祉バスの運行（玉城町） 玉城町保健福祉会館～伊勢市小俣図書館の輸送 ・沼木バス（デマンド）の運行（伊勢市） 度会町のスーパーを経由、度会町との連携（川口～南伊勢高校度会校舎前） ・町営バスの運行（度会町） 町営バスと沼木バスの接続（グッディなど）と連携 ・おかげバスの運行（伊勢市） 「東大淀・明野・小俣線」の明和町（山大淀）までの運行区間延長 ・町民バスの運行（明和町） 町民バス（大淀ルート）とおかげバスの接続（大淀、山大淀）							

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】 結びつきやネットワークの強化

【政策分野】 公共交通

【施策名】 道路網の整備促進

取 組 事 項		県道鳥羽松阪線の建設促進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○						
協定の内容	取組内容	生活圏の拡大と利便性の向上などを図り、相互を結ぶ県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区の道路整備事業を推進する。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。							
現状と課題		県道鳥羽松阪線の伊勢市から鳥羽市の区間は、道路幅も狭く交通量の増加により渋滞が発生していることから、事業の早期完成を目指して昭和53年度に県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区改良促進連絡協議会を設置した。未完成区間は三重県伊勢建設事務所管内の430m（R23号楠部町交差点付近～五十鈴川左岸堤防付近）のみとなっている。							
事業の概要		伊勢市、鳥羽市及び地元関係住民相互間の連絡調整を図り、道路管理者である三重県に要望活動を行う。							
期待される効果		相互間の所要時間短縮及び交通安全対策を図ることができる。また、そのことにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
事業費（千円）		20	20	20	20	20			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度			
	要望活動								
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0	
	要望活動（回）	1		1	1	1	1	1	要望活動実施回数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
時点									
備 考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】 結びつきやネットワークの強化

【政策分野】 公共交通

【施策名】 道路網の整備促進

取 組 事 項		県道伊勢南島線の建設促進									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○				○		○			
協定の 内容	取組内容	生活圏の拡大と利便性の向上などを図り、相互を結ぶ県道伊勢南島線の道路整備事業を推進する。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。									
現状と課題		県道伊勢南島線は地域の発展に極めて重要な役割があるが、道路幅が狭く、交通量の増加により交通事故や渋滞が発生していることから、事業の早期完成を目指して昭和62年度に伊勢南島線道路改良促進期成同盟会を設置した。新野見坂トンネル開通、津村バイパス供用開始により利便性は向上したが、度会町地内の局所的な浸水や雨量による通行規制に起因した交通網の分断、伊勢市中島2丁目地内から津村町地内までの区間の歩道未整備等の課題が残っている。									
事業の概要		同盟会の意見をとりまとめ、道路管理者である三重県との情報共有及び危険箇所等の勉強会を行う。									
期待される効果		相互間の所要時間短縮及び交通安全対策を図ることができる。また、そのことにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		3		3		3		3		3	
実施 スケ ジュー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	勉強会										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	勉強会（回）	1		1	1	1	1	1	勉強会実施回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
時点											
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】公共交通

【施策名】道路網の整備促進

取 組 事 項		宮川架橋の建設促進									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○			○	○					
協定の 内容	取組内容	生活圏の拡大と利便性の向上などを図り、相互を結ぶ宮川架橋の道路整備事業を推進する。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。									
現状と課題		宮川には橋梁の本数が少なく、南伊勢大橋と度会橋とは約7.2km離れており、その間に橋はない。このため、通勤時間帯には、度会橋で慢性的に渋滞が発生している。また、県道伊勢南島線は、度会町と伊勢市内で冠水し自然災害に対しても脆弱な道路ネットワークとなっている。伊勢度会地域の「命の道」を確保するため、南伊勢大橋と度会橋とのほぼ中間点に新たな橋を建設することを目的として、平成21年に宮川架橋建設推進協議会を設立した。									
事業の概要		宮川架橋の早期実現を図るため、必要な資料の収集や分析を行い、要望活動を行う。									
期待される効果		相互の連携・交流をより一層推進でき、地域住民の安全・安心な暮らしが守られる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		50		50		50		50		50	
実施 スケ ジュー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	要望活動										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	要望活動（回）	1		1	1	1	1	1	要望活動実施回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
	時点										
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】 結びつきやネットワークの強化

【政策分野】 公共交通

【施策名】 道路網の整備促進

取 組 事 項		伊勢志摩連絡道路の建設促進									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○				○			
協定の内容	取組内容	生活圏の拡大と利便性の向上などを図り、相互を結ぶ伊勢志摩連絡道路の道路整備事業を推進する。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、相互の地域関係住民の意見を調整し、推進に必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、相互の地域関係住民の意見調整に協力し、推進に必要な取組を行う。									
現状と課題		一般国道167号並びに県道伊勢磯部線（伊勢道路）は、交通量の増加により慢性的に渋滞が発生しており、特に観光シーズンには、円滑な通行に支障が出ている。その解消のためには新しい道路が必要であるとして、平成5年に伊勢志摩連絡道路建設促進同盟会を設立した。第二伊勢道路が平成25年9月に、鵜方磯部バイパスが平成29年12月に供用開始となり、磯部バイパスは、令和6年度供用開始を目指している。今後、磯部バイパス及び未整備区間の早期完成が望まれる。									
事業の概要		同盟会の意見をとりまとめ、国及び三重県に要望活動を行う。									
期待される効果		相互間の所要時間短縮及び交通安全対策が図られる。また、そのことにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		150		150		150		150		150	
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	要望活動										
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	要望活動（回）	1		1	1	1	1	1	要望活動実施回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
	時点										
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】公共交通

【施策名】観光交通の渋滞緩和

取 組 事 項		伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○							
協定の内容	取組内容	伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和を図るため、交通渋滞に関する調査研究、駐車場対策及びパーク&バスライドの実施など、交通渋滞の緩和を推進する。									
	中心市の役割	連携市町及び関係団体と連携し、交通渋滞を緩和するために必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市及び関係団体と連携し、伊勢地域の交通情報を共有するとともに、観光客への情報提供等を行う。									
現状と課題		公共交通機関の利用促進や交通渋滞の発生が予想される場合における交通規制、パーク&バスライド実施などにより、内宮周辺及び外宮周辺の交通渋滞の緩和や発生抑止はされているが、依然として解消に至っていないことから、来訪者のみならず、地域住民の生活や周辺市町への交通にも支障を来している。									
事業の概要		伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和を図るため、交通渋滞に関する調査研究、駐車場対策及びパーク&バスライドの実施、交通情報の共有など、交通渋滞の緩和を推進する。									
期待される効果		観光交通の渋滞を緩和することで、伊勢地域周辺の交通環境の確保と訪問する観光客の快適性が向上する。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		49,200		49,200		49,200		49,200		49,200	
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	交通渋滞対策の実施										
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	御木本道路1 k m以上の渋滞発生日数（日）	8		12以下	12以下	12以下	12以下	12以下	御木本道路における1 k m以上の年間渋滞発生日数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
時点											
備 考		御木本道路（伊勢西 I C 方面から）の宇治浦田町交差点から1 k m以上の渋滞発生日数を計測する。									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】地域の生産者、消費者等の連携による地産地消

【施策名】地産地消の推進及び地場産品のPR推進

取 組 事 項		地産地消の推進及び地場産品の P R									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び農林水産物のPRを推進する。									
	中心市の役割	連携市町及び関係団体と連携し、地産地消及び農林水産物のPRを推進するために必要な取組を行う。									
	連携市町の役割	中心市及び関係団体と連携し、地産地消及び農林水産物のPRを推進するために必要な取組を行う。									
現状と課題		農林水産業の就業人口は高齢化等により減少傾向にある。圏域内では安心・安全な地元の食材供給を促進し、圏域外には積極的にPRすることで消費の拡大を図り、地域農林水産業を活性化させることが課題となっている。									
事業の概要		農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び農林水産物のPRを推進する。									
期待される効果		圏域内農林水産物の消費拡大による就業者の経営安定、地域農林水産業の活性化を図る。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		4,700		4,700		4,700		4,700		4,700	
実施 スケ ジュー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	連携して行う事業の検討									→	
	漁獲物の移動販売、漁協交流イベント・勉強会									→	
	地産地消の学校給食									→	
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	地場産品PR活動の実施回数（回）	10		15	19	19	23	23	連携市町間で共同で実施した地場産品のPR活動の実施回数（連携した市町の延べ数）		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
時点											
備 考											

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】地域内外の住民との交流

【施策名】地域情報の共有化及び発信

取 組 事 項		圏域内外への地域情報等の情報発信							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
協定の内容	取組内容	圏域における地域情報を共有化し、圏域の内外へ相互自治体の情報発信媒体を活用し、情報発信を図る。							
	中心市の役割	伊勢市及び連携市町の地域における情報等を集約し、情報発信可能な事実の把握及び整理を行い、連携市町へ提供する。							
	連携市町の役割	情報発信媒体への掲載事項について中心市へ情報提供する。							
現状と課題		各市町の広報紙やCATVでの合同記事掲載などに取り組んでおり、更なる圏域情報の共有・情報発信を行って圏域の一体感を醸成していく必要がある。 また、人口減少は圏域全体の課題であることから、移住の促進を図るため、「伊勢志摩」の知名度を生かし、令和4年度から連携市町合同で移住セミナーへ参加しているところである。移住を検討される方の琴線に触れるような情報発信をするべく、継続して連携していく必要がある。							
事業の概要		各市町からの地域情報を共有し、各市町のホームページやCATVで相互に情報を発信するほか、広報紙やCATVで合同記事を企画・掲載し、圏域での一体感のある情報発信を行う。 また、連携市町合同での移住セミナー参加を継続するとともに、伊勢志摩の知名度を生かし連携して魅力ある情報を発信する。							
期待される効果		圏域住民の活発な交流の促進が図られるとともに、地域振興や観光振興、圏域住民の郷土愛や圏域の一体感の醸成に繋がる。伊勢志摩の知名度を生かしながら連携して圏域全体の魅力や住みやすさ等をPRすることで、圏域への移住・定住の促進に繋がる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
事業費（千円）		953	953	953	953	953			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
	情報集約・情報発信						→		
	移住イベント等PRの連携						→		
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	圏域内外への地域情報等の情報発信（回）	22		25	25	25	25	25	地域情報等の合同発信回数等
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	移住イベント等PRの連携回数（回）	1		2	2	2	2	2	三重県主催等の移住イベントへの合同参加回数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
備 考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】地域内外の住民との交流

【施策名】出会い・結婚への支援

取 組 事 項		出会い・結婚に関する情報提供等								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○	○	○	○	○	○	○	
協定の 内容	取組内容	出会い・結婚の希望をかなえるため、情報提供、相談への対応、セミナー開催など、出会い・結婚に関する支援を行う。								
	中心市の役割	連携市町と連携し、出会い・結婚への支援に必要な取組を行う。								
	連携市町の役割	中心市と連携し、出会い・結婚への支援に必要な取組を行う。								
現状と課題		人口減少が進む中、少子化対策が求められている。少子化の要因の一つに晩婚化・非婚化が挙げられる。結婚していない理由として「出会いがない」「理想の相手に出会えていない」ことがアンケート調査等の結果として出ている。今後、地域の活性化のためには、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てができる社会づくりが必要である。								
事業の概要		「いせ出会い支援センター」を拠点として、結婚に向けた相談、出会いの機会の創出や情報提供を行う。また、従業員の出会い・結婚を支援する企業のネットワーク「いせむすび」についても登録企業に情報提供を行い、従業員の出会いの機会に繋げていく。								
期待される効果		圏域全体を対象とすることで出会いの機会を多く提供できるなど、より広範囲での出会いが期待できる。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		23,000		23,000		23,000		23,000		23,000
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	出会い・結婚に関する相談対応									
	出会いの機会の創出									
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	センターの利用件数（件）	3,288		3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	センターへの来所、電話、メールによる利用件数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	出会いのイベント開催数（回）	3		3	3	3	3	3	センターが開催する出会いイベント数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	婚活イベント情報提供件数（件）	70		70	70	70	70	70	従業員の出会い・結婚を支援する企業ネットワーク「いせむすび」に情報提供するイベント数	
時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】 結びつきやネットワークの強化

【政策分野】 その他

【施策名】 図書館サービスの充実

取 組 事 項		図書館サービスの更なる充実に向けた仕組みの構築							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
協定の内容	取組内容	図書館サービスの充実を図るため、公共図書館が連携し、利用者の利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを構築する。							
	中心市の役割	連携市町と連携し、新たなサービスの仕組みを検討及び構築する。							
	連携市町の役割	中心市と連携し、新たなサービスの仕組みの構築に係る協議及び検討を行い、構築に向けて協力を行う。							
現状と課題		令和2年6月1日をもって圏域内のすべての公共図書館において、圏域内の住民であれば利用者登録ができる仕組みが構築されている。新型コロナウイルス感染症の影響や電子書籍の登場など社会情勢の変化により、利用者が図書館で本を借りる冊数が減少している。今後、利用者の利便性向上に向け、新たな仕組みづくりを検討していく必要がある。							
事業の概要		構築した仕組み（圏域内の住民であれば、利用者登録を行えば本を借りることができる）について、より一層の周知を図る。 また、一部の市町で導入が始まっている電子図書館について、圏域全体でサービスを展開できないか、検討を行う。							
期待される効果		公共図書館の連携により、圏域住民の利用環境が向上するとともに、運営の効率化が図られる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
事業費（千円）		0	0	0	0	0			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
	サービス内容の周知						→		
	新たな仕組みづくりの検討						→		
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	圏域住民への蔵書の貸出冊数（冊）	104,563		105,000	107,000	109,000	111,000	113,000	連携市町の公共図書館における圏域住民（自市町を除く）への貸出冊数の合計
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
時点									
備 考		大紀町は公共図書館なし							

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】その他

【施策名】宮川流域の保全・活用

取 組 事 項		宮川流域の環境保全・情報発信								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○			○	○	○		○	
協定の 内容	取組内容	宮川流域の環境保全及び魅力を伝えるための情報発信等を行う。								
	中心市の役割	流域市町である連携市町と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。								
	連携市町の役割	流域市町である中心市と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。								
現状と課題		伊勢志摩定住自立圏内に流れる一級河川の宮川は、国土交通省が実施する「全国一級河川の水質現況」において、「水質が最も良好な河川」に選出されるほど全国有数の清流であり、流域は豊かな自然や歴史・伝統、特色ある文化に恵まれた地域である。このすばらしい宮川流域を住民、事業者、行政が協力して次世代に引き継いでいくことが求められている。								
事業の概要		県及び1市6町（圏域外含む）で組織される宮川流域ルネッサンス協議会に参画する市町において、宮川流域の環境保全及びその魅力を伝えるための情報発信等に連携して取り組む。								
期待される効果		住民の宮川流域への関心が高まり、環境問題への意識啓発や、魅力ある流域づくりに繋がることが期待される。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		47,000		47,000		47,000		47,000		47,000
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	宮川の保全・活用のための事業実施									→
取組の 実 績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	宮川流域の環境保全のための清掃活動実施回数（回）	—	2	2	2	2	2	2	連携市町における清掃活動実施回数の合計	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	宮川を活用したイベントへの来場者数（人）	—	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	連携市町におけるイベントへの来場者数の合計	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
宮川をフィールドとした校外学習実施回数（回）	55	／	55	55	55	55	55	連携市町における校外学習実施回数の合計		
時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】その他

【施策名】消費生活相談体制の強化

取 組 事 項		消費生活センターの広域化								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○	○	○		○	○		
協定の 内容	取組内容	消費生活センターを維持運営し、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。								
	中心市の役割	伊勢市消費生活センターを運営し、消費者からの相談対応を行うとともに、連携市町と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。								
	連携市町の役割	運営に必要な経費を負担するとともに、中心市と連携し、消費生活に係る啓発・情報発信を行う。								
現状と課題		消費者安全法では、各市町村に消費生活に係る相談対応のため、消費生活相談員の配置を求めているが、各市町が単独で体制を整備することは難しい状況であることから、令和4年4月1日から広域連携による消費生活相談体制を確保した。消費者から寄せられる相談内容は年々、高度化・複雑化しており、これに対応し消費者の安全・安心を確保するためには、相談員の専門性を高めるなど相談体制の強化が必要である。また、消費者被害の未然防止の観点から、連携市町在住の消費者に対し、効果的な消費者教育・啓発を連携して行っていく必要がある。								
事業の概要		伊勢市消費生活センターを広域の相談窓口として維持・運営し、連携市町に在住する消費者からの相談対応や、消費生活に係る啓発・情報発信を行い、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。								
期待される効果		連携市町に在住する消費者の消費生活に関する知識や意識の向上、消費者トラブルの早期発見・解決、未然防止に繋がる。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		12, 140		12, 140		12, 140		12, 140		12, 140
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	消費生活センターの維持・運営									
取組 の 実 績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値						指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	消費生活にかかる相談対応件数（件）	1, 281		1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200	消費生活センターにおける相談対応件数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	消費生活にかかる啓発回数（回）	150		152	154	156	158	160	連携市町における消費生活出前講座・イベント出展回数、広報紙・HP等での情報発信回数の合計	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	時点									
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】結びつきやネットワークの強化

【政策分野】その他

【施策名】インクルーシブスポーツ環境の充実

取 組 事 項		インクルーシブスポーツの普及啓発									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	共生社会の実現に向け、インクルーシブスポーツの推進を図る。									
	中心市の役割	連携市町と連携し、インクルーシブスポーツのイベント、講習会、研修会等を開催し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。									
	連携市町の役割	中心市と連携し、インクルーシブスポーツの普及啓発を図る。									
現状と課題		伊勢市パラスポーツ協会などの関係団体と連携し、イベント等を開催するなど、インクルーシブスポーツの普及啓発に努めているが、圏域住民の認知度はまだ低い状況にあることから、関係団体との連携を強化し、様々な視点から、更なる普及啓発に取り組んでいく必要がある。									
事業の概要		インクルーシブスポーツの普及啓発を進めるため、イベント、講習会、研修会等を開催する。 なお、開催にあたっては、伊勢市パラスポーツ協会や伊勢市障害者団体連合会、大学等とも連携し実施する。									
期待される効果		市町が連携することで、圏域住民にインクルーシブスポーツの効果的な普及啓発を図ることができる。また、学生の参画により、次世代育成の効果期待できる。									
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
事業費（千円）		1,500		1,700		2,000		2,000		2,000	
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度	
	インクルーシブスポーツイベントの実施										
	インクルーシブスポーツ講演会・研修会等の実施										
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法		
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0			
	インクルーシブスポーツイベントの連携実施回数（回）	0	0	1	1	2	2	2	圏域内で連携して実施されたインクルーシブスポーツイベントの回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	インクルーシブスポーツ講演会・研修会等の連携実施回数（回）	0	0	0	1	1	1	1	圏域内で連携して実施されたインクルーシブスポーツ講演会・研修会等の回数		
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
	時点										
備 考		インクルーシブスポーツ・・・障がいの有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが同じ空間で楽しむことのできるスポーツのこと(例：ボッチャ等)									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】圏域マネジメント能力の強化

【政策分野】人材育成

【施策名】圏域市町職員・教職員の人材育成

取 組 事 項		職員研修の合同開催							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
協定の 内容	取組内容	圏域における職員の能力及び資質向上を図るため、合同で研修を実施する。							
	中心市の役割	圏域で実施することが効果的な職員向けの研修を企画、実施する。							
	連携市町の役割	中心市が実施する職員向けの研修に参加するとともに、研修の運営に協力する。							
現状と課題		圏域住民への行政サービスの向上のために、地域を牽引する人材の育成が必要である。各市町それぞれにおいて研修計画を策定し実施することが基本となるが、研修によっては各市町でそれぞれ実施するには対象人数など費用対効果の関係で実施できない研修もある。							
事業の概要		各市町単体では実施できない研修を、連携市町職員が参加可能な合同研修として実施することで、連携市町職員の研修機会の充実・研修事業の効率化を図る。							
期待される効果		職員の能力と資質の向上及び研修を合同で実施することによる効率化、市町間における職員の連携強化に繋がる。							
		R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
事業費（千円）		384	384	384	384	384			
実施 スケ ジュ ール	具体的な内容	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度			
	合同研修の実施						→		
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	合同研修の開催回数（回）	27		30	30	30	30	30	連携市町の職員が参加可能な研修の開催回数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	合同研修への参加者数（人）	31		35	35	35	35	35	連携市町からの参加職員数
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
備 考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】圏域マネジメント能力の強化

【政策分野】人材育成

【施策名】圏域市町職員・教職員の人材育成

取組事項		教職員研修講座の実施							
連携市町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
協定の内容	取組内容	圏域における教職員の能力及び資質向上を図るため、合同で研修を実施する。							
	中心市の役割	圏域で実施することが効果的な教職員向けの研修を企画、実施する。							
	連携市町の役割	中心市が実施する教職員向けの研修に参加するとともに、研修の運営に協力する。							
現状と課題		伊勢市教育研究所が開催する研修講座には、以前から連携市町の教職員も参加している。今後は、働き方改革（総勤務時間の縮減）の観点から、講座数を増やしていくことは難しいと考えられるため、実施方法を工夫しながら「今日的教育課題」をテーマに、ステージ別の質の高い魅力ある研修講座を開催する必要がある。							
事業の概要		教職員等を対象とした研修講座等を開催し、教職員の資質向上をもって連携市町の教育力向上を図る。							
期待される効果		教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携強化が期待できる。市町が連携することで、研修講座の効率的・効果的な運営が期待できる。							
		R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
事業費（千円）		858	858	858	858	858			
実施スケジュール	具体的な内容	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度			
	教職員向け研修講座の実施						→		
取組の実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	
	受講者の満足度（％）	98.6		100	100	100	100	100	（「満足」＋「概ね満足」）／全回答者数 （受講者アンケート）
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	連携市町からの受講者数の割合（％）	13.3		16	17	18	19	20	連携市町からの受講者数 ／全受講者数 （連携市町からも参加可能な講座のみ）
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
	時点								
備考									

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

【区分】圏域マネジメント能力の強化

【政策分野】人材育成

【施策名】圏域内人材の育成

取 組 事 項		青少年健全育成の合同研修会の開催								
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町	
		○	○	○	○	○	○	○		
協定の 内容	取組内容	圏域における青少年の健全育成に関わる方を対象とした、情報交換会及び研修会等を開催する。								
	中心市の役割	連携市町と連携し、青少年健全育成に関する情報を共有するとともに、情報交換会及び研修会等の開催情報等を提供する。								
	連携市町の役割	中心市と連携し、青少年健全育成に関する情報を共有する。								
現状と課題		次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であることから、圏域内で活動する青少年健全育成団体が集い、情報交換や研修会を通じて課題を共有する必要がある。								
事業の概要		三重県青少年育成市町民会議南勢志摩支部（明和町を除く定住自立圏市町）により、青少年の健全育成に関わる方を対象とした支部研修会を中心市及び連携市町の持ち回りで開催する。支部研修会の開催市町は、それぞれの特性に合わせた企画を行い、他の市町は連携して周知を行う。								
期待される効果		連携市町が連携して参加することで、青少年健全育成に関する情報を共有し、圏域全体の青少年に対する健全育成を図る。								
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
事業費（千円）		50		50		50		50		50
実施 ス ケ ジ ュ ー ル	具体的な内容	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度		R 9 年度		R 1 0 年度
	合同研修会の実施									→
取組の 実績	成果指標（単位）	実績値		年度別目標値					指標の算出方法	
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0		
	合同研修会の開催回数（回）	1		1	1	1	1	1	連携市町が持回りで毎年開催する合同研修会の回数	
	時点	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度		
	時点									
	時点									
備 考										

※事業費欄は連携市町の予算額（見込）の合計を記載しています。

※成果指標欄の「/」は実績値未判明、「-」は実績値なし。

総務政策委員協議会資料1-3 令和5年 11 月 22 日 担当:情報戦略局 企画調整課	教育民生委員協議会資料5-3 令和5年 11 月 21 日 担当:情報戦略局 企画調整課	産業建設委員協議会資料4-3 令和5年 11 月 20 日 担当:情報戦略局 企画調整課
--	--	--

第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの暫定総括について

1 はじめに

(1) 第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの概要

伊勢志摩定住自立圏は、国が創設した「定住自立圏構想」に基づき、本市を中心市として、生活圏や経済圏を共にする鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・明和町の3市5町で形成しています。

圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的取組等を明らかにするため、平成31年3月に「第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（以下「第2次共生ビジョン」という。）」を策定し、各取組を進めてきました。

《これまでの経緯》

- ・平成25年2月25日 定住自立圏構想推進要綱に基づき伊勢市が中心市宣言を行う。
- ・平成25年7月18日 伊勢市と鳥羽市・志摩市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・明和町が伊勢志摩定住自立圏形成協定を締結
- ・平成26年6月16日 共生ビジョン策定（計画期間：平成26年度～平成30年度）
- ・平成31年3月29日 第2次共生ビジョン策定（計画期間：令和元年度～令和5年度）

2 総括報告

(1) 総括の目的

第2次共生ビジョンの計画期間が令和5年度で終了することから、これまで進めてきた取組についての進捗状況や課題等を整理し、今後の伊勢志摩定住自立圏における取組の発展に繋がります。

(2) 総括

伊勢志摩定住自立圏域の目指すべき将来像の実現に向けて、第2次共生ビジョンでは、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点に立ち、7つの政策分野、16の施策において、各市町と連携を図り32の取組を進めてきました。

①成果指標について

各取組においては、それぞれ1つ以上の成果指標を定め、取組の最終年度となる令和5年度における目標値を設定しており、令和5年度末での目標値達成について、その進捗状況を「A 達成の見込み」「B 未達成の見込みだが、一定の進捗あり」「C 未達成の見込み」の3段階で評価を行いました。

54の成果指標のうち、32件（全体の59.3%）については「A 達成の見込み」、また、10件（同18.5%）については「B 未達成の見込みだが、一定の進捗あり」としており、約8割の取組については一定の成果が得られたものと評価できます。

一方で、「C 未達成の見込み」とした12件（同22.2%）については、半数が新型コロナウイルス感染症の影響により進捗が遅れたものです。

《成果指標の目標値達成に向けた進捗状況一覧》

	政策分野	成果指標	目標値達成についての進捗状況		
			A 達成の見込み	B 未達成の見込み 一定の進捗あり	C 未達成の見込み
生活機能の強化	医療・福祉	14 件	7 件	3 件	4 件
			50.0%	21.4%	28.6%
	産業振興	15 件	7 件	4 件	4 件
			46.7%	26.7%	26.7%
結びつきやネットワークの強化	公共交通	8 件	6 件	0 件	2 件
			75.0%	0%	25.0%
	地域の生産者、消費者等の連携による地産地消	1 件	0 件	0 件	1 件
			0%	0%	100%
	地域内外の住民との交流	6 件	6 件	0 件	0 件
			100%	0%	0%
	その他	4 件	3 件	0 件	1 件
			75.0%	0%	25.0%
圏域マネジメント能力の強化	人材育成	6 件	3 件	3 件	0 件
			50.0%	50.0%	0%
合計		54 件	32 件	10 件	12 件
			59.3%	18.5%	22.2%

②各取組について

各取組において、目標値達成に向けた進捗状況や、取組における4年間の状況変化等を踏まえ、「A 計画どおり進んでいる」「B 計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる」「C 計画どおり進んでいない」の3段階で総括評価を行いました。

32の取組のうち、15取組(全体の46.9%)が「A 計画どおり進んでいる」、12取組(同37.5%)が「B 計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる」、5取組(15.6%)が「C 計画どおり進んでいない」としており、約8割の取組については、一定の成果を得ることができたと評価できます。

なお、「C 計画どおり進んでいない」とした5取組については、その多くが新型コロナウイルス感染症の影響により進捗が遅れたものです。

《各取組の目標達成に向けた進捗状況一覧》

	政策分野	取組事項	総括評価		
			A 計画どおり 進んでいる	B 計画どおりは進 んでいないが、 一定の進捗あり	C 計画どおり進んで いない
生活機能の強化	医療・福祉	7件	2件	5件	0件
			28.6%	71.4%	0%
	産業振興	9件	4件	3件	2件
			44.4%	33.3%	22.2%
結びつきやネットワ ークの強化	公共交通	7件	4件	2件	1件
			57.1%	28.6%	14.3%
	地域の生産者、消費者等 の連携による地産地消	1件	0件	0件	1件
			0%	0%	100%
	地域内外の住民との交流	2件	2件	0件	0件
			100%	0%	0%
	その他	3件	2件	0件	1件
			66.7%	0%	33.3%
圏域マネジメント能 力の強化	人材育成	3件	1件	2件	0件
			33.3%	66.7%	0%
合計		32件	15件	12件	5件
			46.9%	37.5%	15.6%

(3) 各取組における主な成果

ア 生活機能の強化に係る政策分野

① 医療・福祉

圏域における一次・二次救急医療体制の維持・継続に向けた取組や在宅医療と介護の連携支援のための取組等を実施しました。また、安心して子育てができる環境を提供するため、子育て支援の充実に向けた取組を実施しました。令和2年度からは児童発達支援センターを新たに開設し、発達障がい児に対する重層的な地域支援体制を構築しました。

② 産業振興

商工業の振興に向けて、労働力の確保や雇用創出に向けた取組等を実施しました。また、伊勢志摩総合地方卸売市場については、経営基盤の確立に向けて経営改善計画の着実な実施ができました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、伊勢志摩地域への旅客数が減少し、計画どおりの進捗を図ることができない取組もあったものの、圏域が一体となり新たな観光キャンペーン等を実施するなど、新たな課題解決に向けた連携を図ることができました。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 公共交通

圏域住民の交通手段の確保に向けた取組を実施しました。また、幹線道路等の整備に係る

要望活動や勉強会を実施しました。

② 地域の生産者、消費者等の連携による地産地消

新型コロナウイルスの影響もあり、地場製品のPR活動は実施できませんでしたが、連携市町の地場産品を活用した学校給食や、連携市町間での漁獲物の移動販売などを実施し、地産地消を推進しました。

③ 地域内外の住民との交流

「伊勢志摩ナンバー」PRの合同実施や県主催の移住セミナーへの合同参加など、圏域外への一体的な情報発信に取り組んだほか、圏域内の住民への情報共有を行いました。

出会い・結婚支援については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが実施できない中でも、新たな取組を実施し、出会いの機会を創出することができました。

④ その他

図書館サービスについて、令和2年度からは圏域内のすべての公共図書館において圏域内住民が利用者登録できる仕組みを整えました。また、令和4年度からは新たに、広域連携による消費生活相談体制の確保のため、消費生活センターの広域化を実施しました。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成

圏域の人材育成においては、能力及び資質の向上を図るため、市町間で連携しながら研修等を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、オンラインの活用など実施方法の変更等を行いながら、受講者が参加しやすい環境の整備を進めることができました。

3 圏域人口について

共生ビジョンの取組を開始した平成26年度から令和4年度にかけての伊勢志摩定住自立圏域の人口は、下表のとおりです。共生ビジョン策定時に参考とした国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来推計人口（平成25年3月推計）による平成27年時点の比較では、263,884人と推計されていたところ、実際には265,659人となり、社人研の推計人口を1,775人上回っています。

将来推計人口（平成30年3月推計）による令和2年時点の比較では、251,550人と推計されていたところ、実際には250,484人となり、社人研の推計人口を1,066人下回っています。

	人口	前年度比	社人研推計
平成26年	266,825人	—	—
平成27年	265,659人	△0.4%	263,884人
平成28年	262,926人	△1.0%	—
平成29年	259,809人	△1.2%	—
平成30年	256,435人	△1.3%	—
令和元年	253,054人	△1.3%	—
令和2年	250,484人	△1.0%	251,550人
令和3年	247,076人	△1.4%	—
令和4年	243,410人	△1.5%	—

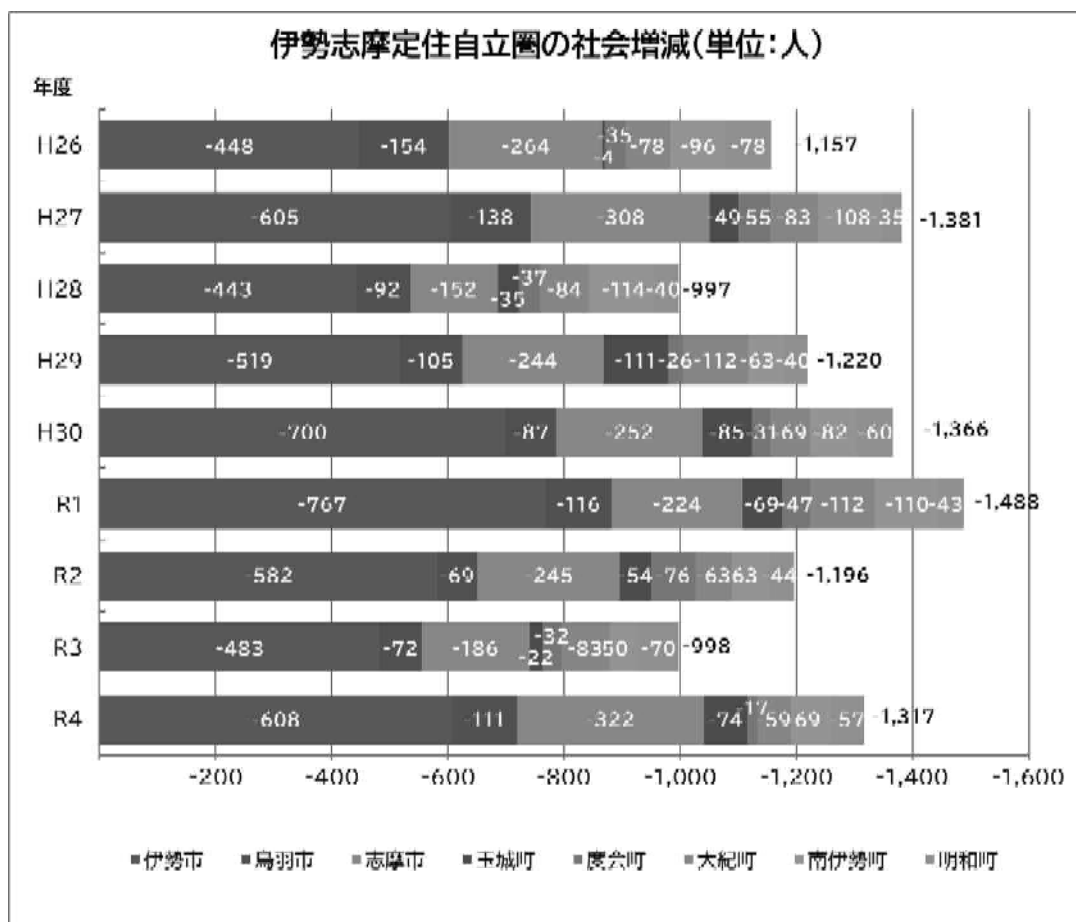
（※人口は、国勢調査を基礎として人口動態を加減した推計値）

伊勢志摩定住自立圏域における社会増減（圏域の市町間での人口移動を除いた転入人口と転出人口の差）は、下表のとおりです。平成 28 年及び令和 3 年に一時的に減少しているものの、転出超過の状況は依然として続いています。

	転入者数（A）	転出者数（B）	社会増減（A-B）
平成 26 年	4,119 人	5,276 人	△1,157 人
平成 27 年	4,198 人	5,579 人	△1,381 人
平成 28 年	4,327 人	5,324 人	△997 人
平成 29 年	4,061 人	5,281 人	△1,220 人
平成 30 年	4,097 人	5,463 人	△1,366 人
令和元年	3,893 人	5,381 人	△1,488 人
令和 2 年	3,929 人	5,125 人	△1,196 人
令和 3 年	3,987 人	4,985 人	△998 人
令和 4 年	3,816 人	5,133 人	△1,317 人

（※伊勢志摩定住自立圏域の市町間での移動は除く。）

（※人数は、住民基本台帳の人口移動のデータに基づき、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において作成し、地方公共団体に提供された集計表により作成）



・自然増減について

	出生数（A）	死亡数（B）	自然増減（A-B）
平成 26 年	1,762 人	3,466 人	△1,704 人
平成 27 年	1,756 人	3,579 人	△1,823 人
平成 28 年	1,751 人	3,486 人	△1,735 人
平成 29 年	1,569 人	3,572 人	△2,003 人
平成 30 年	1,599 人	3,791 人	△2,192 人
令和元年	1,517 人	3,735 人	△2,218 人
令和 2 年	1,354 人	3,587 人	△2,233 人
令和 3 年	1,405 人	3,753 人	△2,348 人
令和 4 年	1,267 人	3,926 人	△2,659 人

※三重県「月別人口調査」「三重県勢要覧」より作成

4 今後の方向性について

第2次共生ビジョンの各取組については、概ね目標を達成する見込みであり、圏域の生活機能確保において一定の成果をあげているといえます。

しかしながら、第2次共生ビジョンによる取組開始から4年を経過した現在も圏域人口は減少傾向にあり、厳しい状況が続いています。また、圏域全体で転出超過の状況が続いており、定住自立圏構想の目標である地方圏への人の流れの創出及び人口流出の防止を推進する状況には至っていないところです。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、引き続き、圏域の市町がそれぞれの魅力を活用し、連携・協力を進め、圏域一体で課題に対応していくことが必要であることから、第2次共生ビジョンの総括を踏まえ、第3次共生ビジョンを策定し、定住自立圏構想を推進していきます。

第2次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンにおける 具体的取組

◆生活機能の強化に係る政策分野

医療・福祉	医療体制の確保	休日・夜間応急診療所の維持運営	8
		病院群輪番制の維持	9
		医療受診適正化の啓発	10
		在宅医療・介護連携の推進	11
	子育て環境の充実	病児・病後児の保育施設の運営	12
		ファミリーサポートセンター提供会員の相互利用	13
		児童発達支援センターの設置、運営	14
産業振興	商工業の振興	伊勢志摩総合地方卸売市場の経営基盤の確立	15
		中小企業勤労者及び事業主への勤労者福祉制度の充実に向けた支援	16
		企業立地の推進	17
		イベント等の誘致・開催	18
		創業に関する支援	19
	農林漁業の振興	鳥獣被害防止対策	20
	観光の振興	伊勢志摩地域への旅客誘致	21
		伊勢熊野地域への旅客誘致	22
		伊勢志摩国立公園の自然保護、PR、地域振興	23

◆結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

公共交通	交通ネットワークの充実	廃止代替路線バスの維持	24
		コミュニティバス運行の連携	25
	道路網の整備促進	県道鳥羽松阪線の建設促進	26
		県道伊勢南島線の建設促進	27
		宮川架橋の建設促進	28
		伊勢志摩連絡道路の建設促進	29
	観光交通の渋滞緩和	伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和	30
地域の生産者、消費者等の連携による地産地消	地産地消の推進及び 地場産品のPR推進	地産地消の推進、地場産品のPR	31
地域内外の住民との交流	地域情報の共有化及び発信	圏域内外への地域情報等の情報発信	32
	出会い・結婚への支援	出会い・結婚に関する情報提供等	33
その他	図書館サービスの充実	図書館サービスの新たな仕組み構築	34
	宮川流域の保全・活用	宮川流域情報の集約及び提供等	35
	消費生活相談体制の強化	消費生活センターの広域化	36

◆圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材育成	圏域市町職員・教職員の人材育成	職員研修の合同開催	37
		教職員研修講座の実施	38
	圏域内人材の育成	青少年健全育成の合同研修会の開催	39

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(1) 医療体制の確保

取 組 事 項		休日・夜間応急診療所の維持運営							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○			○
現状と課題		圏域の休日・夜間における一次救急医療は、伊勢市、鳥羽市及び志摩市の休日・夜間応急診療所に行っている。内科、小児科とともに歯科を開設しているのは伊勢市休日・夜間応急診療所だけであるため、維持継続について継続した連携が求められるところである。							
事業の概要		伊勢市が伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会及び伊勢薬剤師会に委託して実施する休日・夜間の一次救急医療体制(伊勢市休日・夜間応急診療所)を維持運営する。また、住民に対し、応急診療である旨の周知や受診マナーの啓発等を行う。							
期待される効果		休日・夜間の一次救急医療体制を確保することで、住民の休日・夜間における診療の不安を軽減するとともに健康管理に繋がる。							
中心市の役割		伊勢市休日・夜間応急診療所を維持運営する。							
連携市町の役割		伊勢市休日・夜間応急診療所（鳥羽市及び志摩市は歯科診療に限る。）の運営に必要な経費を負担する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		125,215	120,883	127,198	121,747	129,830			
実績額（単位：千円）		98,424	91,068	80,103	96,584				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	伊勢市休日・夜間応急診療所の運営								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	開所日数	366	365	365	365		365	A	
	利用者数	9,755	3,415	4,052	4,664		10,000	C	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響による受診控えの影響もあり、利用者数については達成しなかったものの、感染症まん延という不測の状況の中でも、圏域における休日・夜間の一次救急医療体制の確保を図ることができた。また、令和4年12月から令和5年2月の日・祝日に臨時発熱外来を開設し、住民の新型コロナウイルス感染症への不安の軽減を図るとともに、一救急医療の確保に繋がった。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		圏域における休日・夜間の一次救急医療体制の確保を目的として、取組を継続していく必要がある。 また、平成25年9月から平成27年6月の一部において、小児科医師不足により小児科診療が実施できなくなった経過があるため、小児科医師の確保に努めるとともに、関係機関と調整を図り、安定した診療体制を維持していく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

【成果指標の進捗状況】

- A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み

【総括評価】

- A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(1) 医療体制の確保

取 組 事 項		病院群輪番制の維持							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
現状と課題		○	○	○	○	○	○	○	
事業の概要		地域の休日・夜間における二次救急医療は、伊勢赤十字病院と市立伊勢総合病院の2総合病院が5：1の輪番制により行っている。							
期待される効果		地域内の2総合病院が輪番制により確保する二次救急医療体制の維持に必要な運営費の一部を助成する。							
中心市の役割		二次救急医療体制を維持確保し、住民が24時間いつでも診療が受けられる体制の確保に繋がる。							
連携市町の役割		病院群輪番制による救急医療について、運営費の一部を助成し支援する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
実績額（単位：千円）		34,952	34,597	34,668	34,597	34,739			
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	病院群輪番制病院への支援								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	開所日数（日赤・伊勢）	492	487	488	487		490	B	
	利用者数（日赤・伊勢）	18,726	12,217	17,592	18,272		18,200	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる							
	総括評価に対する説明	二次救急医療体制の維持を図るため、運営に係る経費の助成を行った。地域内2か所の総合病院の輪番制により、圏域住民が安心して救急医療を受けられる体制が整えられた。利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時減少したが、令和4年度には目標値まで回復した。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		地域内2か所の総合病院が輪番制により休日及び夜間における重病救急患者の受入れに対応する二次救急医療体制を確保するため、引き続き運営費の一部を助成し支援する。							
備 考		令和4年度から鳥羽市・志摩市追加							

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(1) 医療体制の確保

取 組 事 項		医療受診適正化の啓発							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
現状と課題		圏域においては、地域の医療機関が連携し、医療機能に応じた医療機関の役割分担が進められている。軽症患者が二次救急を不適切に受診する例などにより、本来の医療機能を十分発揮できない場合が生じている。							
事業の概要		住民を対象として、救急時等における病状に応じた医療機関の適切な受診、「かかりつけ医」を持つこと等の啓発を、地域の実状を考慮して広報、CATV、救急・災害を考える集いなどで行う。							
期待される効果		「かかりつけ医」を持つことにより、平時の健康管理とともに、救急時においても適切な対応ができる体制整備が進められる。かかりつけ医と最寄の医療機関及び救急病院の役割分担についての理解も住民に広がり、適切な受診が促される。							
中心市の役割		連携市町と連携し、住民等への啓発等を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、住民等への啓発等を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		2,620	2,620	1,800	1,800	1,800			
実績額（単位：千円）		1,709	0	0	0				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	広報、CATV、イベント等による住民への啓発								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	啓発活動回数	2	0	0	0		2	B	
	参加人数	900	0	0	0		700	B	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	予定していた啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で啓発イベントを中止せざるを得なかったが、赤ちゃん訪問や1歳半健診、3歳児健診、乳がん・子宮がんのバス健診時に啓発チラシを配布し、周知に努めた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染対策が困難なことから、例年開催している啓発イベントを中止としたが、圏域の救急医療を守るため、啓発手段を工夫しながら引き続き連携市町と協力し啓発を行う。							
備 考		令和5年度実施予定							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(1) 医療体制の確保

取 組 事 項		在宅医療・介護連携の推進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○		○	
現状と課題		在宅医療・介護連携については、その保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や情報の共有が十分にできていないことなど、必ずしも円滑に連携がなされていない。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められる。							
事業の概要		地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域の医療・介護資源を把握するとともに、課題の抽出と対応策を検討し、解決に向けた取組につなげる。							
期待される効果		在宅医療・介護に関わる専門職の連携が円滑に行われることにより、高齢者の在宅生活支援に必要な体制の整備につながる。							
中心市の役割		在宅医療・介護連携支援センター の運営を推進し、関係市町と連携し、在宅医療・介護連携推進のために必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携するとともに、協議の上、事業の実施に必要な経費を負担する。							
事業費 （単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		15,000	15,000	15,840	15,840	17,340			
実績額 （単位：千円）		15,000	15,775	13,993	17,340				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	事業の実施								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	在宅医療・介護連携支援相談窓口設置	1	1	1	1		1	A	
	連携推進会議の開催回数	1	2	2	2		2	A	
	在宅医療・介護等多職種研修回数	4	4	7	7		4	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、課題となっている多職種間の連携において、クラウドを使用し伊勢地区の医療機関や介護事業所が速やかに情報を共有をできるシステム構築などを行い、在宅医療・介護連携を推進することができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		在宅医療・介護連携支援センターを核として関係市町が連携し、地域の医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。							
備 考		在宅医療・介護連携支援センターを伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町が共同で設置し、伊勢地区医師会へ業務を委託している。 【事業内容】 ア) 地域の医療・介護の資源の把握／イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討／ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進／エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援／オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援／カ) 医療・介護関係者の研修／キ) 地域住民への普及啓発							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(2) 子育て環境の充実

取 組 事 項		病児・病後児の保育施設の運営							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○	○	○	○
現状と課題		病児あるいは病児回復期にある集団保育が困難な児童（小学6年生まで）を保育できる専用施設「病児保育エンゼル」を有する小児医療機関に運営を委託している。住民への周知拡大が課題となっている。							
事業の概要		圏域内の住民の仕事と子育ての両立を支援するため、病児・病後児を専用施設で保育する事業を共同で実施して、広域利用の推進を図る。							
期待される効果		事業の普及啓発や利用者の拡大が期待でき、圏域内で安心して子育てができる環境を提供することができる。							
中心市の役割		事業の実施に必要な事務を行うとともに、住民への周知活動を行う。また、連携市町と協議の上、病児・病後児保育の実施に必要な経費を負担する。							
連携市町の役割		中心市と協議の上、事業の実施に必要な経費を負担する。また、中心市と連携して住民への周知活動を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		17,558	18,007	18,007	18,632	16,397			
実績額（単位：千円）		17,899	17,899	15,032	14,658				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	事業の実施及び費用負担						→		
	周知活動						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	利用者数	1,070	301	535	388		960	C	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルス感染症の影響による利用控え等により、利用者数は減少したが、経費負担を都度見直し、事業を継続して実施できている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		圏域内の住民の仕事と子育ての両立を支援するため、引き続き病児・病後児を専用施設で保育する事業を共同で実施して、広域利用の推進を図る。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数はコロナ禍前より減少しているが、事業の実施に影響がないよう、対応を考えていく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(2) 子育て環境の充実

取 組 事 項		ファミリーサポートセンター提供会員の相互利用							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○	○	○	
現状と課題		伊勢市は単独（委託先;NP0法人三重みなみ子どもネットワーク）で、玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町（及び大台町）は広域連携（委託先;NP0法人三重県子どもNP0サポートセンター、運営者;NP0法人三重みなみ子どもネットワーク）で事業を実施している。利用にあたっての利便性向上に向けた提供会員の確保が課題となっている。							
事業の概要		子育ての手助けができる人（提供会員）を手助けが必要な人（依頼会員）の依頼に応じて紹介する事業について、各市町で実施する事業の充実に努めつつ、依頼会員の利便性向上を図るために、提供会員の相互利用の推進を図る。							
期待される効果		依頼会員への安定的なサービス提供と利便性向上を図ることができる。また、圏域内において就労する人に、安心して子育てができる環境を提供することができる。							
中心市の役割		連携市町と提供会員の情報を共有して、依頼会員に提供する。							
連携市町の役割		中心市と提供会員の情報を共有して、依頼会員に提供する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		14,399	15,181	15,234	14,426	14,495			
実績額（単位：千円）		14,152	15,106	14,495	14,333				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	情報交換・提供								
	提供会員数の拡大								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	利用者数	952	1,192	1,261	1,052		2,200	C	
	提供会員数	237	223	185	151		300	C	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる							
	総括評価に対する説明	利用者数・提供会員数は未達成の見込みだが、事業を継続して実施できており、他の預かりサービスと並び預かり支援の一端を担っている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		乳幼児健診や小学校入学説明会等でのチラシ配布、自治体ホームページへの掲載等による周知を行うとともに、提供会員養成講座を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、利用者数及び提供会員数は減少している。 今後は、各市町の広報やSNSを活用して事業を広く周知するとともに、提供会員を確保し、事業の安定的な運営につなげる。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】
A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み

【総括評価】
A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療・福祉

(2) 子育て環境の充実

取 組 事 項		児童発達支援センターの設置、運営							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
現状と課題		国が定める基本指針では、障がい児に対し必要な発達支援が受けられるよう障がい児支援の提供体制の整備を図るため、地域における中核的な支援機関となる「児童発達支援センター」を各市町又は圏域に1か所以上設置することとされている。							
事業の概要		「児童発達支援センター」を設置し、連携市町における中核的な支援機関として専門的な知識に基づく技術的な助言、援助を障害児通所支援事業者等へ行う。また、就学前児童の通所支援を実施する。							
期待される効果		児童発達支援センターの設置及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の実施により、重層的な地域支援体制が構築できる。							
中心市の役割		児童発達支援センターを設置、運営するとともに、関係の市町と連携し、発達障がいを中心とした支援に必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携するとともに、協議の上、児童発達支援センターの設置、運営に必要な経費を負担する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		未定	187,209	41,044	43,948	45,874			
実績額（単位：千円）		112,000	173,363	36,941	41,582				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	児童発達支援センターについての検討	→							
	児童発達支援センターの運営		→						
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	児童発達支援センターの設置	—	1	1	1		1	A	
	連携会議、研修会の実施回数	—	2	2	2		2	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	令和2年度に「児童発達支援センター」を設置し、連携市町における中核的な支援機関として、保育所等訪問支援事業、地域支援事業（障害児通所支援事業所への研修会など）を適宜実施することができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		改正児童福祉法の令和6年4月施行に向けて、地域の障がい児とその家族を支援する機関として、また、障がい児支援通所支援事業所に対する中核的な機関として、機能の強化を図る。 家族支援として、ペアレント・トレーニングや保護者学習会の実施、事業者等の支援者への支援として、研修会等を開催する。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(1) 商工業の振興

取 組 事 項		伊勢志摩総合地方卸売市場の経営基盤の確立									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○		○			
現状と課題		伊勢志摩総合地方卸売市場については、自立経営への転換を図り、民間主導の経営化への移行について進めていくことが求められている。また、昭和57年に建設された当施設については、老朽化が進んでいることから、修繕及び設備更新を計画的に実施する必要がある。									
事業の概要		持続可能な経営が可能となるよう、経営改善に取り組む。									
期待される効果		生産者には確実な販路を、流通・小売業者には生鮮食料品の安定的・効率的な取引の場を提供できる。消費者には「安心・安全」な生鮮食料品の安定した供給を行うことができる。									
中心市の役割		連携市町（株主）と連携し、卸売市場の運営に関する調整や支援を行う。									
連携市町の役割		中心市（株主）と連携し、卸売市場の運営に関する協議や支援を行う。									
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度					
		0	0	0	0	0					
実績額（単位：千円）		0	0	0	0						
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度					
	経営改善	→									
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度				目標値	進捗状況
	繰越利益剰余金(千円)	49,713	59,921	70,599	80,797					71,977	A
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる								【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	取組実績の成果指標としている繰越利益剰余金が順調に伸びている理由として、空きテナントへの入居促進による使用料収入の増や収支資金計画の見直し等、経営改善計画の着実な実施によるものとみている。									
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止									
今後の方向性		伊勢志摩地域の拠点市場として、地域住民への生鮮食料品の安定供給と、地域生産者の安定的な販路維持を図るためにも、当卸売市場の経営の安定化は必要不可欠である。平成27年度には開業以来初めて累積黒字を計上し、以降順調に増加させていることから、今後も関係市町が連携して運営に関し調整、支援していく。									
備 考											

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(1) 商工業の振興

取 組 事 項		中小企業勤労者及び事業主への勤労者福祉制度の充実に向けた支援							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○		○				
現状と課題		中小企業は独自に勤労者福祉事業を実施することが難しい企業が多く、当地域に存在する事業所の大半は中小企業である。また、労働者の雇用定着を図る上でも勤労者福祉事業の充実が求められている。福利厚生事業を提供する一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターの会員数は、令和元年度から減少しており、安定的な運営を行うためにも会員拡大が課題となっている。							
事業の概要		中小企業で働く勤労者の福祉向上と中小企業の発展を図るため、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターに対し、事業運営に必要な管理運営費と事業費を補助対象とし、補助金を交付する。							
期待される効果		中小企業の振興を図ることにより、地域の活性化に繋がる。							
中心市の役割		伊勢市内に設置された一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンターと連携を図るとともに、連携市町と運営に関する協議及び支援を行う。							
連携市町の役割		事業所などに事業のPRを行うとともに、中心市と運営に関する協議及び支援を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		13,284	13,284	13,284	13,284	13,284			
実績額（単位：千円）		13,284	13,284	13,284	13,284				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	調整（負担割合、連携市町、サービス内容等）、管理						→		
	広報活動						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	センターの会員数 (4月1日現在)	5,317	5,207	5,183	5,105		5,500	C	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる							
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響により、積極的な会員拡大のための勧誘行動を実施することができなかった。目標値については達成が見込めないものの、健康管理・健康増進に関する事業や、外出を控えながらも家族で楽しんでもらえる事業などを実施した。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		人口減少社会において、労働力が不足する中、人材確保を図る上でも、企業の福利厚生の充実が求められており、支援を継続していく必要がある。ウィズコロナの中、会員が求めるニーズを的確に把握しながら、サービスの向上に努めるよう、一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター及び関係市町と議論を行っていく。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(1) 商工業の振興

取 組 事 項		企業立地の推進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○		○	
現状と課題		三重県内では、道路交通網・リニア新幹線の整備状況から北勢方面への企業立地が盛んである。 伊勢志摩地域には大規模な工業団地が無く、個別にPRしても効果が薄い。 伊勢志摩地域が共同で企業誘致活動をし、操業環境を周知していくことが課題である。							
事業の概要		三重県が主催する企業セミナーで、伊勢志摩地域の操業環境等をPRし企業の誘致に向け取り組む。 また、工場等の新設及び増設等の設備投資による事業拡張を推進する。							
期待される効果		広域で連携して企業立地を促進することにより、圏域の経済活性化及び雇用の確保に繋がることが期待される。							
中心市の役割		三重県と協議・調整をし連携を図るとともに、連携市町と必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、共に事業の実施を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	556	450	285	356			
実績額（単位：千円）		394	0	0	134				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	ガイドブック作成	→							
	三重県主催企業セミナーでのPR	→							
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	設備投資件数（雇用創出）	13	14	22	35		40	A	
	雇用創出人数	70	92	78	107		240	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる							
	総括評価に対する説明	伊勢志摩地域として操業環境等をPRすることで企業誘致の促進、設備投資による雇用創出を図ることができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		広大な土地を必要としない企業に対して圏域で連携して、豊かな地域資源に恵まれた操業環境をPRしていくことで誘致を促進する。また、優遇制度により地域内企業の流出を防止する施策を講じながら、設備投資による雇用の創出に向け引き続き取り組んでいく。							
備 考		・事業所数(製造業及び宿泊施設)の推移 平成26年 823、平成27年 885、平成29年 765、平成30年 757、令和元年 737、令和 2年 728、令和 3年 705、令和 4年 809							

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み
 B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
 C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる
 B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
 C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(1) 商工業の振興

取 組 事 項		イベント等の誘致・開催							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		平成25年の神宮式年遷宮、平成28年の伊勢志摩サミットの開催を契機として伊勢志摩圏域の知名度・魅力度は向上しており、これを一過性のものとしないうちにも、継続的に圏域の魅力を発信することが求められている。							
事業の概要		圏域内の多産業への経済波及と交流人口の拡大を図るため、圏域市町、県、民間団体等が集客力・発信力の高いイベント等を誘致・開催する。							
期待される効果		圏域内の多産業への経済波及が期待されるとともに、伊勢志摩圏域の魅力が国内外に発信されることによる交流人口の拡大等に繋がる。							
中心市の役割		各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、連携市町と連携し、必要な取組を行う。							
連携市町の役割		各イベント等の誘致及び開催に取り組む組織等において、中心市と連携し、必要な取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	0	0	1,400	1,400			
実績額（単位：千円）		0	0	0	1,281				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	三重とこわか国体の開催	—	—	→					
	三重とこわか大会の開催	—	—	→					
	全国大会等の誘致・開催				→	→			
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	誘致・開催件数			0	2		2	A	
	誘致活動数 （働きかけた団体数）				1		2	B	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	目標値を超える誘致、誘致活動を行うことができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		イベント等の誘致は圏域内の多産業への経済波及が期待されるとともに、伊勢志摩圏域の魅力が国内外に発信されることによる交流人口の拡大等に繋がることから今後も継続して実施する必要があると考える。							
備 考		誘致・開催件数…障がい者野球大会（伊勢市 R4.12開催）、フェンシング大会（鳥羽市 R5.1開催） 誘致活動数…障がい者野球大会（伊勢市）							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(1) 商工業の振興

取 組 事 項		創業に関する支援							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		これまで地域経済を支えてきた中小企業・小規模事業者の数が年々減少を続けており、地域の活力が失われつつある。また、進学や就職などの理由で地域を離れ愛知県等3大都市圏へ転出する若者が後を絶たず、人口減少に拍車をかけている。このような状況において、新たな地域経済の担い手を創出するため、創業の促進が求められている。							
事業の概要		産業の振興、雇用の創出を図るため、創業を支援する。							
期待される効果		圏域における創業を促進することで、新たな担い手による地域産業の振興及び雇用の創出につながる。							
中心市の役割		連携市町及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。							
連携市町の役割		中心市及び関係機関等と連携し、創業に関する支援を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		35,040	32,352	29,936	37,872	33,486			
実績額（単位：千円）		16,593	15,153	31,097	37,845				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	創業支援事業計画に定める創業セミナー等の開催					→			
	創業に関する情報の収集・発信、共有					→			
	創業希望者への補助の実施					→			
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	セミナー参加者数（延べ）	169	348	587	375	→			
	補助件数	5	4	8	7	→			
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる							
	総括評価に対する説明	UIターン創業者への補助件数は目標値に及んでいないが、セミナーや補助制度といった創業支援関連の取組みは圏域内で積極的に行われており、移住・定住を呼び込む魅力発信の材料ともなっている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		新たな地域経済の担い手の創出や若者等の移住・定住を促進するため、連携市町及び関係機関等と連携して創業セミナーや創業支援等を行うほか、圏域内での創業の実例を紹介するなど創業に関する情報発信等にも注力し、圏域における創業の促進に取り組んでいく。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(2) 農林漁業の振興

取 組 事 項		鳥獣被害防止対策									
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町		
		○	○	○	○	○	○	○	○		
現状と課題		鳥獣被害防止対策は各市町において積極的に取り組んでいるが、有害鳥獣の繁殖率は高く、農作物等への被害に苦慮している状況である。今後も各市町での取組を進めながらも、圏域で連携・協力しながら鳥獣被害防止対策を実施していくことが有効である。									
事業の概要		有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、関係市町と連携して対策を実施する。									
期待される効果		関係市町が連携して対策を実施することにより、効果的な被害防止を図ることができる。									
中心市の役割		連携市町と鳥獣被害対策に関する情報交換等を行う。必要に応じ、連携市町と共同して鳥獣被害防止対策を行い、効果的な被害対策を行う。									
連携市町の役割		中心市と鳥獣被害対策に関する情報交換等を行う。必要に応じ、中心市と共同して鳥獣被害防止対策を行い、効果的な被害対策を行う。									
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度					
		97,820	94,125	119,234	124,494	110,507					
実績額（単位：千円）		94,572	112,220	102,945	93,703						
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度					
	連携して行う事業を検討										
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度				目標値	進捗状況
	駆除件数	9,037	9,139	7,859	7,311					7,164	B
	鳥獣被害額（千円）	67,111	63,105	42,337	39,727					64,863	A
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる								【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	中心市及び連携市町において、市町の行政界が入り組んでいる地域で、捕獲を連携して行っている。鳥獣被害対策に関する課題や取り組み等の情報交換を行い、他市の事例を参考とした新たな捕獲方法も導入されている。また、連携して行う事業の検討を進めた。 駆除件数については、豚熱により野生のイノシシがへい死したことが駆除件数の減少の一因と考えられるが、これまでの各市町の鳥獣被害対策と合わせて鳥獣被害額が目標値に達しているため、総括評価としては計画どおり進んだと判断している。									
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止									
今後の方向性		行政界をまたいで移動する有害獣の目撃情報を圏域市町で共有し、より効果的な獣害対策を実施していく。									
備 考											

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(3) 観光の振興

取 組 事 項		伊勢志摩地域への旅客誘致							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○		○	○
現状と課題		地域間で連携し、伊勢志摩地域の誘客宣伝・誘致活動を行うことにより伊勢志摩地域を活性化する。							
事業の概要		伊勢志摩地域の情報発信、修学旅行等の誘致、ビジット伊勢志摩事業の実施、インバウンド事業の実施、伊勢志摩観光振興プランの策定等、伊勢志摩地域への旅客誘致を図る。							
期待される効果		伊勢志摩地域の魅力創出・発信を行うことによる、伊勢志摩地域への観光客の増大並びに観光振興による地域間連携の強化等に繋がる。							
中心市の役割		伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、連携市町と連携し、必要な取組を行う。							
連携市町の役割		伊勢志摩観光コンベンション機構における連携事業を中心とし、中心市と連携し、必要な取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		50,003	54,973	54,986	53,700	63,450			
実績額（単位：千円）		50,003	45,185	54,987	150,450				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	観光情報の発信								
	学生団体の誘致活動等								
	ビジット伊勢志摩事業の実施								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	旅客数（万人）	3,026	1,809	1,403	2,123				
総括評価	総括評価	C：計画どおり進んでいない							
	総括評価に対する説明	コロナ禍の影響により、旅客数の目標値達成は困難な状況であるが、伊勢志摩地域が一体となり、観光産業の復活に向けた観光キャンペーン等を実施し、宿泊・消費の促進を図った。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		伊勢志摩地域の観光客を増加させるには、地域が一体となって取り組むことが重要であるため、実施する事業については随時見直しを行うとともに、大阪・関西万博や次期式年遷宮も視野に入れつつ、積極的に進めていく。ビジット伊勢志摩事業は、コロナ禍の状況を鑑み、大都市圏事業、遠隔地事業も含めた国内誘客プロモーション事業に統合して実施した。今後は、次期式年遷宮を見据えた事業を検討中である。							
備 考		・伊勢志摩観光コンベンション機構負担金：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、明和町、多気町、松阪市、三重県他民間団体 ・旅客数は三重県観光レクリエーション入込客推計（延数） ・目標値はH29実績の5%増（伊勢志摩観光振興プランに準ずる）							

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(3) 観光の振興

取 組 事 項		伊勢熊野地域への旅客誘致							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○		○		○		
現状と課題		歴史的に参拝客を魅了してきた伊勢・熊野地域で協力して宣伝事業に取り組んでいるところであるが、外国人観光客への訴求も重視しつつ、令和6（2024）年の「熊野古道世界遺産登録20周年」に向け、更なる伊勢熊野地域への旅客誘致に取り組む必要がある。							
事業の概要		お伊勢参りと熊野詣でを目的とした旅客の誘致を行い、関係団体間の相互の情報交換及び情報発信に取り組む。							
期待される効果		伊勢熊野地域の魅力創出・発信を行うことによる、伊勢熊野地域への観光客の増大に繋がる。							
中心市の役割		伊勢熊野観光連絡協議会の事務局運営を行い、連携市町との連絡調整、事業の調整を行う。							
連携市町の役割		伊勢熊野観光連絡協議会の構成団体として中心市と共に必要な取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		300	300	300	300	300			
実績額（単位：千円）		300	300	300	300				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	観光パンフレットの作成・増刷						→		
	ノベルティの作成						→		
	P R イベントの開催						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	熊野古道来訪者数	376,258	226,406	245,833	290,905		453,000	C	
総括評価	総括評価	C：計画どおり進んでいない						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響もあり、来訪者数については達成が見込めないものの、14市町の観光スポットを巡るスタンプラリーを実施し、誘客と周遊促進を図ることができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		外国人観光客への訴求のため、受入環境整備にも意識を置きつつ、「熊野古道世界遺産登録20周年」に向け、伝統・文化を担う次世代の育成および熊野古道地域への来訪意欲向上に資する取組を関係市町等と連携しながら推進していく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

2 産業振興

(3) 観光の振興

取 組 事 項		伊勢志摩国立公園の自然保護、PR、地域振興							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○				○	
現状と課題		(一財)伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会等に加え、情報発信、自然観察、清掃活動などを実施している。 平成28年度には、環境省が開始した国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的に取り組む国立公園の一つに伊勢志摩国立公園が選定されたことに伴い、地域協議会が立ち上がり、関係する市町・環境省・事業者間で「ステップアッププログラム2020」を策定した。 平成29年度には、「エコツーリズム推進協議会」が立ち上がり、関係市町でエコツーリズムを推進する体制が確立された。 今後は、令和3年3月に策定した「ステップアッププログラム2025」に基づき、環境整備を進めると同時に、関係市町及び民間事業者が連携し、国立公園地域へ観光客を惹きつける取組を行う必要がある。							
事業の概要		調査研究、保護維持、開発改善、紹介宣伝、目的を同じくする他団体との情報共有の他、自然ふれあい活動の推進・普及啓発、自然情報の収集・提供、調査研究、地域交流、美化清掃、横山ビジターセンターの管理運営等に取り組む。また、国立公園満喫プロジェクトの開始に伴い、地域協議会で作成した「ステップアッププログラム」の達成に必要な活動に取り組む。							
期待される効果		伊勢志摩地域の自然を目的に訪れる観光客が増加することに繋がる。							
中心市の役割		一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、関係市町と連携し必要な取組を行う。							
連携市町の役割		一般財団法人伊勢志摩国立公園協会、伊勢志摩国立公園自然ふれあい推進協議会を活用するなどし、中心市と連携し、必要な取組を行う。							
事業費 (単位:千円)		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
		294,625	333,648	291,707	325,950	289,896			
実績額 (単位:千円)		242,350	257,207	244,816	335,783				
実施スケジュール	具体的な内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
	伊勢志摩国立公園ステップアッププログラムに基づく取組						→		
	横山ビジターセンターの管理運営						→		
	清掃活動、自然観察会等の実施						→		
取組の実績	成果指標	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	進捗状況	
	伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者数	71,000	-	-	-		100,000	C	
	横山ビジターセンターの利用者数	48,936	20,563	12,165	47,363		45,000	A	
	自然観察会の参加者数	160	149	221	281		500	B	
総括評価	総括評価	B:計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる						【成果指標の進捗状況】 A:達成の見込み B:未達成の見込みだが、一定の進捗あり C:未達成の見込み 【総括評価】 A:計画どおり進んでいる B:計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C:計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響もあり、目標値については達成が見込めないものの、感染症蔓延という不測の状況の中でも、横山ビジターセンターの利用者数など一定の実績が確保できた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		令和3年3月に策定した「ステップアッププログラム2025」に基づいて、関係機関と連携を図り、伊勢志摩国立公園の自然保護、PR、地域振興のほか、訪日外国人や日本人観光客を惹きつける取組を引き続き実施していく。							
備 考		成果指標「伊勢志摩国立公園の訪日外国人利用者数」は新型コロナウイルス感染症の影響により例年参照している環境省の調査が中止のため、数値なし。							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(1) 交通ネットワークの充実

取 組 事 項		廃止代替路線バスの維持							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○				
現状と課題		玉城線の近隣を運行する松阪伊勢線が利用者数の減少に伴い、路線維持が難しい状況であったため、玉城線と路線統合を行い、令和元年10月1日より「伊勢玉城線」として運行している。地域住民の交通手段を確保するため、国・県の補助を受けながら、赤字相当額を伊勢市と玉城町が距離按分により補填し、路線を維持している。							
事業の概要		地域住民の交通手段を確保するため伊勢玉城線を維持し、国及び県の補助を受けながら利用促進を行っていく。							
期待される効果		交通手段を有しない交通弱者(高齢者等)が、通院や買い物、通勤や通学に利用される。また、田丸城跡への来訪者の利用促進を図る。							
中心市の役割		連携市町と連携し、相互の地域住民の意見を調整し、公共交通の充実の推進に必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、相互の地域住民の意見調整に協力し、公共交通の充実の推進に必要な取組を行う。							
事業費 (単位:千円)		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		12,658	7,165	8,245	8,643	9,376			
実績額 (単位:千円)		12,567	754	3,439	8,610				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	廃止代替路線バス伊勢玉城線の維持								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	利用者数	33,800	32,800	31,200	32,300		28,300	A	
総括評価	総括評価	A : 計画どおり進んでいる							
	総括評価に対する説明	令和元年10月から、近隣を運行していた松阪伊勢線と路線統合し、「伊勢玉城線」として運行を行い、想定を上回る利用があった。運行効率の向上や収支改善を行うとともに、国・県の補助金を得ることで財源確保ができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		交通手段を有しない交通弱者(高齢者等)の通院や買い物、通勤・通学に利用されていることから、今後も関係市町と連携の上、利用促進を図りながら路線の維持・確保を継続していく。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】

A : 達成の見込み

B : 未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C : 未達成の見込み

【総括評価】

A : 計画どおり進んでいる

B : 計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C : 計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(1) 交通ネットワークの充実

取 組 事 項		コミュニティバス運行の連携							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○			○
現状と課題		各市町においてそれぞれコミュニティバスを運行しているが、通院、買い物等を行う上で生活圏と行政域が一致していない場合がある。圏域住民の交通手段を確保するため、既存の公共交通も利用しながら交通ネットワークの充実を図ることが求められている。							
事業の概要		圏域住民の交通手段を確保するため、コミュニティバス運行の連携等交通ネットワークの充実を推進する。							
期待される効果		利用者の利便性向上及び地域間のネットワーク強化に繋がる。							
中心市の役割		連携市町と連携し、相互の地域住民の意見を調整し、コミュニティバス運行の連携等、交通ネットワークの充実の推進に必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、相互の地域住民の意見調整に協力し、コミュニティバス運行の連携等、交通ネットワークの充実の推進に必要な取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		32,679	43,367	56,617	65,021	63,900			
実績額（単位：千円）		27,054	42,566	57,262	60,495				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	コミュニティバスの連携についての協議								
	コミュニティバス相互利用の実施								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	利用者数	33,209	26,882	32,365	36,550		30,100	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる							
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスによる影響は受けながらも、おかげバスなどの路線見直しに伴う近隣市町への乗り入れ便数の増加、明和町での75歳以上高齢者及び運転免許自主返納者の町民バス運賃無料化などもあり、利用者数は増加した。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		圏域住民の交通手段を確保するため、コミュニティバス運行の連携等交通ネットワークの充実を推進していく。							
備 考		・福祉バスの運行（玉城町） ・沼木バスの運行（伊勢市） ・町営バスの運行（度会町） ・おかげバスの運行（伊勢市） ・町民バスの運行（明和町） 玉城町保健福祉会館～伊勢市小俣図書館 度会町のスーパーを経由、度会町との連携（川口～南伊勢高校校舎校舎前） 町営バスと沼木バスの接続（グッディなど）と連携 「東大淀・明野・小俣線」の明和町（山大淀）までの運行区間延長 町民バス（大淀ルート）とおかげバスの接続（大淀、山大淀）							

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

【成果指標の進捗状況】
 A：達成の見込み
 B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
 C：未達成の見込み

【総括評価】
 A：計画どおり進んでいる
 B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
 C：計画どおり進んでいない

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(2) 道路網の整備促進

取 組 事 項		県道鳥羽松阪線の建設促進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○						
現状と課題		県道鳥羽松阪線の伊勢市から鳥羽市の区間は、道路幅も狭く、交通量の増加により渋滞が発生し、事業の早期完成を目指して、昭和53年度に協議会が設置された。未完成区間は伊勢管内の430m（R23号楠部町交差点付近～五十鈴川左岸堤防付近）のみとなった。渋滞解消に向け、早期の全線開通が望まれている。							
事業の概要		県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区改良促進連絡協議会を設置し、鳥羽市及び地元関係住民相互間の連絡調整を図り、道路管理者である三重県に提案活動を行う。							
期待される効果		県道鳥羽松阪線が改良されることにより、相互間の時間短縮及び交通安全対策を図ることができる。またそのことにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。							
中心市の役割		県道鳥羽松阪線伊勢鳥羽地区改良促進連絡協議会を運営し、鳥羽市及び地元関係住民相互間の意見をまとめ、三重県に要望活動を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、三重県に要望活動を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	0	0	0	20			
実績額（単位：千円）		0	0	0	4				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	要望活動						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	要望活動の実施回数	1	1	1	1		1	A	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	継続して要望活動を実施し、県事業として順次事業が進められている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		渋滞解消に向けた早期の全線開通について、引き続き要望活動を行う。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(2) 道路網の整備促進

取 組 事 項		県道伊勢南島線の建設促進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○				○		○	
現状と課題		県道伊勢南島線は地域の発展に極めて重要な役割があるが、道路幅が狭く、交通量の増加により交通事故や渋滞が発生し、事業の早期完成を目指して昭和62年度に同盟会が設置された。新野見坂トンネル開通、津村バイパス供用開始により利便性は向上したが、度会町地内の局所的な浸水や雨量による通行規制に起因した交通網の分断、伊勢市中島二丁目地内から津村町地内までの区間の歩道未整備等の課題が残っている。							
事業の概要		伊勢南島線道路改良促進期成同盟会の意見をとりまとめ、道路管理者である三重県に提案活動及び危険箇所等の勉強会を行う。							
期待される効果		県道伊勢南島線が、改良されることにより、相互間の時間短縮及び交通安全対策を図ることができる。またそのことにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。							
中心市の役割		伊勢南島線道路改良促進期成同盟会を運営し、連携市町の相互間の意見をまとめ、三重県に提案活動を行うとともに危険箇所等の勉強会を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、三重県に提案活動を行うとともに危険箇所等の勉強会を行う。							
事業費 (単位：千円)		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	0	0	0	3			
実績額 (単位：千円)		0	0	0	3				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	要望活動								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	勉強会の実施回数	1	1	0	0		1	C	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	継続して勉強会を実施していたが、コロナウイルス感染拡大防止の観点で令和3年度と4年度は実施を見合わせた。県事業として、整備は実施されている状況。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		引き続き、連携市町の相互間の意見をまとめ、三重県に提案活動を行うとともに危険箇所等の勉強会を行っていく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(2) 道路網の整備促進

取 組 事 項		宮川架橋の建設促進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○			
現状と課題		宮川には橋梁の本数が少なく、南伊勢大橋と度会橋とは約7.2km離れており、その間に橋はない。このため、通勤時間帯には、度会橋で慢性的な渋滞が発生している。また、県道伊勢南島線は、度会町と伊勢市内で冠水し自然災害に対しても脆弱な道路ネットワークとなっている。伊勢度会地域の「命の道」を確保するため、南伊勢大橋と度会橋とのほぼ中間点に新たな橋を建設することを目的として、平成21年に宮川架橋建設推進協議会が設立された。							
事業の概要		宮川架橋の早期実現を図るため、必要な資料の収集や分析を行い、関係機関に提案活動を行う。							
期待される効果		宮川架橋が建設されることにより、相互の連携・交流をより一層推進でき、地域住民の安全・安心な暮らしが守られる。							
中心市の役割		宮川架橋建設推進協議会を運営し、連携市町と意見調整を図り、宮川架橋の早期実現を図る。							
連携市町の役割		中心市と連携し、宮川架橋の早期実現を図る。							
事業費（単位：千円）		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
		150	150	0	0	44			
実績額（単位：千円）		150	0	0	44				
実施スケジュール	具体的な内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
	要望活動、勉強会						→		
取組の実績	成果指標	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	進捗状況	
	要望活動の実施回数	1	1	1	1		1	A	
	勉強会の実施回数	1	0	0	0		1	C	
総括評価	総括評価	C：計画どおり進んでいない							
	総括評価に対する説明	継続して要望活動を実施しているが、事業化の目途が立っていない。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		平常時の交通渋滞解消に寄与するだけでなく、大規模災害時における伊勢度会地域の「命の道」として、救助、復旧、復興を可能とする新たなアクセスルートが確保できるよう要望していく。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(2) 道路網の整備促進

取 組 事 項		伊勢志摩連絡道路の建設促進							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○				○	
現状と課題		一般国道167号並びに県道伊勢磯部線（伊勢道路）は、交通量の増加により、慢性的に交通混雑を来し、特に観光シーズンには、円滑な通行に支障が出ている。その解消のためには、新しい道路が必要として、平成5年に同盟会が設立された。第二伊勢道路が平成25年9月に、鵜方磯部バイパスが平成29年12月に供用開始となり、磯部バイパスは、令和6年度供用開始を目指している。今後、磯部バイパス及び未完成区間の早期完成が望まれる。							
事業の概要		伊勢志摩連絡道路建設促進同盟会の意見をとりまとめ、国及び三重県に提案活動を行う。							
期待される効果		伊勢志摩連絡道路が開通することにより、相互間の時間短縮及び交通安全対策が図られる。それにより、生活圏の拡大と利便性が向上する。							
中心市の役割		連携市町と意見調整を行い、国及び三重県に提案活動を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携し、提案活動を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		150	150	150	150	150			
実績額（単位：千円）		150	150	150	150				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	要望活動						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	要望活動の実施回数	1	1	1	1		1	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	継続して要望活動を実施した。志摩市磯部町五知～恵利原間の磯部バイパス約2.5kmが令和6年度供用開始予定であり、県事業として継続して事業は進められている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		平時には医療サービス・産業・観光等の暮らしを支え、災害時には地域の「命の道路」として地域住民を守るため、国土強靱化5か年加速化対策として磯部バイパスの早期完成と、白木インターチェンジの渋滞回避、未改良区間の着手を要望していく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 公共交通

(3) 観光交通の渋滞緩和

取 組 事 項		伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○					
現状と課題		公共交通機関の利用促進や交通渋滞の発生が予想される場合における交通規制、パーク＆バスライド実施などにより、内宮周辺及び外宮周辺の交通渋滞の緩和や発生抑止はされているが、依然として解消に至っていないことから、来訪者のみならず、地域住民の生活や周辺市町への交通にも支障を来している。							
事業の概要		伊勢地域周辺における交通渋滞の緩和を図るため、交通渋滞に関する調査研究、駐車場対策及びパーク＆バスライドの実施、交通情報の共有など、交通渋滞の緩和を推進する。							
期待される効果		観光交通の渋滞を緩和する。							
中心市の役割		連携市町及び関係団体と連携し、交通渋滞を緩和するために必要な取組を行う。							
連携市町の役割		中心市及び関係団体と連携し、伊勢地域の交通情報を共有するとともに、観光客への情報提供等を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		70,935	56,988	80,850	66,000	49,216			
実績額（単位：千円）		26,609	54,926	62,504	29,371				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	交通渋滞対策の実施						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	御木本道路1km以上の渋滞発生日数	14	0	2	8				
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	コロナ禍により観光客数が落ち込んだため、的確な成果の分析が難しいなかではあるが、パーク＆バスライド等の事業実施による一定の成果があったものと考えている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☑ 継続 □ 修正して継続 □ 廃止							
今後の方向性		内宮周辺の交通渋滞を緩和・解消させるため、引き続き交通対策を実施するとともに、情報発信や公共交通機関利用を促す。							
備 考		御木本道路（伊勢西IC方面から）の宇治浦田町交差点から1km以上の渋滞発生日数を計測する。							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

【成果指標の進捗状況】
A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み

【総括評価】
A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

2 地域の生産者、消費者等の連携による地産地消

(1) 地産地消の推進及び地場産品のPR推進

取 組 事 項		地産地消の推進、地場産品のPR							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		農林水産業の就業人口は高齢化等により減少傾向にある。圏域内では安心・安全な地元の食材供給を促進し、圏域外には積極的にPRすることで消費の拡大を図り、地域農林水産業を活性化させることが課題となっている。							
事業の概要		農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び農林水産物のPRを推進する。							
期待される効果		圏域内農林水産物の消費拡大による就業者の経営安定、地域農林水産業の活性化を図る。							
中心市の役割		連携市町及び関係機関等と連携を図り、地産地消の普及啓発活動の推進や情報発信等に関する情報交換を行う。							
連携市町の役割		中心市及び関係機関等と連携を図り、地産地消の普及啓発活動の推進や情報発信等に関する情報交換を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		4,020	4,871	8,026	6,530	4,020			
実績額（単位：千円）		5,500	4,002	5,226	4,020				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	連携して行う事業を検討								
	漁獲物の移動販売、漁協交流イベント・勉強会								
	地産地消の学校給食								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	地場産品PR活動の実施回数	52	27	26	10				
総括評価	総括評価	C：計画どおり進んでいない							
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響もあり、地場産品PR活動の実施回数については達成が見込めないものの、連携市町の地場産品を活用した学校給食や、連携市町間での漁獲物の移動販売などを実施し、地産地消を推進することができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		新型コロナの5類移行により消費活動が回復してきたことから、その魅力をより多くの人に伝えられるような事業を検討していく。また、これまで連携する事業であっても、個々の市町の地場産品をPRすることが多かったが、今後は連携市町の地場産品を一括りとしたPRを強化していく。							
備 考									

【成果指標の進捗状況】
A：達成の見込み
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり
C：未達成の見込み
【総括評価】
A：計画どおり進んでいる
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる
C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

3 地域内外の住民との交流

(1) 地域情報の共有化及び発信

取 組 事 項		圏域内外への地域情報等の情報発信							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		令和元年度から各市町の広報紙への合同記事の掲載などに取り組んでいるが、更なる圏域住民の情報共有と情報交流の推進が求められている。 「伊勢志摩」の知名度が向上し、国内外での関心も高まっていることから、これを活かした情報発信を行うとともに、圏域市町の移住情報等の連携を行い、圏域への移住・定住の促進を図る必要がある。							
事業の概要		令和2年5月より交付開始となった「図柄入り伊勢志摩ナンバープレート」の周知啓発、圏域市町のウェブサイト間の連携など、ウェブサイト、SNS、スマートフォン等を活用して、伊勢志摩圏域の魅力が感じられるPR・情報発信を行い、圏域への移住・定住の促進を図る。							
期待される効果		圏域住民の活発な交流の促進が図られるとともに、地域振興や観光振興、圏域住民の郷土愛や圏域の一体感の醸成につながる。伊勢志摩圏域の魅力をまとめた情報を発信することで、より効果的に圏域全体の住みやすさ等をPRできる。							
中心市の役割		圏域内地域の情報等の集約、把握及び整理、連携市町へ提供を行い、広報媒体を活用して圏域内外へ圏域として一体的な情報発信の取組を行う。							
連携市町の役割		各市町の地域情報を中心市へ提供し、広報媒体を活用して圏域内外へ圏域として一体的な情報発信の取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	937	90	13	953			
実績額（単位：千円）		0	615	70	636				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	情報集約・情報発信								
	ご当地ナンバー等の周知								
	移住イベント等PRの連携								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	圏域内外への地域情報等の情報発信	38	14	5	22		15	A	
	ご当地ナンバー等に係る周知	1	4	2	1		1	A	
	移住イベント等PRの連携回数			0	1		1	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	各市町のイベント等が減少していた状況もあり、新たに各市町CATVでの合同企画動画を2本ずつ発信した。 「伊勢志摩」の知名度向上に向けては、ご当地ナンバーに関する合同記事を各市町で調整を行いながら広報に同時掲載した。 移住・定住の促進を図るため、県主催の移住セミナーに合同で参加し、「伊勢志摩エリア」への移住をPRした。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が減少していた状況も改善してきており、開催される圏内各市町のイベント情報等を積極的に発信していく。また、広報紙での合同記事掲載や、各市町のCATVを活用した合同企画の動画発信についても、圏域市町で連携し企画していく。 「伊勢志摩」の知名度向上のため、伊勢志摩ナンバーについて合同記事の同時掲載を継続するとともに伊勢志摩ナンバー協議会で他の周知方法についても検討していく。また、県主催の移住セミナーへの合同参加による「伊勢志摩エリア」への移住のPRを継続していく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

3 地域内外の住民との交流

(2) 出会い・結婚への支援

取 組 事 項		出会い・結婚に関する情報提供等							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		人口減少が進む中、少子化対策が求められている。少子化の要因の一つに晩婚化・非婚化が挙げられる。結婚していない理由として「出会いがない」「理想の相手に出会えていない」ことがアンケート調査等の結果として出ている。今後、地域の活性化のためには、結婚を望む人が結婚でき、安心して子育てができる社会づくりが必要である。							
事業の概要		「いせ出会い支援センター」を拠点として、結婚に向けた相談、出会いの場の情報提供、セミナーの開催等に取り組む。また、従業員の出会い・結婚を支援する企業のネットワークを構築する。							
期待される効果		圏域全体を対象とすることで出会いの機会を多く提供できるなど、より広範囲での出会いが期待できる。							
中心市の役割		「いせ出会い支援センター」において中心市及び連携市町で開催される出会いイベントの情報提供を行うなど、連携市町と連携し、効果的な企画・運営を行う。							
連携市町の役割		「いせ出会い支援センター」に対して連携市町で開催される出会いイベントの情報提供を行うなど、中心市と連携し、効果的な運営を補助する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		15,525	14,376	14,062	16,893	19,074			
実績額（単位：千円）		14,792	13,181	12,442	17,714				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	出会い・結婚に関する情報提供等								
	出会い・結婚に向けた相談への対応								
	セミナーの開催								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	センターの利用者数	3,121	2,655	3,077	3,288				
	結婚支援促進企業登録数	202	199	206	209				
	婚活イベント情報提供件数	48	40	73	70				
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる							
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルスの影響により、相談件数は増加傾向となったが、イベントが十分に開催できない部分もあった。そのような中で、登録プロフィールで顔合わせを行う「婚活マッチングサポート」など新たな取り組みも行い、出会いの機会を創出することができた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		これまでも感染症対策を行い実施してきたが、今後も状況に応じた出会いイベントを開催していく。また、登録プロフィールを利用した「婚活マッチングサポート」については、利用者のニーズを見ながら方向性を検討していく。そのほか、みえ出逢いサポートセンター南勢サテライトの開設（令和5年4月）により、利用者の出会いの機会も増えることが考えられるため、これまで以上に県や各市町と協力連携して取り組んでいく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

【成果指標の進捗状況】	
A：達成の見込み	
B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり	
C：未達成の見込み	
【総括評価】	
A：計画どおり進んでいる	
B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる	
C：計画どおり進んでいない	

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

4 その他

(1) 図書館サービスの充実

取 組 事 項		図書館サービスの新たな仕組み構築							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		図書館の無い自治体においては、近隣の図書館で閲覧はできても、その図書館の利用者登録ができなければ図書を借りることができない。県の図書館情報ネットワーク「MILAI」によって近隣の図書館から本を取り寄せる制度はあるものの、閲覧してそのまま借りるという通常の図書館のような利用ができないという格差が生じている。							
事業の概要		圏域内のすべての公共図書館において、圏域内の住民であれば利用者登録ができる、利用者の利便性向上に向けた新たな仕組みを構築する。							
期待される効果		圏域における図書館サービスの充実に繋がる。							
中心市の役割		利便性向上に向けた新たなサービスの仕組みを検討・構築する。							
連携市町の役割		新サービスの構築に係る協議・検討とその円滑な運営に協力する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		0	0	0	0	0			
実績額（単位：千円）		0	0	0	0	0			
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	体制の整備						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	体制を整備した圏域の公共図書館の割合	86%	100%	100%	100%		100%	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	令和2年6月1日をもって圏域内のすべての公共図書館において、圏域内の住民であれば利用者登録ができる仕組みが整えられた。今後は圏域内の住民に対し、本サービスの周知に努める。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		令和2年6月1日をもって圏域内のすべての公共図書館において、圏域内の住民であれば利用者登録ができる仕組みが整えられた。今後も引き続き圏域内の住民に対し、本サービスの周知に努める。							
備 考		大紀町は公共図書館がないため、設置の際に上記サービス体制を整備する							

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

4 その他

(2) 宮川流域の保全・活用

取 組 事 項		宮川流域情報の集約及び提供等							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○			○	○	○		○
現状と課題		伊勢志摩定住自立圏内に流れる一級河川の宮川は、国土交通省が実施する「全国一級河川の水質現況」において、「水質が最も良好な河川」に選出されるほど全国有数の清流であり、流域は豊かな自然や歴史・伝統、特色ある文化に恵まれた地域である。このすばらしい宮川流域を住民、事業者、行政が協力して次世代に引き継いでいくことが求められている。							
事業の概要		県及び1市6町（圏域外含む）で組織される宮川流域ルネッサンス協議会において、宮川流域情報の集約とその魅力の発信、清流宮川を守る住民活動への支援、上・中・下流域の交流促進による水環境保全に向けた流域意識の向上等に、連携して取り組む。							
期待される効果		住民の宮川流域への関心が高まり、環境問題への意識啓発や、魅力ある流域づくりに繋がることが期待される。							
中心市の役割		宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、連携市町と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。							
連携市町の役割		宮川流域ルネッサンス協議会に参画し、連携市町と連携し、宮川流域の保全・活用に必要な取組を行う。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		900	700	500	300	0			
実績額（単位：千円）		700	600	300	0				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	宮川流域情報の集約及び提供等								
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	清流宮川を守る住民等活動数	43	12	3	9		80	C	
総括評価	総括評価	C：計画どおり進んでいない						【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない	
	総括評価に対する説明	新型コロナウイルス感染症の影響で住民等の活動が大幅に減少したが、ホームページ等を活用した流域情報の発信等を行った。また、宮川流域ルネッサンスの取組や協議会の在り方について検討・調整を行った。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☐ 継続 ☒ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		宮川流域ルネッサンスの目的達成に向けては、令和4年度までは協議会事務局が主体的に各種行事を行っていたが、令和5年度からは協議会体制を変更し、流域7市町と三重県が主体的に取り組みを行っていく。今後も、協議会の場で連絡調整を行いながら、住民等の活動情報や自然、歴史などの様々な情報発信に取り組む。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

4 その他

(3) 消費生活相談体制の強化

取 組 事 項		消費生活センターの広域化							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○		○	○	
現状と課題		消費者安全法では、各市町村に消費者からの消費生活に係る相談対応のため、専門的な知識を有した消費生活相談員をおくことが求められているが、各市町が単独で体制を整備することは難しい状況であることから、令和4年4月1日から広域連携による消費生活相談体制を確保したところである。 年々消費者から寄せられる相談内容は高度化・複雑化していることから、消費者の安全・安心を確保するため、相談員の専門性を高め、消費生活相談体制を強化していく必要がある。							
事業の概要		伊勢市消費生活センターを広域の相談窓口として維持・運営し、圏域に在住する消費者からの相談対応や消費生活に係る啓発・情報発信を行い、消費者トラブルの早期解決・未然防止を図る。							
期待される効果		圏域に在住する消費者の消費生活に関する知識や意識の向上、消費者トラブルの早期発見・解決、未然防止に繋がる。							
中心市の役割		消費生活センターを運営し、関係する市町と連携を図り、消費者からの相談対応や消費生活にかかる啓発・情報発信を行う。							
連携市町の役割		中心市と連携するとともに、消費生活センターの運営に必要な経費を負担する。							
事業費（単位：千円）		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
					11,749	12,141			
実績額（単位：千円）					9,269				
実施スケジュール	具体的な内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
	消費生活センターの維持・運営								
取組の実績	成果指標	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	目標値	進捗状況	
	消費生活にかかる相談対応件数				1,281		1,006件	A	
	消費生活にかかる啓発回数				150		139件	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	消費生活センターにおける相談件数のうち、約23%を占める連携市町在住者からの相談に対応することで、圏域住民が直面する消費者トラブルの早期解決・未然防止を図れており、広域化による一定の効果は表れている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		消費者からの相談は、その内容が年々高度化・複雑化している。連携市町と協力しつつ、消費生活に関する啓発・情報発信を積極的に行うとともに、相談体制の充実を図ることで、より多くの圏域住民が安全・安心な消費生活を送れるようにする。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(1) 圏域市町職員・教職員の人材育成

取 組 事 項		職員研修の合同開催							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	○
現状と課題		各市町それぞれにおいて研修計画を策定し実施している。圏域住民への行政サービスの向上のために、地域を牽引する人材の育成が必要である。							
事業の概要		職員の能力と資質を向上させ、圏域マネジメントの能力を高める合同研修を実施する。							
期待される効果		職員の能力と資質の向上及び市町間における職員の連携強化に繋がる。							
中心市の役割		効果が期待できる研修を企画し実施する。							
連携市町の役割		必要に応じて職員を合同研修に参加させる。							
事業費 (単位：千円)		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		739	349	373	382	384			
実績額 (単位：千円)		114	9	9	49				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	合同研修の実施						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	開催回数	33	14	17	27		10	A	
	連携市町からの参加者数	32	18	48	31		30	A	
総括評価	総括評価	A：計画どおり進んでいる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	取組実績において、開催回数は目標回数を全ての年度で達成しており、また令和2年度を除き、目標人数以上の職員が参加していることから、職員の能力と資質の向上につながったと思われる。 そのほか、令和元年度から新規採用職員を対象とした合同研修など新たな取組の実施、令和2年度からはWeb会議システムを活用したオンライン受講できる取組を行い、参加しやすい環境整備を進めている。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		各市町が参加しやすい時期、内容等を検討した上で今後も継続して、合同研修を実施し、職員の能力と資質の向上及び市町間の連携強化に努めていく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(1) 圏域市町職員・教職員の人材育成

取 組 事 項		教職員研修講座の実施							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
現状と課題		伊勢市教育研究所が開催する研修講座には、既に圏域市町の教職員も参加している。今後は、働き方改革（総勤務時間の縮減）に伴い、講座数を精選したり、新型コロナウイルス感染症のような未曾有の状況を想定した実施方法について検討したりしていく。 新学習指導要領の着実な実施に向けて、さらに講座内容を検討し、より連携を深め、効果的な運営を推進する必要がある。							
事業の概要		教職員等を対象とした研修講座等を開催し、教職員の資質向上をもって圏域市町の教育力向上を図る。							
期待される効果		教職員の資質向上を図るとともに、教職員間の連携強化が期待できる。圏域の市町が連携することで、研修講座の効率的・効果的な運営が期待できる。							
中心市の役割		圏域で実施することが効果的な教職員向けの研修講座を企画・実施し、連携市町に対して当該研修への参加の機会を提供する。							
連携市町の役割		中心市が実施する教職員向けの研修講座についての情報周知を適切に行い、教職員を参加させるとともに、研修講座の運営に協力する。							
事業費（単位：千円）		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		1,442	1,454	1,285	905	858			
実績額（単位：千円）		878	349	304	702				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	教職員向け研修講座の実施						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	開催回数	16	14	11	15		20	B	
	連携市町からの参加者数	179	0	42	90		300	B	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる					【成果指標の進捗状況】 A：達成の見込み B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり C：未達成の見込み 【総括評価】 A：計画どおり進んでいる B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる C：計画どおり進んでいない		
	総括評価に対する説明	目標設定をした令和元年度時点から、新型コロナウイルス感染症の流行や働き方改革の推進等、教職員を取り巻く環境が大きく変化する中で、教職員の資質向上を目指し、開催方法を工夫しながら質の高い研修講座を開催してきた。 令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を行い、ほとんどの研修講座を集合型で開催したため、令和2・3年度と比べ、連携市町からの参加者数が増加したと考えられる。また、オンライン開催の講座についても、感染への不安や会場までの距離等を気にすることなく受講できたため、連携市町からの参加者数は増加している。目標値については、感染への不安や参加人数の制限等もあり達成できなかったが、集合型とオンライン型があったことで、選択の幅が広がり参加しやすくなったと考えられる。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		教職員の働き方改革に伴う長期休業中における休暇のまとめ取りや、「伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」の改正もあり、研修時間を確保することが難しくなると考えられる。今後は、働き方改革の観点から、講座数を増やしていくことは難しい面もあるため、実施方法について工夫しながら、「今日的教育課題」をテーマに、ステージ別の質の高い魅力ある講座を構築していく。							
備 考									

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材育成

(2) 圏域内人材の育成

取 組 事 項		青少年健全育成の合同研修会の開催							
連 携 市 町		伊勢市	鳥羽市	志摩市	玉城町	度会町	大紀町	南伊勢町	明和町
		○	○	○	○	○	○	○	
現状と課題		青少年健全育成に関わる人材の育成については、継続的に取り組んでいく必要がある。連携市町の青少年育成市町民会議が企画し、基調講演、各地域における取組の事例発表を行っている。							
事業の概要		連携市町の青少年育成市町民会議だけでなく、地域における青少年の健全育成に関わる方に広く呼びかけるとともに、情報交換等も取り入れるなど実施方法を検討し、より充実した研修会とする。							
期待される効果		他の地域の取組を参考にできることから、それぞれの地域での活動の参考とし、圏域内の青少年の健全育成を図る。							
中心市の役割		連携市町と情報共有しながら、青少年の健全育成に努めるとともに、青少年健全育成に関する情報を連携市町へ提供する。							
連携市町の役割		中心市と連携し、地域住民による青少年健全育成活動を行う。							
事業費 (単位：千円)		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
		100	100	100	50	50			
実績額 (単位：千円)		31	0	44	37				
実施スケジュール	具体的な内容	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度			
	地域活動者研修の実施						→		
取組の実績	成果指標	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値	進捗状況	
	開催回数	1	中止	1	1		1	A	
	参加者数	65	中止	65	70		200	B	
総括評価	総括評価	B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる							
	総括評価に対する説明	これまで伊勢市において講演会形式で開催してきたが、平成30年度から定住自立圏内の市町が持ち回りで開催することに見直した結果、少人数で行うワークショップ形式など、新たな研修会スタイルも生まれ充実が図られてきた。							
次期共生ビジョンにおける考え方		☒ 継続 ☐ 修正して継続 ☐ 廃止							
今後の方向性		今後、更なる魅力ある研修会を企画するとともに、連携市町が協力して広く参加者を募ることで、青少年健全育成の推進に努めていく。							
備 考		令和5年度は、志摩市で開催予定。							

【成果指標の進捗状況】

A：達成の見込み

B：未達成の見込みだが、一定の進捗あり

C：未達成の見込み

【総括評価】

A：計画どおり進んでいる

B：計画どおりは進んでいないが、一定の進捗が見られる

C：計画どおり進んでいない

※事業費欄は連携市町の当初予算額の合計を記載しています。

伊勢市人権施策基本方針（案）について

1. 基本方針改定の目的

本基本方針は、人権施策を総合的かつ効果的に推進するにあたり、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する基本的な事項や人権に関する課題について市が実施すべき施策に関する基本的な事項を定めたものです。

平成 24 年度の現基本方針の策定から 10 年が経過し、社会情勢の変化に伴い新たな人権課題が生じてきていることなどから見直しを行うことといたしました。

2. 基本方針改定の経過

学識経験者、地域住民組織代表などで構成される伊勢市人権施策審議会による審議を経て、素案を作成いたしました。

《伊勢市人権施策審議会の開催状況》

令和 5 年 6 月 22 日 第 1 回開催

令和 5 年 8 月 25 日 第 2 回開催

令和 5 年 10 月 23 日 第 3 回開催

3. 改定に際しての基本的な考え方

- (1) 平成 24 年度に策定した方針の基本的な考え方は踏襲する。
- (2) 現基本方針策定後の社会情勢の変化等を踏まえて施策等の見直しを行う。

4. 基本方針の内容

資料 2－2 伊勢市人権施策基本方針（案）のとおり

5. パブリックコメントの実施

- (1) 実施予定期間 令和 5 年 12 月 1 日(金)～令和 6 年 1 月 4 日(木)
- (2) 予定縦覧場所 22 箇所

伊勢市役所（本館 1 階、2 階総務課、東館 2 階人権政策課）、各総合支所生活福祉課、各支所、伊勢図書館、小俣図書館、生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、いせ市民活動センター、朝熊市民館、黒瀬市民館

6. 今後の予定

令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 1 月 4 日 パブリックコメントの実施
令和 6 年 1 月 第 4 回伊勢市人権施策審議会開催
令和 6 年 2 月 総務政策委員協議会報告
令和 6 年 3 月 基本方針改定及び公表

伊勢市人権施策基本方針

(案)

令和●年●月改定

伊 勢 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針策定の背景.....	1
2 基本理念.....	2
3 基本方針の位置づけ.....	3
4 市民アンケート調査結果.....	4
(1) 調査概要.....	4
(2) 回収結果.....	4
(3) 調査結果概要.....	4
第2章 人権施策の推進	9
1 施策の体系.....	9
2 施策分野.....	10
3 具体的施策.....	11
(1) 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策.....	11
(2) 人権意識高揚のための施策.....	13
(3) 人権擁護と救済のための施策.....	15
(4) 人権課題のための施策.....	16
第3章 施策の推進体制	33
1 推進体制の整備.....	33
2 推進状況の評価、基本方針の見直し.....	33
資料編	34

第1章 基本的な考え方

1 基本方針策定の背景

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、生涯を人間らしく幸せに生きていくための最も基本的な権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。日本国憲法においても、国民主権（主権在民）、平和主義とならび、基本的人権の尊重を三大原則としています。

国は2000年（平成12年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき2002年（平成14年）に、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2011年（平成23年）一部変更）が策定され、女性、こども、高齢者、障がいのある人、部落差別など多岐にわたり取り組むべき人権課題として取り上げられています。

また2016年（平成28年）には差別を解消することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の3つの法律が施行されました。

三重県では1990年（平成2年）に全国に先駆け「人権県宣言」が県議会で決議され、1997年（平成9年）には「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定しました。これに基づき1999年（平成11年）に「三重県人権施策基本方針」（2015年（平成27年）改定）を策定し、人権施策を総合的に推進してきましたが、不当な差別の解消に向けて県の取組みを一層強化するため、同条例を全部改正し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を2022年（令和4年）5月（一部2023年（令和5年4月））に施行し、人権問題の解消と、人権が尊重される社会の実現を目指しています。

本市では、2006年（平成18年）7月に「伊勢市人権尊重条例」を施行、合わせて「人権尊重都市」を宣言し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会の実現に向けて取り組んでいます。2007年（平成19年）1月には「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会をつくる主体者としての市民の育成に取り組んでいます。2012年（平成24年）には、人権問題の解決のための取組を総合的に展開するための「伊勢市人権施策基本方針」を策定しました。それから10年が経過し、これまでの本市の取組を踏まえ、また新たな人権課題に対応するため、見直しを行うものです。

2 基本理念

人権施策を進めていく上での基本理念を次のように定めます。

人権が尊重され守られる、誰もが住みよい伊勢市の実現

人権は、人間が人間らしく生涯を幸せに生きていくために最も基本的な権利です。人間は一人ひとりが異なっていますが、その違いを認めることが、一人ひとりの存在を大切にすることであり、互いの人権を尊重することにつながります。

社会のあらゆる場で人権尊重に向けた人権教育・人権啓発を進めること、また性別、障がいの有無、国籍の違いなどにより差別的な取り扱いが生じることのないよう、公平で公正な社会、個人が尊重される社会の実現に努めます。

伊勢市はこの基本理念に基づき、人権尊重都市を宣言するまちとして人権施策を進めます。

SDGs との整合

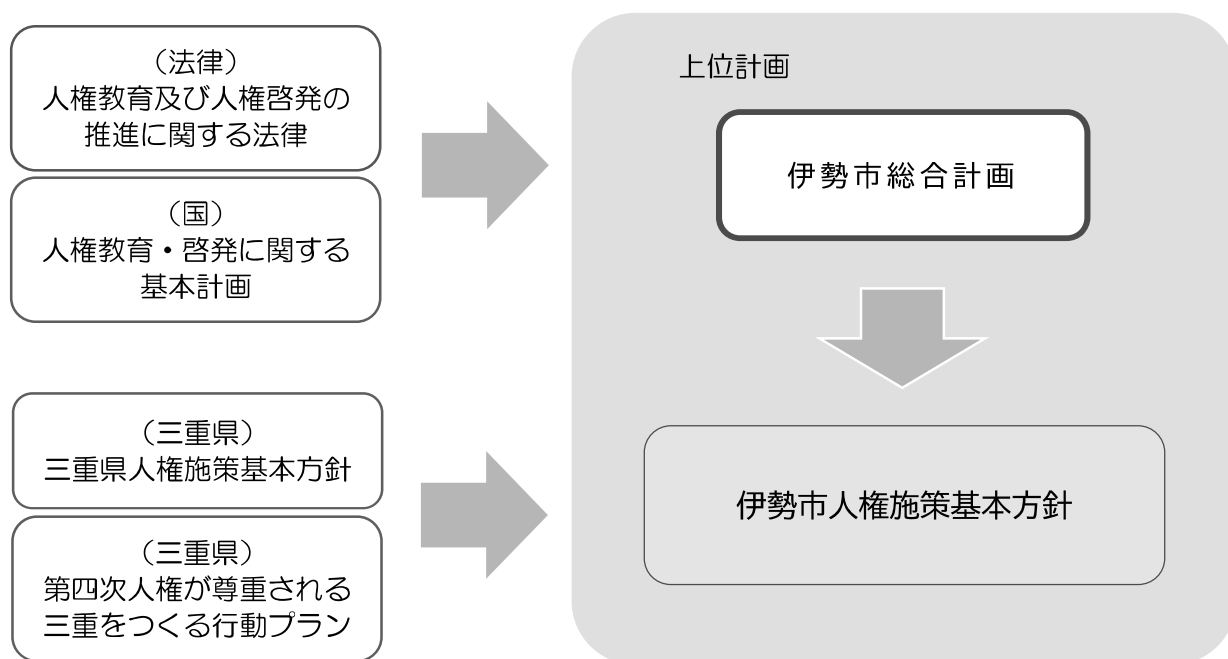
SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 年（平成 27 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年（令和 12 年）までの 17 のゴール・169 のターゲットからなる国際目標です。貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンや課題が示されています。

本基本方針においても SDGs の掲げる目標との整合を考慮し、人権施策を推進していきます。



3 基本方針の位置づけ

本基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（第7条）の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」、更に「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を踏まえ策定するものです。また、関連する諸計画との連携により施策を実施します。



4 市民アンケート調査結果

伊勢市における人権施策に関する市民の意見と人権課題の把握のために、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) 調査概要

対象者	市内在住の 16 歳以上 90 歳以下の市民
抽出方法	単純無作為抽出
調査方法	郵送による調査票配布、郵送回収、Web 回収
調査期間	令和 4 年 12 月 5 日～令和 4 年 12 月 23 日

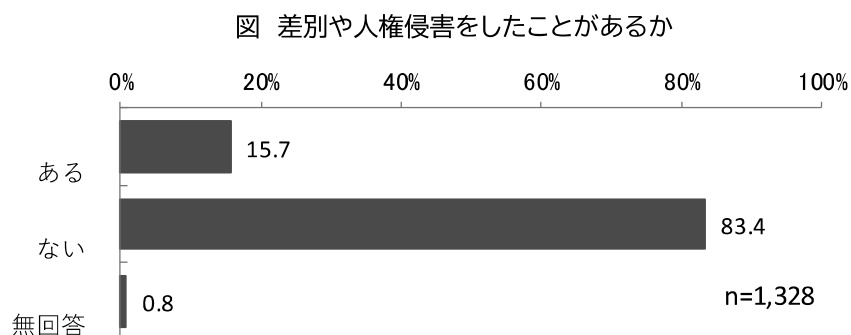
(2) 回収結果

配布数	3,500 件
有効回収数	1,328 件
回収率	37.9%

(3) 調査結果概要

① 差別や人権侵害について

差別や人権侵害をしたことがあるかについては、「ある」が 15.7%、「ない」が 83.4%となっています。



性別では、「男性・女性と答えることに抵抗を感じる人」で「ある」の割合が高くなっています。
 年齢別では、30歳代で「ある」の割合が約3割と高くなっており、20歳代以下では「ある」の割合は1割以下にとどまっています。

図 差別や人権侵害をしたことがあるか(性別)

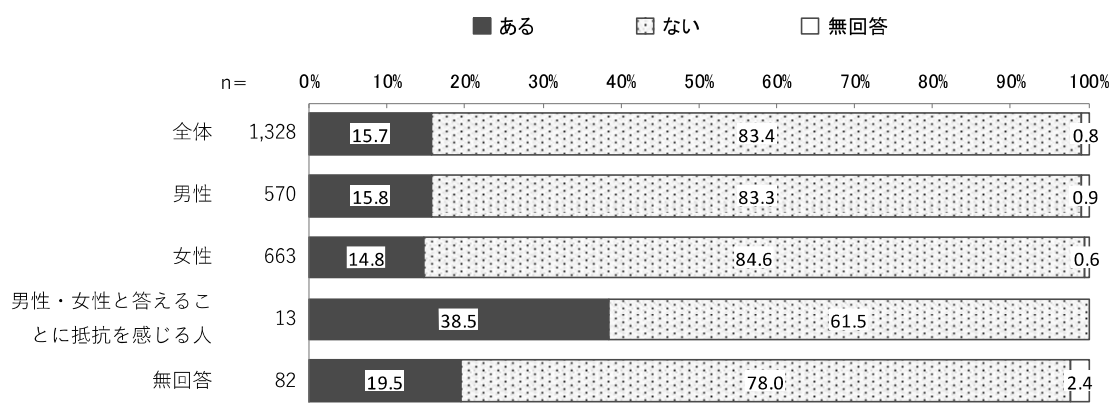
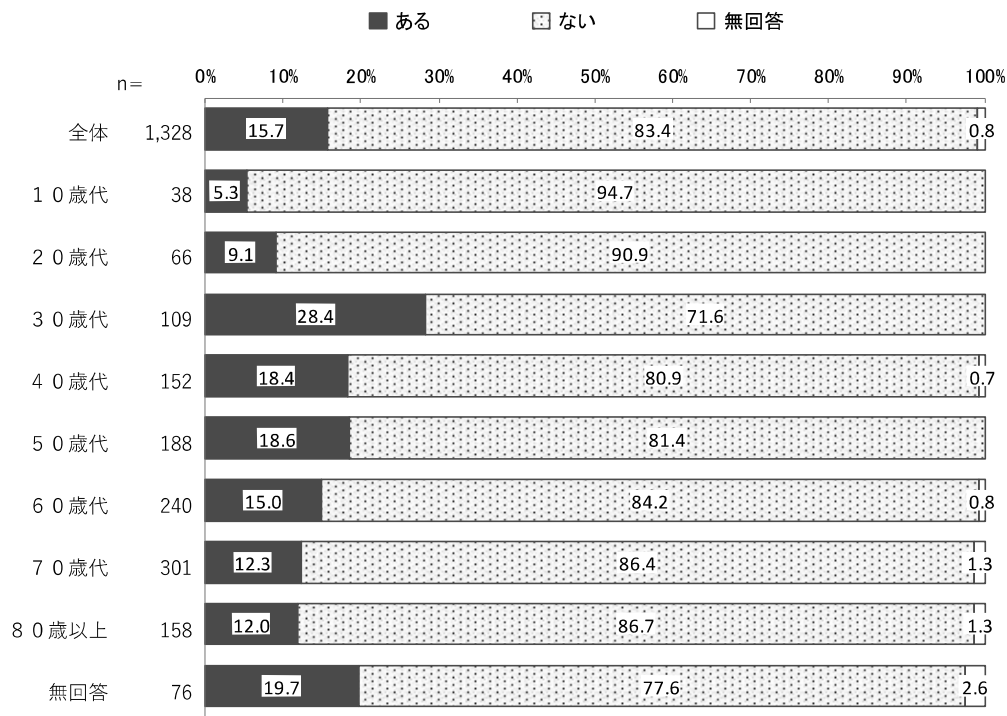
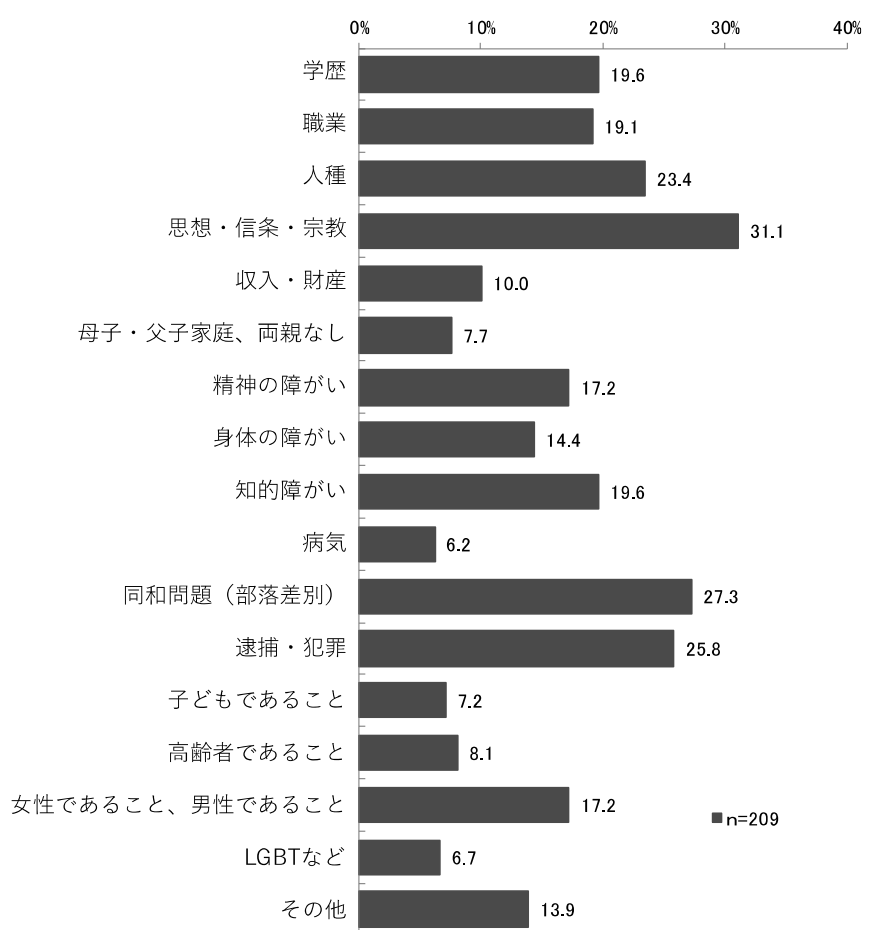


図 差別や人権侵害をしたことがあるか(年齢別)



差別や人権侵害がどのような理由によるものかについては、「思想・信条・宗教」、「同和問題（部落差別）」、「逮捕・犯罪」、「人種」が高くなっており、本人の出自によるものなどが理由として多くなっています。

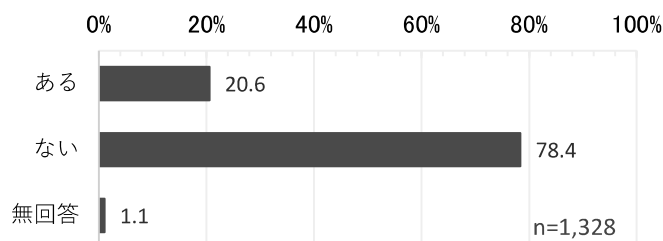
図 差別や人権侵害をした理由



② 差別や人権侵害を受けた経験について

差別や人権侵害を受けたことがあるかについては、「ある」が20.6%、「ない」が78.4%となっています。

図 差別や人権侵害を受けたことがあるか



性別ごとでは、女性の受けたことがある割合が23.5%とやや高くなっています。

年齢別では、30歳代で受けたことがある割合が33.9%と高くなっています。

図 差別や人権侵害を受けたことがあるか(性別)

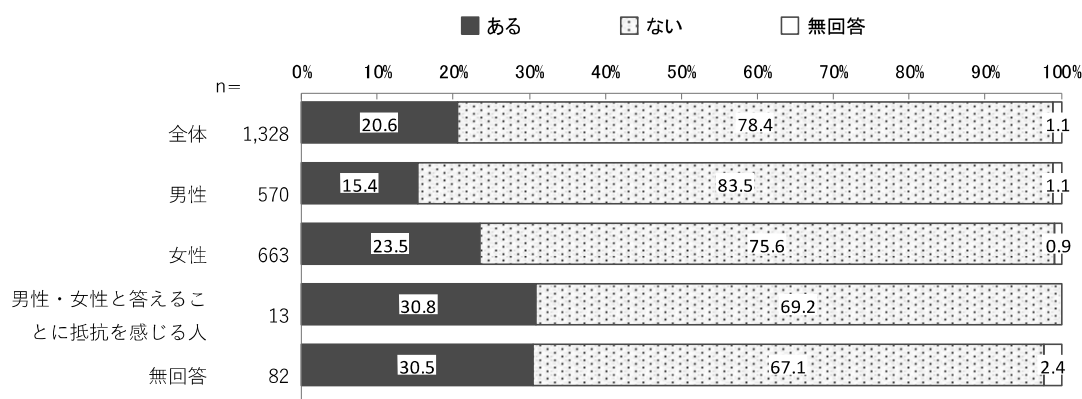
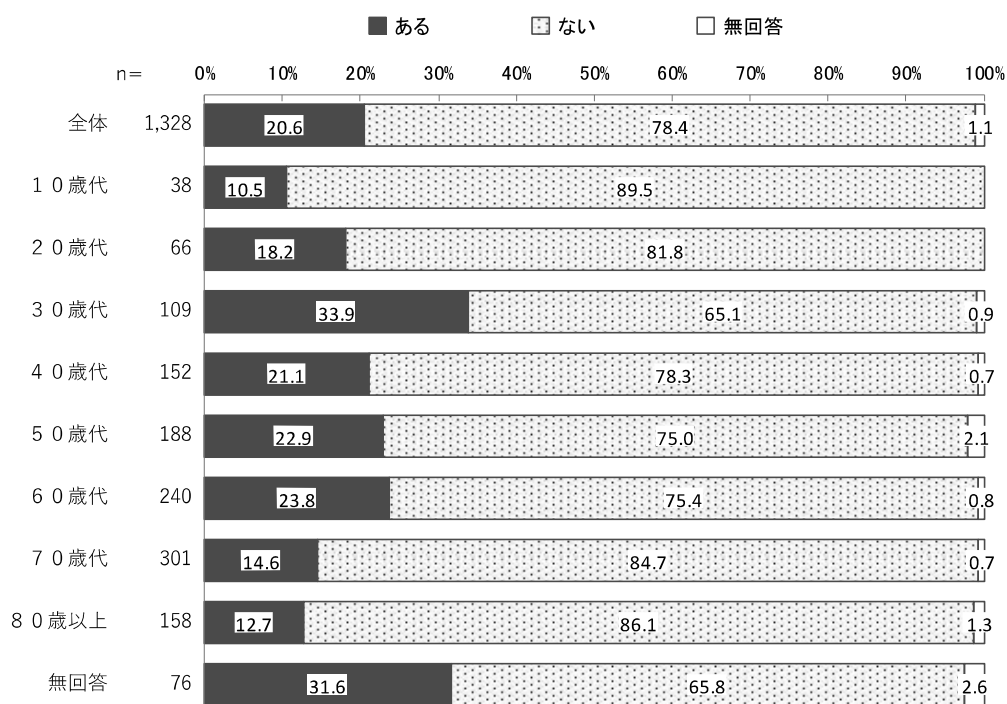
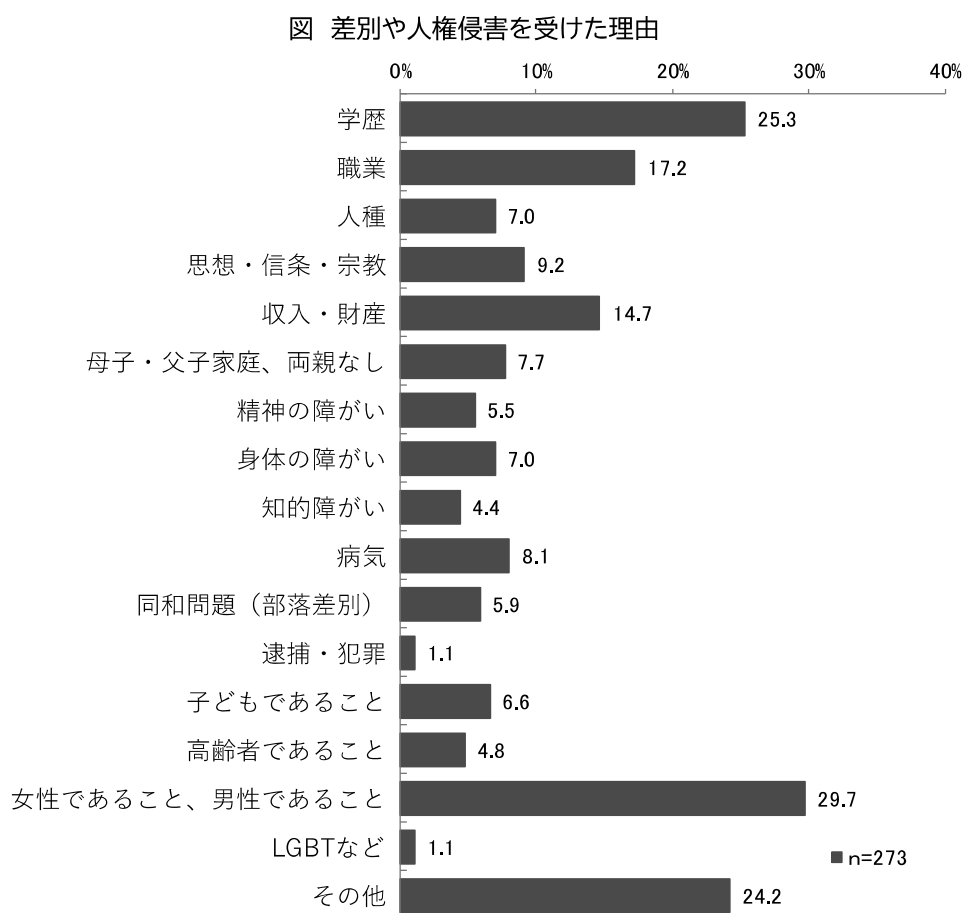


図 差別や人権侵害を受けたことがあるか(年齢別)



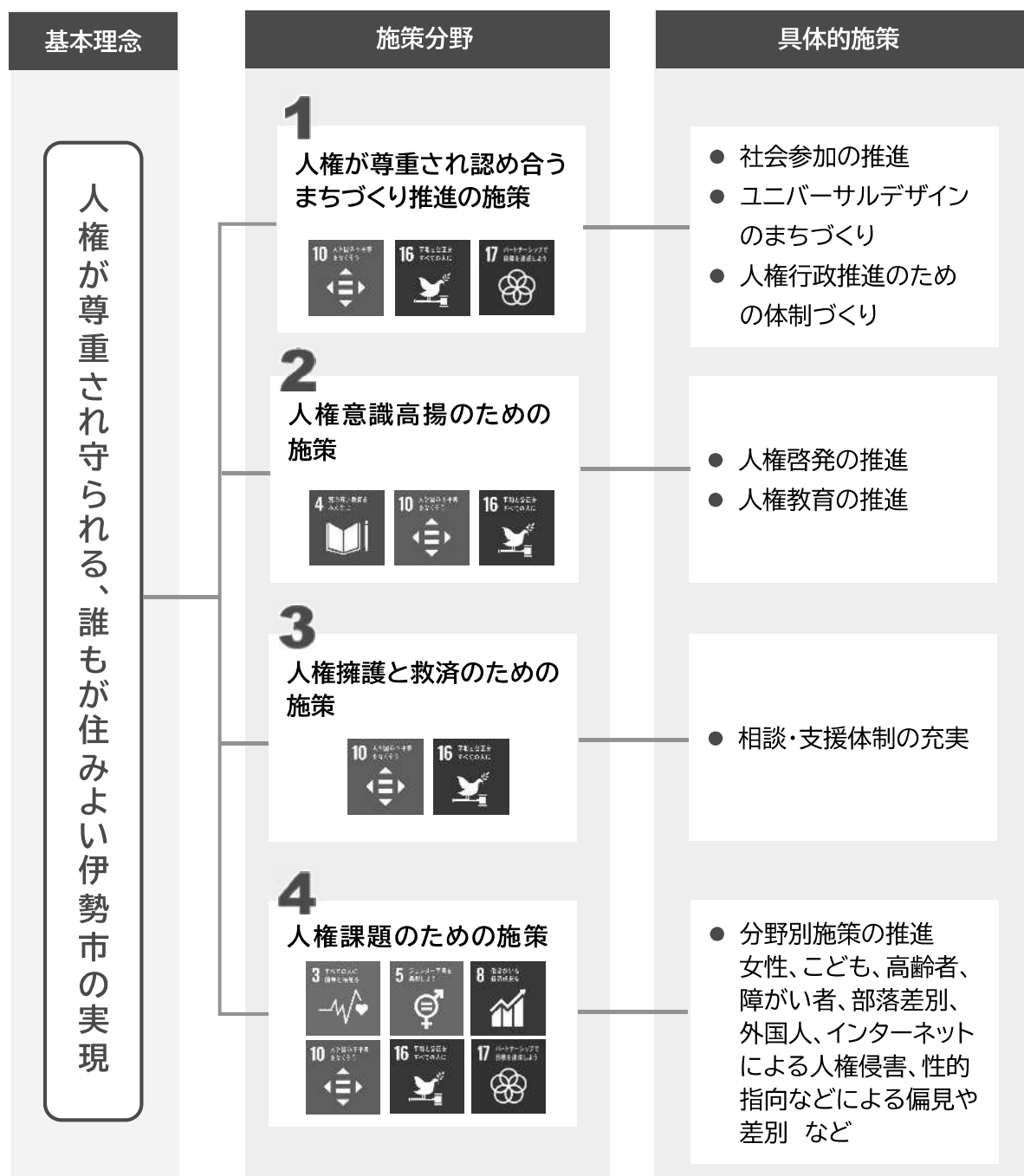
差別や人権侵害はどのような理由により受けたかについては、「女性であること、男性であること」、「学歴」、「職業」、「収入・財産」が高くなっています。



第2章 人権施策の推進

1 施策の体系

人権が尊重され守られる社会の実現のためには、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を推進する必要があります。本基本方針は、伊勢市における人権施策を4つの分野に体系づけ、基本理念の実現のために総合的に推進していくことを示すものです。



2 施策分野

以下の4つの施策分野において人権施策を推進していきます。

1 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策



高齢者、子ども、障がいのある方など誰もが安心して生活できる社会のためには、全ての人の人権を尊重し、認め合うことが重要です。このためには、あらゆる人の社会参加の促進などに取り組み、生活環境面でのバリアフリー化や高齢者や障がい者に対する生活環境を整備し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

2 人権意識高揚のための施策



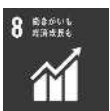
市民の人権意識の高揚のためには、人権に関するさまざまな課題を明らかにし、啓発活動を行うとともに、社会のあらゆる場面において人権教育を展開していくことが重要です。啓発活動・人権教育において、他者を尊重する大切さを広め、人権尊重の意識を高める取組を行います。また「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、「伊勢市人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進します。

3 人権擁護と救済のための施策



人権に関する相談が多様化しており、相談に関する情報提供機能を充実する必要があります。また、人権侵害の被害者の救済においては、被害の状況の把握と被害者の保護を行うとともに、人権侵害の解決に取り組む体制を構築します。人権擁護委員や民生委員との情報共有を密に行うことや関係機関との連携を充実することにより、相談支援体制の整備に取り組みます。

4 人権課題のための施策



人権意識はさまざまな啓発活動などにより向上しつつありますが、女性や子ども、高齢者などの人権課題は未だ解消途中であり、また SNS の普及によりインターネット上の人権侵害など新しい課題に対応する必要があります。個別の具体的な人権課題については、これまでの啓発活動などを継続するとともに、新しい課題に対応した施策の推進に取り組みます。

3 具体的施策

(1) 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策

① 社会参加の推進

市民などによる自主的、主体的な活動は、価値観や発想の多様さや自由さ、柔軟性やきめ細かさ、先駆性といった優れた特性を持っています。市では、このような市民活動を行う団体（NPO）とのパートナーシップを確立し、市民活動団体が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、協働して人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

基本方針 …▶

- 人権を尊重し、市民がともに支え合う心豊かな地域社会をつくっていくため、活動の場や情報の提供など、市民・団体と協働した取組を一層推進します。
- 市民に広くボランティア活動などへの参加を呼びかけ、より活動しやすい条件の整備を図ります。

施 策	内 容
市民ボランティアが地域で支える社会づくり	・市民のボランティアだれもがいつでも参加できる環境を整えるため、児童・生徒、また地域住民に理解と参加を促し、高齢者や障がいのある人などの生活を身近な地域で支える社会づくりに取り組みます。
積極的な人権教育の促進	・企業、民間団体の積極的な人権教育への取組を促進します。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての人々が家庭や地域で共に暮らし、同等に生活を送ることができる社会の実現をめざす理念（ノーマライゼーション）を実現するため、高齢者、障がいのある人をはじめ、こども、こども連れの親などの幅広い視点から、歩きやすい道、楽しめる公園、利用しやすい建物などの整備が必要です。これからのまちづくりは、高齢者、障がいのある人だけではなく、あらゆる人を対象にデザインするユニバーサルデザインのまちづくりをより一層推進していきます。

基本方針 …▶

- すべての人々が、安心して住み、社会参加の機会をつくることのできるまちづくりを推進するため、地域とも協力しながら、あらゆる機会を通して心のバリアをなくすための啓発に取り組むとともに、社会モデルに基づいた生活や就労などあらゆる場面でのバリアフリー化を推進します。

施 策	内 容
公共施設等のバリアフリー化	・利用者の視点や声をもとに、保育所、幼稚園、学校施設など、公共施設のバリアフリー化を進めます。 ・道路の利便性向上のため、段差の少ない歩道の設置及び視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進めます。 ・放置自転車、看板など歩道上の障害物の除去を促進し、歩きやすく、車いす使用者の利用しやすい歩道の整備を促進します。
バリアフリー住宅の整備促進	・バリアフリー住宅の建設促進や住宅改造への支援を積極的に進めます。 ・高齢者や障がいのある人などが安心して生活できる住宅環境の整備普及に取り組みます。
人権啓発・教育の推進	・高齢者、障がいのある人などへの偏見や差別などの心のバリアをなくすために、人権啓発・教育を推進します。

③ 人権行政推進のための体制づくり

人権が尊重される社会をつくるために、行政として広範囲な啓発事業の実施や体系的な人権教育の推進など、行政の果たす役割と責任は大きなものがあります。

この基本方針に基づき、市行政のさまざまな分野で人権を重視した施策に総合的かつ体系的に取り組んでいきます。また、市民や企業の協力は欠かせないものであり、行政と市民活動団体などが協働して人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

基本方針 …▶

- 行政施策の企画立案にあたっては、職員は人権尊重の精神を基本に置き、所轄する業務と人権とのかかわりについて十分に認識し、業務を遂行します。
- 人権に関する研修を実施し、市職員の意識の向上に努めます。
- 関係機関との連携強化により、人権課題に関する情報共有を行います。

施 策	内 容
庁内推進体制の構築	・体系的な研修機会の充実と庁内推進体制を整備します。
関係機関との連携の強化	・さまざまな人権課題に対応するため、関係機関との情報共有を行います。また、市民活動団体との協働による人権施策を実施します。

(2) 人権意識高揚のための施策

① 人権啓発の推進

本市では、さまざまな人権問題の解決をめざして「広報いせ・人権シリーズ」、講演会、さらには講座など、市民と直結した啓発活動を実施してきました。その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、市民の人権意識の高まりに一定の成果をみることができました。今後は、これまでの啓発活動の手法や成果をふまえ、継続的に実施するとともに、より広範な市民に理解と共感、人権意識の高まりが得られるように、一層内容や手法を工夫した啓発活動を行っていきます。

基本方針 ……▶

- 人権が尊重される社会の実現を目的に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、さまざまな人権問題を解決し、人権尊重の思想を地域に広め定着させます。
- 講演会や映画祭など市民参加型のイベントでの啓発を行います。
- 企業、各種団体、地域での取組の促進、マスメディアとの連携やインターネットなどを活用し啓発を推進します。

施 策	内 容
人権に関わる法令などの普及・啓発	・ 人権に関わる、憲法をはじめとした国内法令や世界人権宣言などの国際条約の理念の普及・啓発を進めます。 ・ 「人権尊重都市宣言」、「伊勢市人権尊重条例」の理念、内容の普及・啓発を進めます。
講演会・人権映画祭の開催	・ 人権に関わる講演会や映画祭などのイベントを通じて広く市民への周知・啓発活動を行います。
各種メディアとの連携	・ 幅広く情報を伝達するために放送局、新聞社などのマスメディアとの連携やインターネットの特性を生かして、有効な啓発活動を進めます。
市民団体との連携	・ 人権週間（12／4～12／10）における集中的な啓発活動を、市民団体と連携して行います。

② 人権教育の推進

本市では、「伊勢市人権教育基本方針」に基づき、人権が尊重される、差別のない社会を一日も早く実現するよう、人権教育を推進しています。学校教育では、一人ひとりの学力・進路を保障するとともに、こどもがより良い人間関係を築くことができるような取組を推進しています。また、市民に対しては、講演会、講座を開催するなど多様な啓発を進めています。

しかし時代の変化とともに、市民が直面する人権課題は多様化しており、これまで以上にあらゆる分野における人権教育が必要とされています。今後は幅広い人権課題について、さまざまな方法での人権教育を推進していく必要があります。

基本方針 …▶

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、「伊勢市人権尊重条例」に基づいて、「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権教育を推進します。
- 広くこどもや市民、企業・民間団体を対象として多様な人権学習及び人権教育の機会を提供します。

施 策	内 容
実践的な人権教育の充実	・ 人権学習の機会を充実することにより、差別や人権侵害に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。 ・ 人権教育を推進するために、市職員及び教職員の意識や実践力の向上を図り、地域社会における指導者の育成に努めます。
学校教育での人権教育の推進	・ 学校教育では、人権尊重の精神に貫かれた、自ら考え、行動できるこどもの育成をめざします。 ・ また、幼稚園や保育所などにおける就学前教育においても、人や命を大切にする精神の芽生えを育む教育・保育を推進します。
市民に対する学習の機会提供	・ 市民対象の講演会や講座を開設し、広く人権学習の機会を提供します。また、情報の提供・発信に努めます。
多様な主体との人権教育の推進	・ 企業、民間団体などに人権教育の機会を提供し、支援します。市の機関が連携し、多様な主体との協働により、市民を対象とした人権教育を創出します。

(3) 人権擁護と救済のための施策

① 相談・支援体制の充実

人権に関するさまざまな相談に対応するため、生活相談や人権相談を行っていますが、相談内容の多様化などから、その取組や情報提供機能の充実強化を図ることが必要となっています。

また、人権が侵害された被害者の救済に関しては、国の状況をふまえながら、被害を最小限に止める保護のあり方を要請するとともに、潜在化しがちな人権侵害の被害状況の把握に努めます。

基本方針 …▶

- さまざまな人権相談に対応するために、津地方法務局や三重県人権センターなどの関係機関と連携して相談員の資質向上を図るなど、相談、支援体制の充実に努めます。

施 策	内 容
相談体制の整備	・ 三重県人権センター、児童相談所などの県の機関と人権擁護委員、民生委員、児童委員、NPOなどとの情報交換を密にするなど、関係機関の連携を充実することにより、相談、支援体制の充実に努めます。
相談体制の周知	・ 各種相談機関などに関する情報について「広報いせ」をはじめ、各種広報媒体を活用し、提供していきます。

(4) 人権課題のための施策

① 女性の人権

現状と課題 …▶

女性の人権の尊重と男女が対等に参画する社会の実現に向けては、1999年（平成11年）の「男女共同参画社会基本法」の制定、「男女雇用機会均等法」の改正など、法整備が進められてきました。

特に、女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するだけでなく、国際社会がめざしている「平等、開発、平和」の達成の妨げになっています。1993年（平成5年）に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、女性に対する暴力を撤廃するように求めており、また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議（北京女性会議）においても、女性に対する暴力の根絶が重要な課題の一つとして取り上げられています。わが国でも2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定し、社会情勢に合わせ改正が行われるなど法整備がなされています。

本市では、2006年（平成18年）に伊勢市男女共同参画都市を宣言し、翌年には伊勢市男女共同参画推進条例を制定しました。そして2023年（令和5年）には第4次伊勢市男女共同参画基本計画（第4次れいんぼうプラン）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。また、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権侵害の発生を防止し、啓発活動、相談体制を充実するため、「女性相談窓口」を設置し、被害を受けた女性により早く適切な対応を行えるよう、女性相談支援員を配置しています。

基本方針 …▶

- 働く場において男女が均等な機会と待遇を確保され、かつ、仕事と家庭のバランスを保ちながら働ける職場環境づくりを促進します。
- 女性と男性が社会の対等な構成員として活躍できる社会の実現のために、意識啓発に取り組むとともに、男女平等などに関する意識を育む教育や学習機会の充実を図ります。
- 女性の人権が尊重される社会の実現に向け、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 女性は、妊娠・出産をする可能性があり、男性と異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージに応じた健康づくりの支援に取り組みます。
- 身体的、性的、心理的などのあらゆる暴力及び生活困窮から女性を守るため、相談、保護、支援策の充実を図ります。

施 策	内 容
働きやすい環境づくり・ワークライフバランスの推進	・女性が能力を発揮して活躍し、働きやすい職場づくりに向けて、男女雇用機会均等法の周知を図るなどの普及・啓発を進めます。 ・男女がともに安心して働き続けることができるよう職業生活と家庭生活との調和・両立の支援などについて事業所等に向けて発信し、ワークライフバランスの推進を啓発します。 ・女性が出産、育児、介護のために、離職せずにすむように雇用の継続について啓発するとともに、やむを得ず離職した人に対する支援を行います。
男女平等の意識づくり・固定的な意識解消のための教育	・「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な役割分担を是正し、家庭、職場、地域などでの制度や慣習の見直しを進めるための啓発活動を充実します。 ・人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域社会などあらゆる場において、学ぶ機会を提供します。
女性の政策・方針決定の場への参画の促進	・女性がさまざまな分野において、政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考え方を反映させていくことができるよう市の審議会委員など、市の政策・方針を決定する過程へ女性の登用を進めます。 ・企業・民間団体などにおいても、女性の登用の促進について理解と協力が得られるよう働きかけを行います。
生涯を通じた女性の健康支援	・「性と生殖に関わる健康・権利」に関する意識の浸透を図りつつ、妊娠・出産期、更年期などのライフステージに応じた健康についての正しい知識を得られるよう啓発や情報提供を行います。
支援の充実	・性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などあらゆる暴力から女性を守るために、女性相談員を中心に相談体制の充実を図ります。 ・警察、国や県の行政機関、司法、民間団体など関係機関と連携を図り、被害者及び生活困窮者が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、さまざまな方策を活用した自立支援を行います。

② こどもの人権

現状と課題 ……▶

こどもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加など、急激に変化しています。こどもに対する虐待やいじめは深刻な状況が続いており、また家族などの世話を担うこども（ヤングケアラー）が増加していることが近年の課題となっています。2023年（令和5年）には、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための「こども基本法」が施行され、社会全体でこどもの権利と意見の尊重と社会のさまざまな活動へ参加することなどが基本理念とされています。

本市ではこれまで、いじめや不登校に悩むこどもや、保護者への相談体制の整備を進めるとともに、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づき、こどもの人権を保障する取組に努めてきました。2020年（令和2年）3月には「第2期伊勢市子ども子育て支援事業計画」を策定しました。これに基づいて、こどもの権利の尊重、不登校対策の推進、児童虐待防止の支援の充実、子育てを支援するしくみづくりなどに努めています。学校教育においても、これまでの「生活のきまり」の見直しや、教育内容の改善など、こどもの主体性を尊重する教育の推進を図ってきました。しかし、条約の趣旨はまだまだ浸透していないのが現実です。

こどもにとって望ましい生活環境を整えていくのは、社会全体の責任です。それぞれの地域でこどもの権利を尊重する視点でのまちづくりを進め、地域社会が連帯してこどもの人権を守っていくことが大切です。

基本方針 ……▶

- こどもが自らを権利主体として行動していけるよう、大人自身が、こどもの権利について認識を深めるよう努めます。
- 家庭における人権教育の大切さを啓発するとともに、これまでの学校教育や子育てのあり方を見直し、家庭、学校、地域社会が連携して、こども一人ひとりの人権を保障し、互いの自己実現をめざす取組を進めます。

施 策	内 容
こどもの人権についての正しい理解の啓発	・ こどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こどもの人権を正しく理解し、社会全体でこどもの人権を尊重することができるよう啓発を行います。

施 策	内 容
人権尊重を基礎においた家庭教育、保育、学校教育の推進	• 学校や幼稚園・保育所においては、こどもの人権を尊重する取組を積極的に進めます。 • 「児童の権利に関する条約」の理念をふまえ、一人ひとりのこどもの人権を尊重する教育を推進します。 • こどもたちの教育を受ける権利を保障し、一人ひとりの学力・進路を保障する取組を進めます。 • ヤングケアラーの権利を守るため、早期発見の取組や学校や地域における啓発活動を行います。 • 地域と連携したボランティア活動を支援し、学校間や多様な主体との連携を図ります。 • 家庭における人権を基礎においた教育を推進します。
いじめ、不登校の防止と相談体制の強化	• 学校においては、こどもたちの間にいじめを生み出さないような、より良い人間関係の醸成に努めます。 • 家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携を強化するとともに、カウンセラーなどの配置をはじめとする相談体制のネットワーク化を図ります。 • 教育支援センター「NEST」、「スマイルいせ」などの子育ての悩みについての相談窓口を整備・充実するとともに、学校や地域がともに子育てを支えるための施策を進めます。
地域におけるいじめ防止対策	• 福祉総合支援センターよりそいに「いじめ相談窓口」を設置し、「いじめ」の重大化防止に向けて支援を行うとともに、地域におけるいじめ対策防止の体制づくりを推進します。
児童虐待・こどもに関わる犯罪の防止	• 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、関係機関及び民間団体のネットワーク化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。 • 児童買春、児童ポルノ、出会い系サイトなど、こどもの性の商品化を防ぐとともに、インターネット上での人権侵害や薬物乱用などこどもの心身の安全に関わる問題の防止と啓発活動に取り組みます。
社会環境の整備に関する取組	• こどもを健全に育むために、こどもにとって有害な社会環境の浄化を進めます。 • こどもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性を身につけていくことができる機会を充実します。 • 放課後児童クラブ、児童館活動など、放課後の児童対策・施策の充実を図ります。

③ 高齢者の人権

現状と課題 ……▶

わが国では、2022年（令和4年）現在、人口の29.0%が65歳以上の高齢者であり、4人に1人以上が高齢者という時代に突入しています。本市では、2023年（令和5年）4月末時点で32.7%が65歳以上の高齢者となっており、高齢化が急速に進んでいます。後期高齢者数の増加や一人暮らしの高齢者世帯の増加により、高齢者の生活環境は大きく変化しており、今後は住み慣れた地域で暮らすための支援や一人ひとりの尊厳と生活の権利を守ることが重要になります。

本市では、「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活支援や高齢者を地域で支える地域づくりを推進しています。高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産の侵害のほか、悪質商法・特殊詐欺などによる消費生活上の被害、社会参加の困難性などが指摘されていますが、こうした動向などをふまえ、高齢者が安心して自立した生活を送れる社会づくりを推進します。

基本方針 ……▶

- 高齢者が社会を構成する重要な一員として、いきいきと暮らせる社会の実現をめざし、人権尊重の意識の高揚に努めます。
- 高齢者が介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるよう、生きがい・健康づくりを支援するとともに、老人クラブなどの活動支援や就労・ボランティア活動などの社会参加の促進に取り組みます。
- 住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・認知症対策・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化を図ります。
- 地域社会が高齢者を見守り、支えるしくみや環境を整えます。
- 増加する認知症高齢者などに対する成年後見制度の円滑な利用による権利擁護や総合的な支援、また高齢者の尊厳を守るため、虐待を早期に発見するための地域の関係者によるネットワークの構築や虐待に対応した適切な支援などさまざまな取組を進めます。

施 策	内 容
高齢者に関する教育・啓発活動	・ 高齢者の人権について、市民の理解と認識を深める教育・啓発活動に努めます。 ・ 幼稚園・小学校・中学校において、高齢者と積極的に交流し、ともに学習する場をつくります。保育所においても、高齢者との交流活動を深めます。

施 策	内 容
健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	・高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を発揮し、積極的に社会活動を行っていただけるように、高齢社会の基盤整備を進めます。 ・高齢者がいきいきと充実した生活を送れるよう、文化、スポーツ、地域活動など多様な活動に参加できるようにします。 ・高齢者が健康づくりに取り組めるように、健康づくり活動を展開して高齢者の健康への関心を高めます。 ・就労を希望する高齢者には、長年にわたって得た知識や技能を活用できるよう、関係機関と連携を図り、雇用、就業の促進を図ります。 ・高齢者をはじめ、障がいのある人、こどもなどの視点から、利用しやすい施設の整備と交通環境の整備に努めます。
高齢者の権利擁護の推進	・認知症高齢者など、判断能力が不十分な高齢者が不利益や損害を被ることがないように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用支援、権利擁護を推進します。
相談・支援体制の充実	・地域包括支援センターによる地域の高齢者などに関するさまざまな相談への対応と適切な機関・制度につなぐ支援を充実していきます。
介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実	・高齢者が住み慣れた地域で生活していけるように努め、保健・医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できる体制を築いていきます。 ・高齢者が利用しやすく充実した介護保険サービスが受けられるように、人材育成・サービスの質向上に努め、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護など）の提供体制を整備促進します。
高齢者を介護する家庭への支援	・在宅の要介護の高齢者を介護する家族に対して、必要な知識などを身につけ、時には心身の元気回復（リフレッシュ）につながらるように家族介護者の交流の機会を設けます。また、家族の経済的負担の軽減を図ります。 ・段差の解消、手すりの設置などの住宅改修費を給付し、高齢者の安全な在宅生活の向上に努めるとともに家族介護者の介護負担の軽減を図ります。

④ 障がい者の人権

現状と課題 ……▶

わが国では1993年（平成5年）に、これまでの「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められました。また、2004年（平成16年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の自立と社会参加の支援などが明示され、基本的理念に障がいを理由とする差別などの禁止が規定されました。2006年（平成18年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が地域で暮らせる社会づくりの実現に向けた施策への転換が図られました。

さらに、2011年（平成23年）には「障害者権利条約」の批准に必要な法整備の一環として「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現が目的に掲げられました。また、障がいのある人が社会参加できない理由には社会の側の障壁（バリア）があるとし、その社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化などが規定されました。2013年（平成25年）6月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28年）に施行されました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちづくりを推進する必要があります。

基本方針 ……▶

- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデルの観点から、障がいに対する正しい知識の普及や配慮が必要なことへの理解を深める取り組みを推進します。
- 誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちを目指し、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活などの支援を進めます。

施 策	内 容
権利擁護の推進、虐待防止	・ 障がいのある人の権利擁護の推進に向けて、関係機関との連携を強化し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用支援を進めます。 ・ 障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発を推進するなど、障がいのある人への虐待を防止します。
相談・支援体制の充実	・ 相談支援センターによる障がいのある人に関するさまざまな相談への対応と適切な機関・制度につなぐ支援を充実します。

施 策	内 容
障がいに関する教育・啓発活動の推進	障がいの特性や必要な配慮などの理解を深めるように、障がい者サポーター制度を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブスポーツなどの交流の場づくりを推進し、市民の意識の啓発・広報活動を進めます。
地域社会での自立の促進	障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、生活環境面でのバリアの除去に努めるとともに、あらゆる機会を通じて、心のバリアをなくしていくための啓発に取り組みます。
生涯学習・交流機会の提供	障がいのある人がいきいきした生活を送れるように、生涯学習の機会として、文化、スポーツ、地域活動などの多様な活動に参加できるよう、障がいのある人の交流についても支援します。
雇用・就労の促進	- 障がいのある人の雇用促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、雇用の拡大、職業の安定のための啓発を進めます。 - 障がい特性に合った多様な雇用機会の提供と就労後の定着支援を進めるべく、関係機関と連携した総合的な就労支援を行いながら、障がいのある人の就労促進を図ります。

⑤ 部落差別（同和問題）

現状と課題 ……▶

1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受け、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、本市においても、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識の高揚のための教育、啓発などの各種事業を、関係諸団体の協力を得ながら積極的に取り組んできました。その結果、生活環境の物的な基盤整備はおおむね完了をみましたが、人権教育・啓発については、さらに推進していく必要があります。2002年（平成14年）3月には33年間にわたって続いてきた同和対策に関する特別法も法期限をむかえて失効となり、その後の施策については、人権の尊重の視点を基本に、地域の現状や事業の必要性に応じて、一般対策として取り組んできました。また、2016年（平成28年）には、部落差別の解消に向けた施策を推進するために「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されています。

しかしながら、就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は今なお残っています。これらの解消に向け、これまでの教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくため、人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

基本方針 ……▶

- 部落差別は、重大な人権問題であるため、本市においては部落差別の現状と課題をふまえ、創意工夫をこらし市民が一体になって、部落差別の解決に取り組んでいきます。
- これまでの教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、市民の間に人権尊重の基本理念を普及させるための施策を、総合的かつ計画的に推進します。

施 策	内 容
市民意識の啓発の推進	・ 偏見や差別意識を克服するために、部落差別を単に知識として理解するだけでなく、その解決こそ自らの課題として認識、行動できるように啓発の充実を図ります。 ・ 部落差別への理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権講演会の開催、広報いせ・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。 ・ 市民館は、『人権が尊重されるまちづくり』の拠点施設として、地域に密着し、かつ開かれたコミュニティセンターとして、人権意識の普及高揚を図るため、人権尊重の視点をふまえてさまざまな事業を展開していきます。

施 策	内 容
各主体への研修の実施	啓発の推進に大きな役割を果たす市職員・教職員、また、企業・各種団体・地域のリーダーなどが、部落差別を自らの課題と捉え、その解決に向けた意欲と態度を育成できるよう研修・学習の実施に努めます。
部落差別を解決するための教育の推進	- 学校教育においては、人権尊重の精神を貫き、部落差別に対する正しい認識を深め、差別をなくしていこうとする実践力に富む人間の育成に努めます。 「伊勢市人権教育基本方針」、「伊勢市人権教育推進プラン」に基づき、部落差別を解決するための教育を推進します。
人権擁護と救済の取組	- 人権侵害への対応については、多様な機関が連携しながら、人権侵害の現実を認識し、実効性のある人権救済制度の整備に向けた働きかけを行います。 - 相談者の立場に立った住民により近い立場での人権相談機能の充実を図ります。

⑥ 外国人の人権

現状と課題 ……▶

わが国の外国人住民は近年増加傾向にあり、2022年（令和4年）末の在留外国人数は300万人を超えて過去最多となっています。地方においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、地域における外国人住民との共生は喫緊の課題となっています。しかし、国際化が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。国においては、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、増加する外国人住民の生活支援や社会参画支援を通して、文化の多様性を活かした共生社会の実現に取り組んでいます。また2016年（平成28年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」が施行され、外国人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組が進められています。

本市では、「伊勢市国際化推進指針」を2011年（平成23年）に策定し、国際化と多文化共生のまちづくりに向けた取組を進めてきました。今後は多様化する外国人住民の国籍に対応した多言語化や就労の支援、地域でのまちづくり活動への参画など、幅広い分野に渡って、文化の違いや多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

基本方針 ……▶

- 国籍や文化の違いを尊重し合い、相互扶助の精神をもった、だれもが住み良い社会づくりを推進します。
- 外国人住民の生活や就労を支援するほか、やさしい日本語の活用・情報の多言語表示などを推進します。

施 策	内 容
外国人労働者の適正な雇用の促進	・ 事業主・外国人労働者の双方に対して、国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知徹底を図り、事業所における外国人労働者の就業に関するトラブルを未然に防止します。
外国人との相互理解のための、地域交流事業・異文化理解の促進	・ 多文化共生社会の理念のもとで、ともに働き、生活しやすい環境づくりを促進するとともに、多様な価値観との出会いや相互がふれあう中から、市民と外国人との交流を推進します。 ・ 生涯学習の機会の一つとして、市民が外国語やそれぞれの国の歴史を学び、外国人が日本語や日本の文化、生活を学ぶ機会の提供を促進します。 ・ 外国人に対する差別的言動や偏見の解消に向け、文化や生活習慣などの違いを正しく理解し尊重することが重要であるとの認識を深めるための啓発活動を推進します。

施 策	内 容
外国人の生活を支援するための情報提供、相談事業の充実	外国人が日常生活上必要とされるさまざまな情報を、容易に入手できるよう、一般的な生活情報を掲載した多言語による生活ガイドブックや、情報紙を作成して、外国人の多く訪れる場所に配置するほか、相談事業についても充実を図ります。
やさしい日本語の活用、公共標識などの多言語表記、絵表示の推進	- 多文化共生社会実現に向けた取組として、行政窓口や災害避難所でのやさしい日本語の活用を推進します。 - 外国人が地域で生活する上での利便性の向上及び活動しやすい地域づくりのため、公共施設のほか、道路、交通機関などの標識について、外国語や絵・記号などによる案内表示の整備をします。
外国人児童生徒の教育及び日本人児童生徒の国際理解教育の充実	- 学校、地域、関係機関が連携し、在日外国人のこどもの学力・進路を保障する取組を進めます。 - 学校においては、多文化共生の理念を持ち、ともに生きていこうとするこどもの育成をめざす取組を進めます。

⑦ インターネットによる人権侵害

現状と課題 ……▶

インターネットは、私たちの生活の広い分野にわたって利用されており、なくてはならないものとなっています。私たちの生活をより豊かに、より便利にしてくれる一方で、インターネット上の人権侵害の課題としては、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）などが挙げられます。このような行為は人を傷つけるものであり、人権侵害にあたる行為をした人が罪に問われることもあります。

小学生・中学生などの青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS などを利用した誹謗中傷や売春に巻き込まれるなど、こどもが加害者や被害者になる事案も発生しています。国は、2009 年（平成 21 年）4 月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行して対策を進めています。（2018 年（平成 30 年）に改正）

このような問題に対しては、人権教育や啓発といった取組を強化していくことが重要であり、そうした行為が重大な人権侵害であることをすべての市民が認識する必要があります。また人権意識やメディアリテラシー（メディアから必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）を高める教育や啓発を充実させる必要があります。

基本方針 ……▶

- インターネット上での個人に対する誹謗・中傷、差別書き込みを防ぐため、啓発活動の推進に努めます。
- 学校教育においては、インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラルなどについての教育を推進します。
- インターネット上の人権侵害や、プライバシーに関する問題に対する相談・支援体制を充実させます。

施 策	内 容
インターネット上の人権教育の充実	・ 学校教育において、インターネット上の人権侵害に対して理解を深める教育を実施します。
人権侵害に対する対応	・ インターネット上での人権侵害について、プロバイダ事業者などの関係機関と連携し、削除要請など適切に対応します。
相談体制の充実	・ インターネットにおける人権問題の相談体制を充実するとともに、その周知を行います。

⑧ 性的指向及び性自認(性同一性)に関連する偏見や差別

現状と課題 ……▶

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念であり、異性愛や同性愛、両性愛などさまざまな形があります。性自認とは、自分の性をどのように認識し、どのようなジェンダー・アイデンティティ（性同一性）を持っているかを示す概念であり、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、迷っている、どちらでもないなどそのあり方は多様です。性のあり方が少数派の人を「性的マイノリティ」と言い、性的マイノリティの総称の一つにLGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア/クエスチョニング）があります。性的指向や性自認については、個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分理解されず、偏見や差別的な扱いを受けることが課題となっています。

国においては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を2023年（令和5年）に制定し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進しています。三重県においても、2021年（令和3年）に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを推進しています。

性的マイノリティの権利が侵害されることなく、また多様な性のあり方を認め合う社会づくりのために理解を深めることや啓発活動が必要になります。

基本方針 ……▶

- 性の多様性について、正しい知識の普及と啓発活動を行います。
- 性的マイノリティの人権が尊重される社会づくりを推進します。

施 策	内 容
性の多様性についての啓発	・ 性の多様性について理解を深めるため、広報いせやホームページなどを活用した啓発活動を行います。
性の多様性について学ぶ機会の提供	・ 講演会やセミナー、研修会などを開催し、性の多様性に関する市民の理解を促進するよう努めます。
発達段階に応じた学校教育	・ 性のあり方は多様であることを学び、多様な性のあり方を認め合おうとする態度を身に付けるため、子どもの発達段階に応じた人権学習を行います。
相談環境の整備	・ 当事者や当事者に関わる人たちが、相談機関などに相談できる環境を関係機関と連携し充実させます。

⑨ さまざまな人権課題

▶ アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道から東北地方、サハリン（樺太）、千島列島に及び広範囲に先住し、アイヌ語、ユーカラをはじめ独自の文化や伝統を有してきましたが、江戸時代の松前藩による支配、維新後の「北海道開拓」の過程での同化政策により、伝統的な生活や習慣、文化が失われていきました。

1993年（平成5年）の国際先住者年などを契機に、国連でも先住民をめぐる論議が活発化し、わが国でも「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が1997年（平成9年）に施行され、これに伴い差別的であると批判のあった「北海道旧土人保護法（1899年制定）」は廃止されました。2019年（令和元年）5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への差別などの禁止やアイヌ政策を総合的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。

アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえ、アイヌの人々に対する誤った理解、偏見を解消していくため、人権尊重の視点に立った教育の推進と研修を充実するとともに、アイヌの人々のおかれてきた歴史や民族独自の文化など、アイヌの人々に関する正しい知識を普及・啓発します。

▶ 感染症に関連する偏見や差別

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠ですが、それとともに、患者、元患者や家族への偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないものです。また、新型コロナウイルス感染拡大により、患者だけでなく医療従事者への差別や中傷も深刻な問題となりました。

赤痢、コレラ、結核などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分であることや、その対策として患者や保菌者を「隔離」して予防を図り、治療法が確立した後もそれまでの方針が改められなかったため、今なお誤った認識による偏見や差別が残っています。今後、こうした感染症などの正しい知識の普及・啓発を図り、患者、元患者や家族の人権を尊重することが大切です。

エイズ、HIV感染症については、正しい知識の普及・啓発活動を展開します。合わせて、医療従事者が正しい知識を持ち、患者や家族の立場に立ち医療を行うよう啓発活動を進めます。

▶ ハンセン病患者等の人権

ハンセン病は、患者の強制隔離策といった史実から、誤解や偏見が根強く残っており、正しい知識の普及が不十分となっています。2009年（平成21年）には、ハンセン病問題の解決の促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施

行されており、ハンセン病の患者であった人などの福祉の増進などを図るための施策を実施していくことが求められるため、差別や偏見の解消のために正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことに取り組みます。

▶ 刑を終えた人やその家族の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても周囲の偏見により、就職に際しての差別や住居などの確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況になる場合があります。市では、「伊勢市再犯防止推進計画」を2021年（令和3年）に策定し、刑を終えて出所した人などの犯罪をした人が社会復帰後、地域社会で孤立させない支援に取り組んでいます。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活できるようにするためには、家族、職場、地域など周囲の協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する福祉サービスの提供や再犯防止の啓発活動など、社会復帰と理解促進に資するための取組を進めます。

▶ 犯罪被害者等の人権

2004年（平成16年）に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害等基本法」が制定され、国・地方公共団体等の責務が規定されました。市では、2021年（令和3年）4月1日に犯罪被害者等支援における基本理念や支援施策などについて定めた「伊勢市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図るため、人権擁護に資する啓発活動を進めます。

▶ 北朝鮮による拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、発生した1960年代から現在まで解決に至っていない深刻な人権侵害です。拉致問題は日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、被害者はもとより、その家族にとって大変な精神的苦痛と悲しみを強いています。2006年（平成18年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する市民の関心と認識をより一層深めるために啓発活動を進めます。

▶ その他の人権課題

・ホームレスに対する偏見や差別

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加えるなどの行為は犯罪であり重大な人権侵害です。ホームレスとなった人々の人権擁護のために偏見や差別的意識を解消するための啓発活動が重要です。

・人身取引

人身取引は、暴力、脅迫、詐欺、弱い立場を利用するなどの手段を用いて、売春や労働など

を強要する犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

・震災等の災害に起因する偏見や差別

震災等の大きな災害の発生時に不確かな情報に基づいて被災者などを不当に差別することは、被災者の方々の尊厳を傷つける人権侵害です。災害時には正しい情報と冷静な判断に基づいた行動をとることが重要です。

第3章 施策の推進体制

1 推進体制の整備

人権施策の推進にあたっては、市民や人権関係団体及び関係行政機関との連携により各施策を実施していきます。伊勢市人権施策推進協議会を軸として、全庁的に緊密な連絡調整を図りながら、積極的に施策を推進します。

2 推進状況の評価、基本方針の見直し

基本方針の進捗状況は、定期的な施策の実施状況の把握、評価、また点検をし、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

資料編

資料①

< 伊勢市人権施策審議会 委員名簿 >

委員氏名	所属
水島 徹	伊勢商工会議所
本村 鏡一	伊勢市総連合自治会
浦田 宗昭	伊勢市P T A連合会
前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会
田邊 文代	伊勢市女性団体連絡協議会
小林 えり子	伊勢市障害者団体連合会
岸本 典子	伊勢保護司会
森 明美	伊勢市人権擁護委員協議会
小林 初美	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
前村 裕司	伊勢市社会福祉協議会
永井 勇輔	伊勢地区労継承センター
山崎 静子	浜郷学区同和教育推進連絡協議会
坂田 吉弘	四郷学区人権教育推進協議会
池田 実	全国地域人権運動総連合三重県連合会伊勢支部
藤原 香代子	N P O男女共同参画れいんぼう伊勢
富永 健	皇學館大学
山口 颯一	一般社団法人E L L Y
森 典英	南勢地区県立学校長会
福岡 俊記	伊勢市立小中学校長会
西沢 宏文	伊勢市人権・同和教育研究会

伊勢市人権尊重条例

平成18年7月31日
条例第52号

（目的）

第一条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念並びに伊勢市人権尊重都市宣言の主旨（以下「基本理念等」という。）にのっとり、市、市民及び事業者の責務、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって人権が尊重され守られる明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

- 第二条 市は、基本理念等にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、啓発活動等を通じて、基本理念等に関する市民及び事業者（本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。）（以下「市民等」という。）の理解を深めるよう努めなければならない。
- 3 市は、市行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策の策定及び実施に努めなければならない。

（市民等の責務）

第三条 市民等は、基本理念等にのっとり、相互に基本的人権を尊重し、人権が尊重され守られる社会の実現に寄与するよう努めるとともに、国、県及び市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

（推進体制の充実）

第四条 市は、市民等、人権関係団体及び関係行政機関との連携を深め、人権が尊重され守られる社会の実現を推進する体制の充実に努めるものとする。

（基本方針）

第五条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する基本的な事項
- 二 人権に関する課題に関し市が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 その他人権施策の実施に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める伊勢市人権施策審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（伊勢市人権施策審議会）

第六条 市に、伊勢市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 前条3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関し必要と認められる事項について、市長等の執行機関に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めたときは、市長等の執行機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、交付の日から施行する。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

＜ 用語解説 ＞

〔あ〕

■インクルーシブ

インクルーシブ (inclusive) は日本語で「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉。さまざまな背景を持つあらゆる人を区別することなく、尊重し受け入れること。

■H I V

HIVとは、Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る（このことを”免疫”といいます）のに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ（CD4 陽性細胞）などに感染するウイルス。感染した結果、これらの細胞の中で HIV が増殖する。このため、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気を発症する。この病気の状態をエイズ（AIDS：Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）と言う。

■L G B T Q

L G B T Qとは、レズビアン (Lesbian：女性同性愛者（自分の性自認が女性で性的指向が女性に向いている人))、ゲイ (Gay：男性同性愛者（自分の性自認が男性で性的指向が男性に向いている人))、バイセクシュアル (Bisexual：両性愛者（性的指向が女性にも男性にも向いている人))、トランスジェンダー (Transgender：自分の性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なると感じる人)、クエスチョニング (Questioning：自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人) の頭文字から作られた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われている。

L G B T Qのうち、「L」「G」「B」は性的指向、つまり、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのか（どのような性別の人を好きになるのか）に関わる類型であり、「T」「Q」は性自認（性同一性）、つまり、自分の性をどのように認識しているか（「心の性」と言われることもある）に関する類型である。

■N P O

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野における営利を目的としない、一般的には民間のボランティア団体や市民活動団体を意味する。

〔か〕

■合理的配慮

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現にあたり、個人に必要と

される合理的配慮が提供されることが求められる。

〔さ〕

■ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返し行うこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

■性と生殖に関わる健康・権利【reproductive health/rights(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

性と生殖に関わる健康【リプロダクティブ・ヘルス】

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつこと。

性と生殖に関わる権利【リプロダクティブ・ライツ】

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。

■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神的な障がいがあるため判断能力が不十分な人が不利益を生じないように、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。

■セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなどさまざまなものが含まれる。

〔な〕

■認知症

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性、レビー小体型認知症の大きく3つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

■ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同じように人権を認められ、共に地域で社会生活を送ることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

〔は〕

■バリアフリー

障がいのある人の社会参加にとって障壁（バリア）となるものを取り除くこと。それによって、高齢者や幼児、妊娠婦にとっても暮らしやすい社会の建設につながるという考え

方。もとは建築用語だったが、物理的障壁だけでなく、制度、文化・情報、意識の面にも概念が広げられた。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。

■ヘイトスピーチ

ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障害、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。

■放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図るもの。

〔や〕

■やさしい日本語

簡単な表現や言葉をつかい、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

伊勢市観光文化会館及び伊勢市観光文化会館駐車場の指定管理者の公募 選考の結果について

1 対象施設

- (1) 名 称 伊勢市観光文化会館・伊勢市観光文化会館駐車場
(2) 所在地 伊勢市岩淵1丁目13番15号
(3) 主要施設 大ホール、リハーサル室、大会議室、小会議室、展示室、和室、特別室、駐車場

2 指定管理候補者

団体名 株式会社 ケイミックスパブリックビジネス
代表者 代表取締役 橋本 鉄司
住 所 東京都千代田区神田小川町1丁目2番地

3 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日 5年間

4 公募状況

申請者数 1社
・株式会社 ケイミックスパブリックビジネス

5 選定委員（敬称略）

氏 名	所 属
筒井 琢磨	皇學館大学現代日本社会学部 教授
北爪 仁視	税理士（東海税理士会伊勢支部）
田中 綾乃	三重大学人文学部 准教授
山本 麻里	伊勢市文化協会 副会長
奥田 真理	ピアニスト（利用者代表）

6 選定までの経過

実施日等	事項
令和5年8月1日～8月16日	募集要項配付
8月17日	指定管理者選定にかかる現地説明会 4社参加（5社申込）
8月10日～8月18日	質問書受付
8月22日	質問回答
8月23日～9月19日	応募受付
10月6日	第1次審査（書面審査） 1社
10月13日	第2次審査（公開プレゼンテーション審査） 1社
10月25日	選定結果通知

総務政策委員協議会 資料4
令和5年11月22日
担当:二見総合支所生活福祉課

教育民生委員協議会 資料8
令和5年11月21日
担当:教育委員会事務局社会教育課

産業建設委員協議会 資料6
令和5年11月20日
担当:産業観光部農林水産課

公民館等集会施設の譲渡等に関する方針について

施設類型別計画に基づき、市が公共施設として所有している公民館等集会施設(以下「集会施設」という。)を地元自治会、町会、区等(以下「自治会等」という。)に譲渡するにあたっての基本的な方針を次のとおりとします。

1 譲渡にあたっての基本的な考え方

- (1) 市が所有する集会施設の建物及び土地については、一定期間※、現行の用途を継承することを条件とした上で、自治会等へ無償で譲渡する。

※ 一定期間：引き渡し日から10年間または、国の補助金の交付を受けている場合の財産処分制限期間と比較して、いずれかの長い期間とする。

- (2) 自治会等は、譲渡にあたって、財産を所有できる法人格(認可地縁団体等)を取得することとする。

2 建物修繕等について

- (1) 譲渡にあたっての建物修繕

市において、譲渡前に施設の安全性及び機能維持等に必要な修繕を実施

- (2) 譲渡後の建物修繕、解体等

自治会等が実施する修繕等については、「伊勢市自治会集会所建設等補助金交付要綱」(市民交流課所管)による補助金の利用が可能
(解体費用については、要綱改正し1/2補助対象とする。)

3 自治会等への譲渡が困難な場合の対応

公共施設としての用途は廃止するが、自治会等が引き続き施設の使用を希望する場合は、「管理主体変更」により、建物が使用できる間は、自治会等へ無償で貸し付けることができる。

管理主体変更にあたっては、施設の安全性を確保するための修繕を市が行うが、その後の修繕は、全て自治会等において行うこととする。

4 譲渡等の時期について

自治会等における譲渡等の意思決定については、令和6年度中を基本とするが、意思決定に時間を要することが見込まれる場合には、最長3年間延長(令和9年度中)できるとし、その後、事務手続き及び建物修繕等を完了した後に譲渡を完了する。

〈参考〉

区 分	建物所有	法人格	譲渡等にあたっての修繕	譲渡等後の修繕	解体費用
譲渡	自治会等	要	安全性及び機能維持	補助対象	1/2補助
管理主体変更	市	不要	安全性の確保	補助なし	不要

対 象 施 設 一 覧

NO	名 称	認可 地縁団体	補助	制限等 期間	経過 年数	建築 年月	構造	所 管 課	総務 政策	教育 民生	産業 建設
1	三津コミュニティセンター				30	H5.3	S	二見総合支所 生活福祉課	○		
2	江コミュニティセンター				27	H8.1	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
3	西コミュニティセンター	○			23	H12.3	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
4	光の街コミュニティセンター	○			20	H15.3	S	二見総合支所 生活福祉課	○		
5	今一色コミュニティセンター	○			13	H21.11	RC	二見総合支所 生活福祉課	○		
6	村松町民会館	○	防衛	60	43	S54.11	RC	社会教育課		○	
7	東豊浜町土路区町民会館	○	防衛	60	43	S55.3	RC	社会教育課		○	
8	西豊浜町上区町民会館	○	防衛	60	43	S55.3	RC	社会教育課		○	
9	柏町民会館	○	防衛	60	42	S56.3	RC	社会教育課		○	
10	船江会館				41	S57.4	S	社会教育課		○	
11	坂東会館		防衛	60	40	S58.3	RC	社会教育課		○	
12	有滝町民会館	○	防衛	60	39	S59.3	RC	社会教育課		○	
13	小川町民会館	○	防衛	60	35	S63.3	RC	社会教育課		○	
14	田尻町民会館		防衛	60	27	H8.3	RC	社会教育課		○	
15	辻久留台会館	○	防衛	60	26	H9.3	RC	社会教育課		○	
16	昭和苑会館		防衛	60	25	H10.3	RC	社会教育課		○	
17	檜原町民会館	○	防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
18	東大淀町民会館	○	防衛	60	22	H13.3	RC	社会教育課		○	
19	植山町民会館	○	防衛	50	20	H15.3	RC	社会教育課		○	
20	明野公民館		防衛	60	46	S52.3	RC	社会教育課		○	
21	湯田公民館		防衛	60	43	S55.4	RC	社会教育課		○	
22	小俣北部公民館	○	防衛	60	41	S57.3	RC	社会教育課		○	
23	宮前公民館		防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
24	上惣公民館		防衛	60	24	H11.3	RC	社会教育課		○	
25	溝口会館		防衛	60	28	H7.3	RC	社会教育課		○	
26	高畑公民館		文科	60	45	S53.3	RC	社会教育課		○	
27	下小俣公民館	○	文科	40	32	H2.12	S	社会教育課		○	
28	小林公民館				46	S52.4	RC	社会教育課		○	
29	新高公民館		文科	60	42	S56.3	RC	社会教育課		○	
30	高向公民館	○	文科	60	42	S56.1	RC	社会教育課		○	
31	王中島公民館	○	文科	60	41	S57.3	RC	社会教育課		○	
32	上條公民館	○			41	S57.3	RC	社会教育課		○	
33	新開公民館	○	文科	60	40	S58.1	RC	社会教育課		○	
34	下長屋公民館	○			40	S58.1	RC	社会教育課		○	
35	上長屋公民館	○			39	S59.3	RC	社会教育課		○	
36	中長屋公民館	○			39	S59.2	RC	社会教育課		○	
37	上條公民館分館	○			28	H7.3	S	社会教育課		○	
38	二見健康管理増進センター		水産	24	28	H7.1	木造	農林水産課			○